高知市中心市街地活性化基本計画

平成 24 年 11 月

平成 24 年 11 月 30 日認定
平成 25 年　3 月 28 日変更
平成 25 年　7 月 25 日変更
平成 25 年 11 月 29 日変更

高知県高知市

目　次

○基本計画の名称----------1
○作成主体----------1
○計画期間----------1

1.中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 高知市の概況 ----------1
[2] 中心市街地の特性と課題----------5
[3] 地域住民のニーズ----------21
[4] 旧中心市街地活性化基本計画の検証 ----------25
[5] 中心市街地活性化に向けた主な課題----------33
[6] 中心市街地活性化に関する基本的な方針----------34

2.中心市街地の位置及び区域

[1] 位置 ----------36
[2] 区域 ----------37
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明----------38

3.中心市街地の活性化の目標

[1] 高知市中心市街地活性化の目標 ----------43
[2] 計画期間 ----------43
[3] 数値目標 ----------43
[4] 具体的な数値目標の考え方----------45

4.土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性 ----------57
[2] 具体的事業の内容 ----------58

5.都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性 ----------64
[2] 具体的事業の内容 ----------65

6．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性----------72
[2] 具体的事業の内容 ----------73

7．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性 ----------77
[2] 具体的事業の内容 ----------78

8．4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性----------93
[2] 具体的事業の内容 ----------94

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所 ----------99

9．4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等 ----------100
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項----------102
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進 ----------105

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方----------106
[2] 都市計画手法の活用 ----------107
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等 ----------107
[4] 都市機能の集積のための事業等----------109

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項----------111
[2] 都市計画との調和等----------111
[3] その他の事項 ----------113

12. 認定基準に適合していることの説明----------114

○ 基本計画の名称：高知市中心市街地活性化基本計画

○ 作成主体：高知県高知市

○ 計画期間：平成２４年１２月～平成３０年３月

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針

［1］高知市の概況

⑴ 地勢、気候

高知市は、四国南部のほぼ中央に位置している。市域面積は309.22㎢であり、市内には、東経133度33分33秒、北緯33度33分33秒と3が並ぶ「地球33番地」がある。

市の北方には急峻な四国山地があり、その支峰である市域北部の北山に源を発する鏡川の下流域を中心に都市が形成されている。南は浦戸湾を経て土佐湾に面し、東西に広がる海岸線から黒潮が流れる雄大な太平洋を一望できる地理的条件にある。

気候は、年間を通じて降水量が多く、特に夏から秋にかけては台風の進路に当たることから、年によっては3,000㎜を超す世界的にも有数の降水量がある。また、年間2,000時間を超える日照時間は、都道府県庁所在都市で上位に位置している。

年平均気温については、都道府県庁所在都市の平均値と比較して1～2度ほど高く、総じて温暖である。



図　高知市の位置

(2) 歴史

○都市のなりたち

高知市は、浦戸湾沿岸に広がる平野を活用して新田や市街地を拡大してきた。高知市が位置する地域は、中世から戦国期にかけて当時の土佐国の中心地としての位置付けがなされるようになり、長宗我部元親が岡豊から大高坂山を経て浦戸に移り、その拠点として城を築いた。

その後、関ヶ原の戦いで敗れた長宗我部氏は改易となり、土佐に入国した山内一豊が慶長年間に大高坂山に城を築き、歴代の藩主が城下町を形成して以来、土佐の政治、経済、文化の中心地として発展してきた。



高知城

○明治維新・自由民権運動

幕末には坂本龍馬、武市瑞山ら勤王の志士を輩出して明治維新の礎を築き、維新後においても「自由は土佐の山間より」といわれるように自由民権運動発祥の地として、その思想を全国に発信した。城下の板垣退助、片岡健吉、坂本直寛をはじめ、先進的な憲法草案を起草した植木枝盛や、全国初の婦人参政権を要求した楠瀬喜多、さらに土佐山では山嶽社を結成した和田三郎、春野では吉良順吉や細川義昌ら、多くの人材が活躍し、自由と平等の精神に培われた政治的伝統が育まれてきた。



坂本龍馬

※高知県立坂本龍馬記念館提供資料

○市政のあゆみ

市制の施行は1889(明治22)年であり、以後、幾度かの合併を経ながら県都として発展してきた。1945(昭和20)年7月の空襲により高知市中心部の建物はその大半が焼失し、さらに翌年12月には南海地震が発生し、強い揺れによる建物の倒壊や地盤沈下による浸水など大きな被害を受けたが、復興へのめざましい取り組みを経て地方中核都市として発展し、1998(平成10)年には四国初の中核市となった。



高知市の市街地

⑶ 文化

○風土

高知市は、懐の深い中山間地域や生産力の高い田園地域、魚種が豊富な海域などの高い多様性と優位性を併せ持つ自然と、その自然に対して先人が営々と働きかけてきた歴史、そして自然と調和しながら発展した産業が織りなす、独特の文化が花開く土壌を培ってきた。

さらに、土佐国の中心地として発展してきた過程の中で、この地を訪れた多くの知識人や文化人の影響を受けながら文化の成熟度を高め、現代まで受け継いできた。

このような風土によって培われた明朗闊達で反骨精神の強い土佐人の気質は、江戸末期から明治にかけての幕末の志士や自由民権運動での活躍に現われただけでなく、現代においても、市民によるさまざまな地域コミュニティ活動を支える積極的な協働の精神として受け継がれている。



坂本龍馬像

○地域に根ざした文化

高知市周辺の平野は県下有数の規模を誇り、食料の供給地として農業が発展してきた。江戸時代から現在まで連綿と続く日曜市をはじめとした街路市には、新鮮で豊富な食材が並び、高知市の地産地消の食文化を支えてきた。豪快な皿鉢料理に代表される「おきゃく」(宴会)や、大いに盛り上がる箸拳などは、土佐の宴席文化として広く注目されている。



豪快な皿鉢料理



明治時代の日曜市

音楽、演劇、舞踊、美術、映画上映などの芸術文化については、市内各所で市民の多彩な活動が繰り広げられており、高知市文化祭や高知街ラ・ラ・ラ音楽祭などの大規模な文化的催しが市民の力で成功している。中でも、横山隆一など独特な作風を持つ作家を輩出したまんがや、原宿や札幌など全国各地の200か所以上で開催されるまでに広がりを見せた本家本元のよさこい祭りなどは、自由で豊かな表現を基礎とした独特の芸術や文化として昇華し、日本国内だけでなく海外までその発信力が広がっている。



本家本元のよさこい祭り

[2] 中心市街地の特性と課題

(1) 人口･世帯

①人口

高知市の人口の推移を見ると、平成 14 年から平成 23 年までに約 1.9%減少しているが、その中でも中心市街地（本活性化基本計画の区域）の人口は約 17.0%減少しており、市全体と比べて減少率が大きい。

また、中心市街地の人口の市全体に占める割合も平成 14 年時点では約 1.7%であったが、平成 23 年現在では約 1.5%まで低下している。

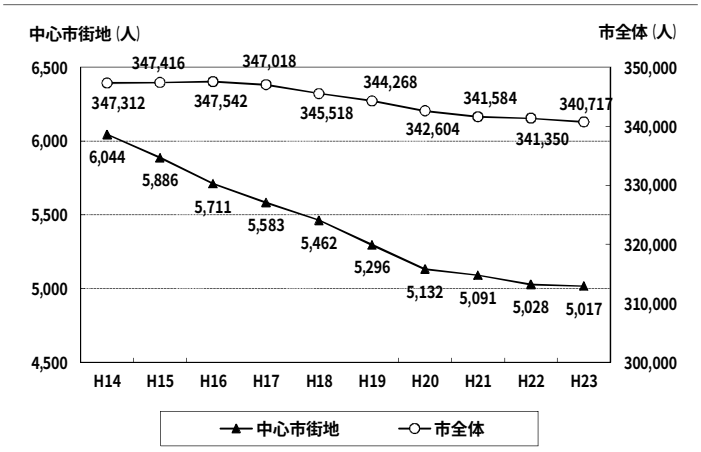


図　中心市街地の人口の推移（外国人住民を含む）

	市全体（人）		中心市街地（人）	
	日本人	外国人	日本人	外国人
H14	345,675	1,637	5,962	82
H15	345,896	1,520	5,810	76
H16	345,980	1,562	5,633	78
H17	345,458	1,560	5,505	78
H18	343,986	1,532	5,385	77
H19	342,774	1,494	5,225	71
H20	341,177	1,427	5,079	53
H21	340,208	1,376	5,042	49
H22	339,945	1,405	4,984	44
H23	339,323	1,394	4,964	53

表　中心市街地の人口の推移

※市全体の外国人住民の数については、各年3月31日現在の値（高知市統計書）
※中心市街地の外国人住民の数については、平成18年以降は各年3月31日現在の値（市データ）、平成17年以前は推計値
※外国人住民の数について、 平成19年以前の数値は、合併前の旧春野町分を含んでいない
※外国人住民の数について、 平成16年以前の数値は、合併前の旧鏡村・旧土佐山村分を含んでいない

高知市全体の人口減少要因を見るため、推移の内訳を自然増減と社会増減に分けて見ると、自然増減は概ね出生件数の減少、死亡件数の増加となっている。一方、社会増減は年によって変動に幅があることがわかる。

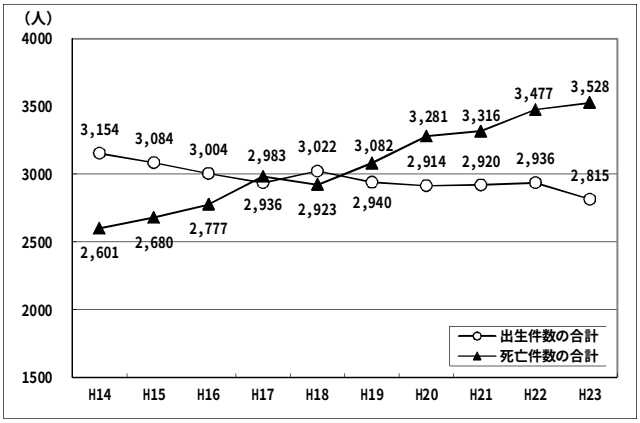


図　高知市全体の人口の自然増減の推移

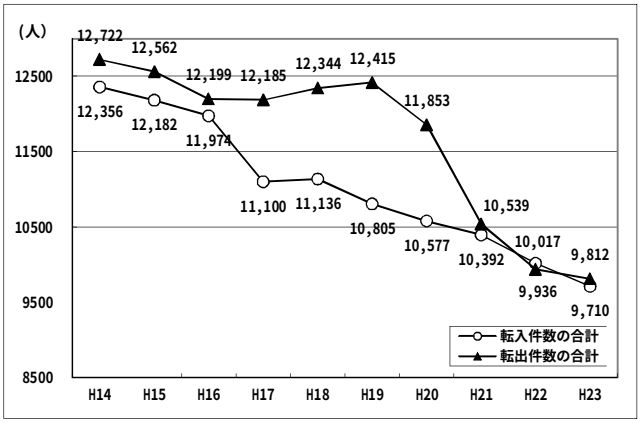


図　高知市全体の人口の社会増減の推移

※市全体の出生、死亡、市全体の転入、転出は、各年高知市統計書の数値
※自然増減、社会増減の推移には外国人住民を含まない

平成 14 年から平成 23 年にかけて全国的な少子化の流れの中で、高知市もほぼ一貫して出生件数の減少となっている。また、高知市全体で年々高齢化率が高まっており、高齢者数の増加に合わせて死亡件数も増加している。そのため、平成 19 年以降は自然増が自然減に転じるとともに、年々人口減少が拡大している。

一方、社会増減は、これまで転出が転入を上回り、高知市の人口は減少傾向であった。しかし、第 2 次産業等の雇用環境を大幅に悪化させた平成 20 年のリーマンショックを引き金とする全国的な景気低迷等を背景に、転出件数が大幅に減少する一方で、転入件数はその影響を受けず、社会減は小さくなってきている。

次に、中心市街地の人口減少要因を見ると、自然増減は減少傾向であるが、変動幅は比較的小さい。一方、社会増減は年によって変動に幅があることがわかる。

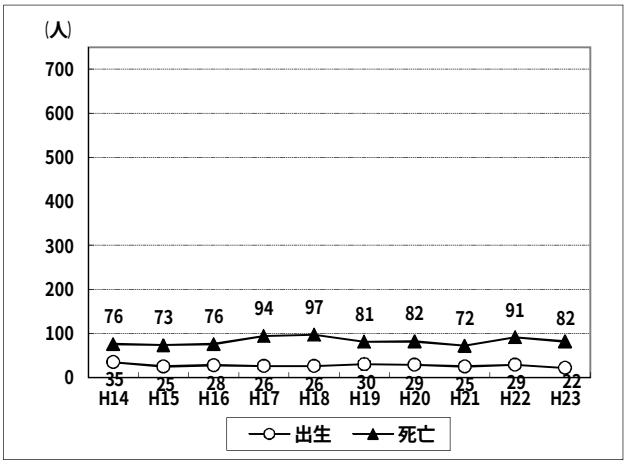


図　中心市街地の人口の自然増減の推移

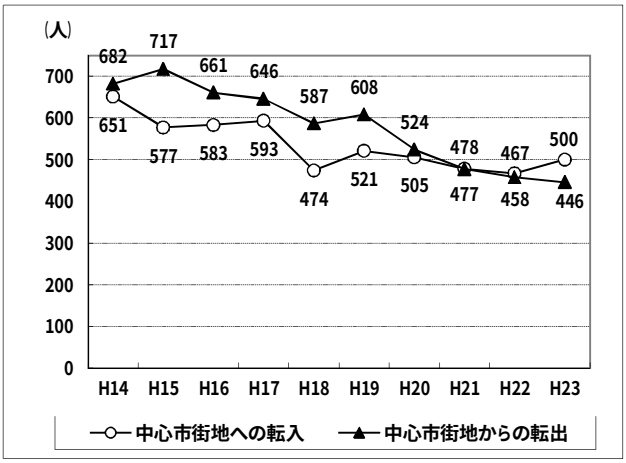


図　中心市街地の人口の社会増減の推移

※出生、死亡、中心市街地への転入、中心市街地からの転出は、各年 1 月～12 月の住民基本台帳届出件数
※自然増減、社会増減の推移には外国人を含まない

中心市街地は古くからの市街地であり、高知市全体とは異なり既に高齢化※1が進んでいるため、平成 14 年から平成 23 年にかけて一貫して出生より死亡が大きく、自然減であるが、その規模は毎年 40 人から 70 人程度の小規模な減少に留まっている。

一方、社会増減は、これまで中心市街地からの転出が転入を上回り、平成 14 年からの 10 年間で 457 人の転出超過となっている。しかし、年々中心市街地から転出者が減少するとともに、平成 23 年には中心市街地への転人者が増加に転じたため社会増になり、社会減に歯止めがかかりつつある。

この要因としては、これまでの中心市街地活性化施策による居住環境の向上や地価下落※2による居住費負担の改善、高齢者等を中心とした街なか居住ニーズの高まりを背景にしていると考えられる。

そのため、社会増の受け皿となる住宅の増加、なかでも市全体より高齢化が進んでいるコミュニティの年齢構成のバランス改善を考えると、より積極的に若年世帯の居住が促せるような魅力ある住宅の供給が望まれる。

※1　P8③高齢化率参照　　※2　P20（6）地価の状況参照

②世帯数

世帯数の推移を見ると、高知市全体では一貫して増加しているのに対し、中心市街地（本活性化基本計画の区域）では、平成 21 年まで減少し、その後は微増している。

１世帯当たりの人員を算出すると、平成 23 年時点で市全体では 2.1 人／世帯、中心市街地では 1.7 人／世帯となっており、市全体と比べ中心市街地では、住民に単身者や夫婦のみ世帯が多いと推察される。

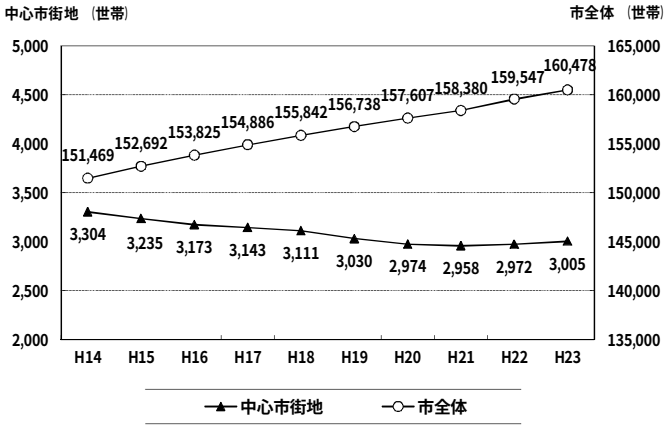


図　中心市街地の世帯数の推移（外国人住民を含む）

	市全体（世帯）		中心市街地（世帯）	
	日本人	外国人	日本人	外国人
H14	150,388	1,081	3,235	69
H15	151,602	1,090	3,165	70
H16	152,727	1,098	3,102	71
H17	153,780	1,106	3,072	71
H18	154,729	1,113	3,039	72
H19	155,647	1,091	2,962	68
H20	156,556	1,051	2,923	51
H21	157,344	1,036	2,913	45
H22	158,462	1,085	2,932	40
H23	159,398	1,080	2,958	47

表　中心市街地の世帯数の推移

※市全体・中心市街地の外国人住民世帯数については、平成18年度以降は各年3月31日現在の値（市データ）、平成17年以前は推計値
※世帯数には、複数国籍世帯（日本人と外国人で構成する一の世帯）が重複して集計されている

※中心市街地の人口及び世帯数　：本活性化基本計画の区域内に 1/2 以上含まれる町丁目の住民基本台帳人口及び世帯数の合計
市全体人口及び世帯数　：H14～H16 は旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町分が各年 3 月 31 日現在、旧高知市分が各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口及び世帯数の合計、H17～H19 は旧春野町分が各年 3 月 31 日現在、旧高知市分が各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口及び世帯数の合計、H20 以降は現高知市の 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口及び世帯数の合計

③高齢化率

本市の人口を年齢 3 区分で見ると、徐々に高齢化が進んできており、65 歳以上は平成 22 年現在 23.6%と、全国と比べ数値も若干高くなっている。中心市街地（本活性化基本計画の区域）においては、65 歳以上は 30.1%と市全体よりも更に高い割合を占めている。

今後も着実に高齢化が進むと見込まれており、コンパクトなまちづくりや高齢者に優しいまちづくりが次第に求められる状況となっている。

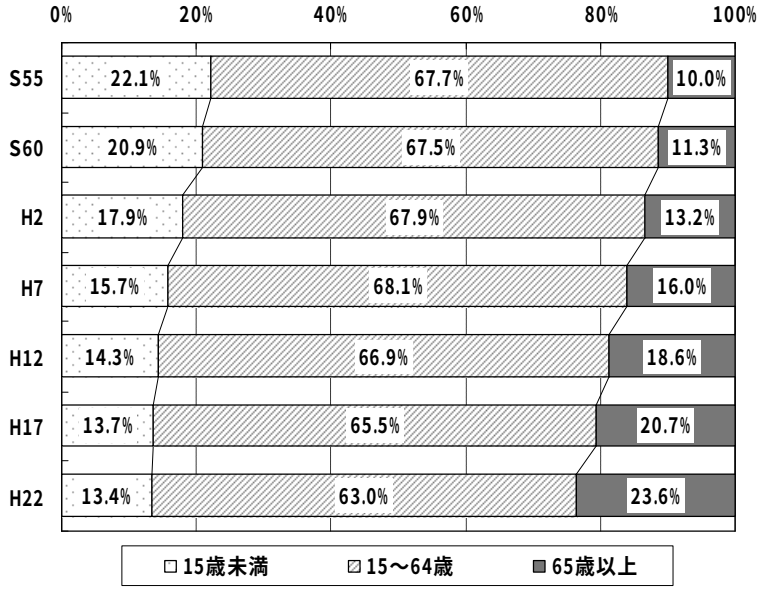


図　高知市の年齢 3 区分別人口の変遷

（資料：国勢調査）

※高知市・旧鏡村・旧土佐山村・旧春野町の合計値。 端数処理等の関係で表記数値合計は 100%にならない。

表　年齢 3 区分別人口割合（平成 22 年）

	15歳未満	15～64歳	65歳以上
中心市街地	7.6%	62.3%	30.1%
市全体	13.4%	63.0%	23.6%
全国	13.2%	63.8%	23.0%

（資料：全国、市全体は国勢調査、中心市街地（本活性化基本計画の区域）は住民基本台帳）

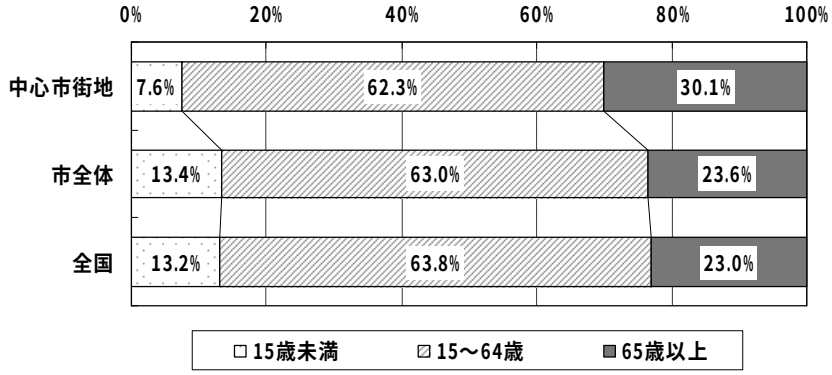


図　年齢 3 区分別人口割合（平成 22 年）

(2) 経済活力状況

①中心市街地小売商業の状況

中心市街地及びその周辺には 16 の商店街があり、そのうち 11 の商店街が高知城の東、追手筋より南に集積し、中心市街地内で唯一、店舗面積 10,000 ㎡を超える高知大丸も立地している。

また、はりまや町 1・2 丁目では、若者に人気のセレクトショップや雑貨店、レストランなどが立地しており、お洒落なエリアを形成しつつある。

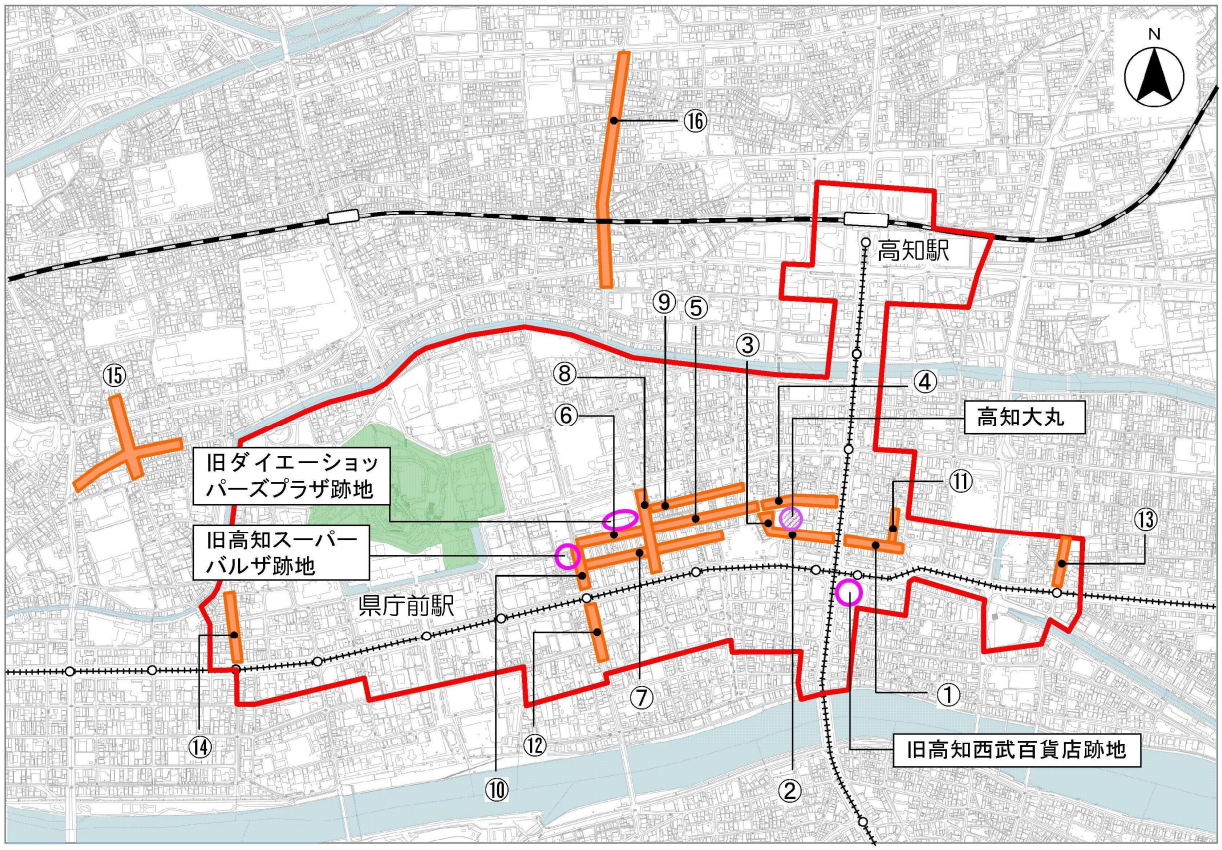


図　中心市街地の商業集積状況

表　商店街名一覧

番号	商店街	中心部
①	はりまや橋商店街	○
②	京町商店街	○
③	新京橋商店街	○
④	壱番街商店街	○
⑤	帯屋町 1 丁目商店街	○
⑥	帯屋町 2 丁目商店街	○
⑦	おびさんロード商店街	○
⑧	中の橋商店街	○
⑨	柳町商店街	○
⑩	大橋通り商店街	○
⑪	魚の棚商店街	○
⑫	天神橋通商店街	
⑬	菜園場商店街	
⑭	升形商店街	
⑮	越前町商店街	
⑯	愛宕商店街	

②中心市街地小売商業の推移

本市中心市街地商業集積地区の小売商業が市全体に占める割合を見ると、平成 19 年で商店数は市全体の 15.9%、従業者数は 10.5%、年間販売額は 11.8%、売場面積は 12.0%となっている。

経年変化を見ると、市全体では売場面積が平成 6 年と比べ増加している。特に、平成 9 年から平成 14 年の間に約 62,000 ㎡増加しているが、これは平成 11 年に高知パワーセンター、平成 12 年にイオン高知ショッピングセンター（現イオンモール高知）が進出したことによるものと考えられる。

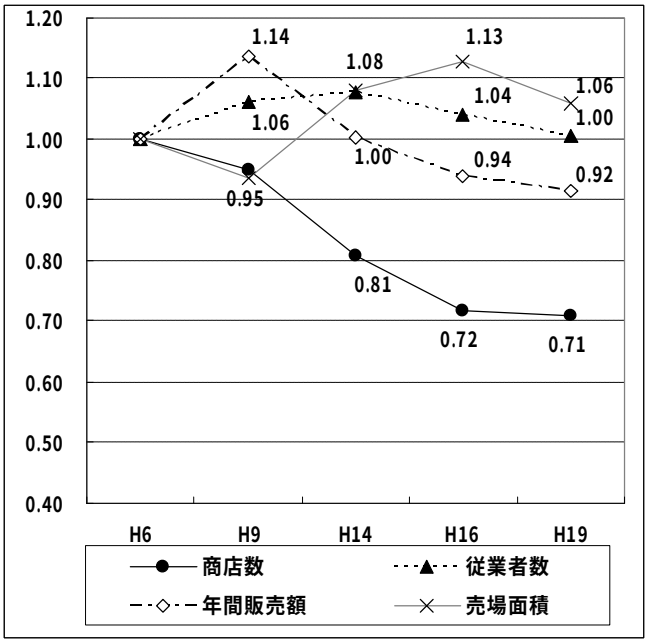
一方で、中心市街地商業集積地区では、平成 6 年と比べ、商店数・従業者数・年間販売額・売場面積全てで減少している。

平成 14 年に高知西武百貨店が撤退、平成 17 年にはダイエーショッパーズプラザが撤退していることが影響している。

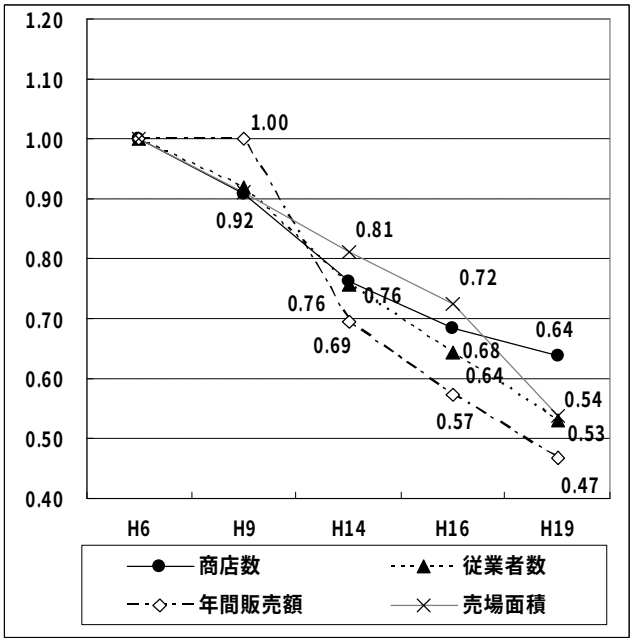
表　中心市街地商業集積地区小売商業の推移

	商店数			従業者数			年間販売額			売場面積		
	市全体（店）	中心市街地商業集積地区（店）	中心市街地の市全体に占める割合（中心市街地／全市）	市全体（人）	中心市街地商業集積地区（人）	中心市街地の市全体に占める割合（中心市街地／全市）	市全体（百万円）	中心市街地商業集積地区（百万円）	中心市街地の市全体に占める割合（中心市街地／全市）	市全体（㎡）	中心市街地商業集積地区（㎡）	中心市街地の市全体に占める割合（中心市街地／全市）
H6	5,010 (1.00)	887 (1.00)	17.7% (1.00)	23,476 (1.00)	4,694 (1.00)	20.0% (1.00)	428,475 (1.00)	98,351 (1.00)	23.0% (1.00)	425,258 (1.00)	100,684 (1.00)	23.7% (1.00)
H9	4,753 (0.95)	806 (0.91)	17.0% (0.96)	24,940 (1.06)	4,314 (0.92)	17.3% (0.87)	487,137 (1.14)	98,309 (1.00)	20.2% (0.88)	397,799 (0.94)	91,829 (0.91)	23.1% (0.98)
H14	4,052 (0.81)	677 (0.76)	16.7% (0.94)	25,298 (1.08)	3,550 (0.76)	14.0% (0.70)	429,268 (1.00)	68,285 (0.69)	15.9% (0.69)	459,618 (1.08)	81,742 (0.81)	17.8% (0.75)
H16	3,597 (0.72)	607 (0.68)	16.9% (0.95)	24,384 (1.04)	3,022 (0.64)	12.4% (0.62)	401,799 (0.94)	56,468 (0.57)	14.1% (0.61)	479,515 (1.13)	72,968 (0.72)	15.2% (0.64)
H19	3,557 (0.71)	565 (0.64)	15.9% (0.90)	23,591 (1.00)	2,487 (0.53)	10.5% (0.53)	392,235 (0.92)	46,106 (0.47)	11.8% (0.51)	450,426 (1.06)	54,224 (0.54)	12.0% (0.51)

※平成 11 年商業統計は簡易調査であり、市町村別の正確な数値が把握できないため、記載を省く。（資料：商業統計）



【　市　全　体　】



【中心市街地商業集積地区】

図　小売商業の H6 との比較

※中心市街地商業集積地区は、天神橋通、大橋通り、帯屋町 1 丁目、帯屋町 2 丁目、壱番街、京町・新京橋、はりまや橋、柳町、本町 1 丁目、はりまや町 1 丁目、はりまや町 2 丁目、堺町、南はりまや町 1 丁目、菜園場、升形の商業集積地区の合計値

③商店街の空き店舗の状況

商店街の空き店舗率を見ると、中心市街地の商店街では、平成 20 年を境に横ばいに転じているものの、ダイエーショッパーズプラザが撤退した平成 17 年を境に急速に増加している。

なお、市全体でも同様の傾向であり、要因は大型小売店舗等の撤退や郊外立地、少子高齢化の進展、消費生活や社会情勢等の社会環境に大きく影響していると推察される。

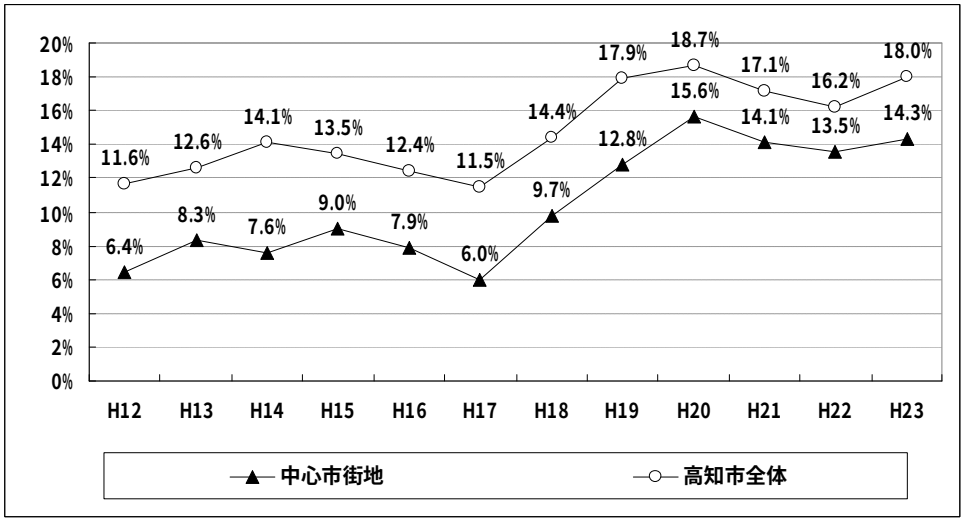


図　中心市街地商店街の空き店舗率の推移

（資料：市データ）

商店街の営業店舗数の推移を見ると、中心市街地の商店街では、平成 20 年を境に横ばいを維持しているものの、ダイエーショッパーズプラザが撤退した平成 17 年頃から徐々に減少している。

なお、市全体でも同様の傾向であり、要因は大型小売店舗等の撤退や郊外立地、少子高齢化の進展、消費生活や社会情勢等の社会環境に大きく影響していると推察される。

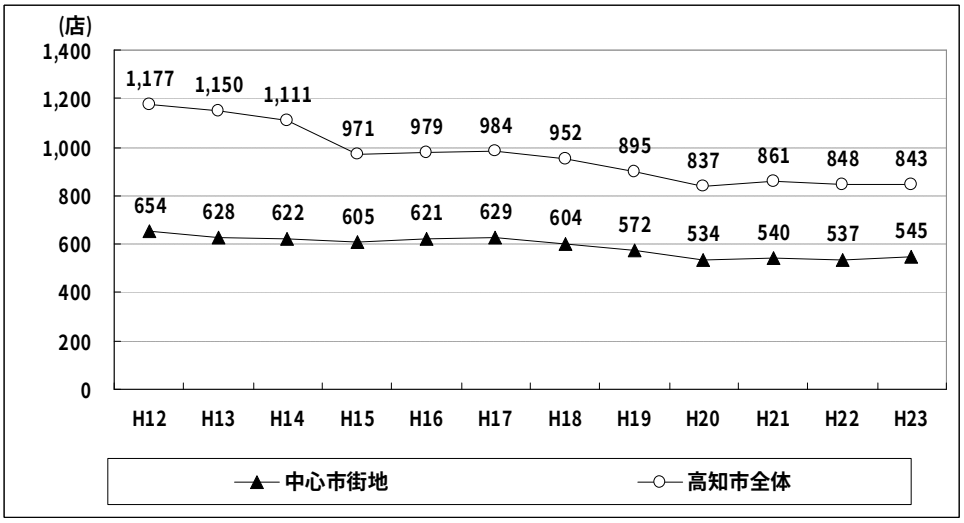


図　中心市街地商店街の営業店舗数の推移

（資料：市データ）

※中心市街地の範囲は P9 の商業集積状況図を参照

中心市街地商店街は、①はりまや橋商店街、②京町商店街、③新京橋商店街、④壱番街商店街、⑤帯屋町１丁目商店街、⑥帯屋町２丁目商店街、⑦おびさんロード商店街、⑧中の橋商店街、⑨柳町商店街、⑩大橋通り商店街、⑪魚の棚商店街の中心部に加え、⑫天神橋通商店街、⑬菜園場商店街、⑭升形商店街の合計値

④大規模小売店舗の状況

中心市街地では、高知西武百貨店の撤退（平成 14 年 12 月）をはじめ、ダイエーショッパーズプラザ（平成 17 年 11 月）、高知スーパーバルザ（平成 18 年 10 月）と、大規模小売店舗の撤退が相次いだ。

一方、郊外では国道や県道の沿道などを中心として駐車場が整備されたロードサイド型店舗が立地している。

表　大規模小売店舗一覧（店舗面積 3,000 ㎡以上）

	大規模小売店舗の名称	開店日	建物の概要	
			実　態	店舗面積（㎡）
1	(株) 高知大丸　本館･東館	S30.11	百貨店	14,509
2	家具の島田屋　高知店	S50.3	専門店	7,267
3	リブロード	S52.11.18	寄合百貨店	4,445
4	高知ショッピングデパート（現イオン高知旭町店）	S53.8.11	スーパー	13,217
5	マナベインテリアハーツ　高知店	H4.5.16	専門店	4,654
6	フジグラン高知ショッピングセンター	H6.7.20	スーパー	14,360
7	ホームセンタープリコ　南店	H9.3.15	ホームセンター	3,700
8	ホームセンターハマート　薊野店	H9.6.21	ホームセンター	4,247
9	高知パワーセンター	H11.4.9	複合型専門	10,015
10	ヤマダ電機テックランド　高知店	H12.2.11	専門店	3,600
11	ベスト電器　高知本店	H12.11.3	専門店	3,800
12	フジグラン葛島ショッピングセンター	H12.11.29	スーパー	10,868
13	マルナカ　一宮店	H12.12.15	スーパー	3,716
14	イオン高知ショッピングセンター（現イオンモール高知）	H12.12.21	複合型ショッピングセンター	48,170
15	ヤマダ電機テックランド高知　2号店	H20.5.29	専門店	6,988
16	ニトリ高知	H20.12.19	専門店	5,317
17	ケーズデンキ　高知駅前店	H21.12.3	専門店	4,250
18	ホームセンターコーナン　高知駅前店	H24.3.1	ホームセンター	4,411
	合　計			167,534

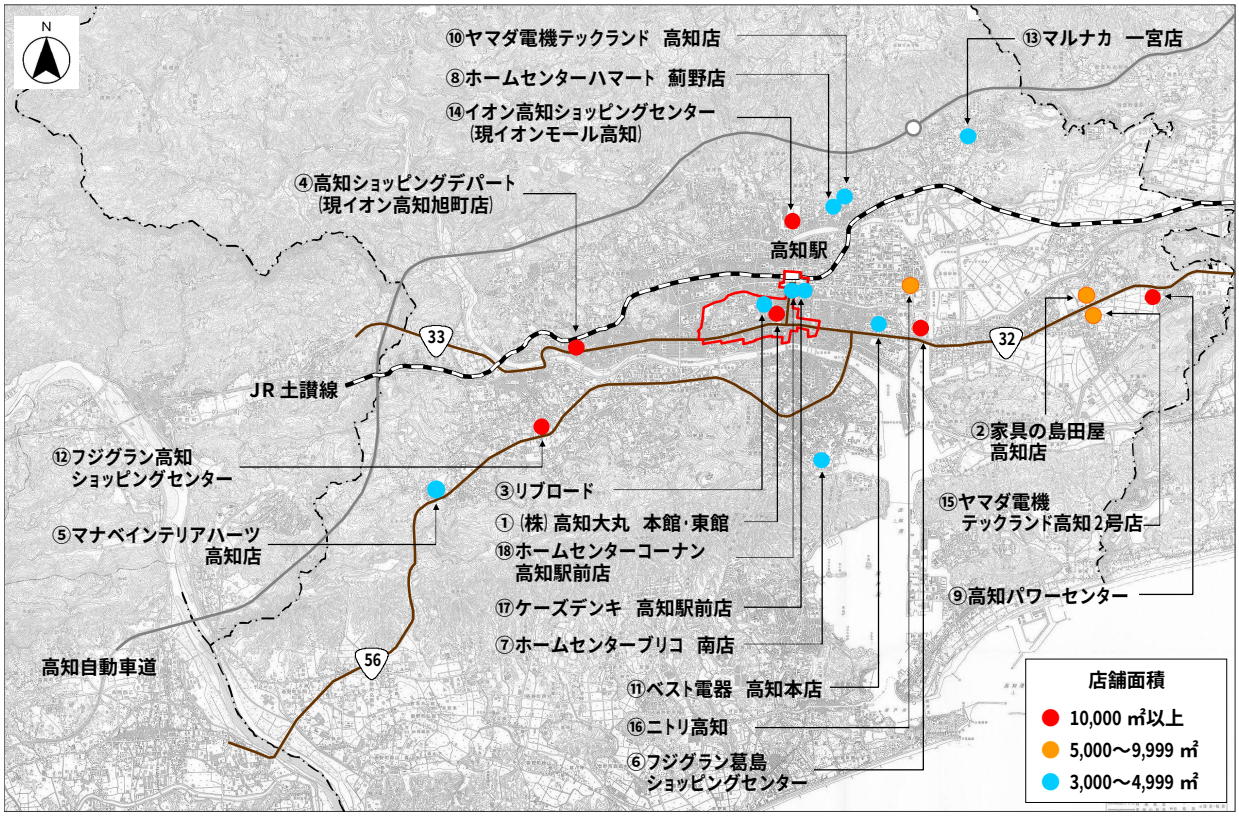


図　大規模小売店舗の立地状況

(3) 観光

本市は、慶長6年（1601年）の山内一豊の入府以来、土佐藩の城下町として発展した都市であるとともに、明治維新や自由民権運動に大きな役割を果たした人材を多く輩出しているため、「高知城」や「坂本龍馬や板垣退助のゆかりの地」など中心市街地に観光資源が豊富に点在している。

また、開設以来300年を超える「街路市」や、今や全国に広がっている「よさこい祭り」など、文化的な資源も貴重な観光資源となっている。

高知市の県外観光客数は減少傾向にあったが、ＮＨＫ大河ドラマ「功名が辻」（平成18年放映）、「龍馬伝」（平成22年放映）の舞台となったことで、観光客数の増加がみられる。特に高知城をはじめとする観光施設の入込客数が平成17年から平成18年、平成21年から平成22年にかけては、大きく増加している。

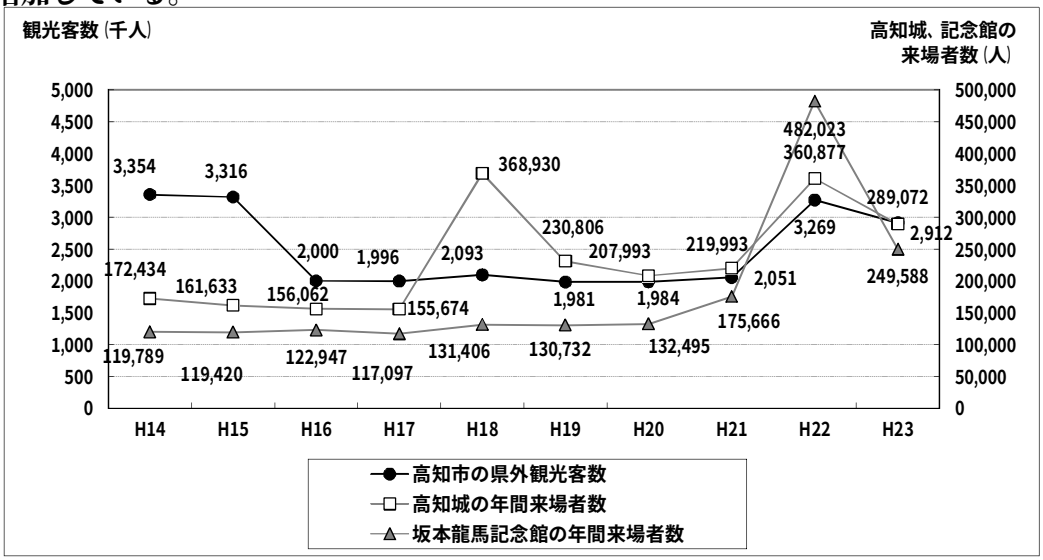


図　高知市の県外観光客数と高知城の年間来場者数

（資料：県外観光客入込・動態調査〔高知県〕、市データ）

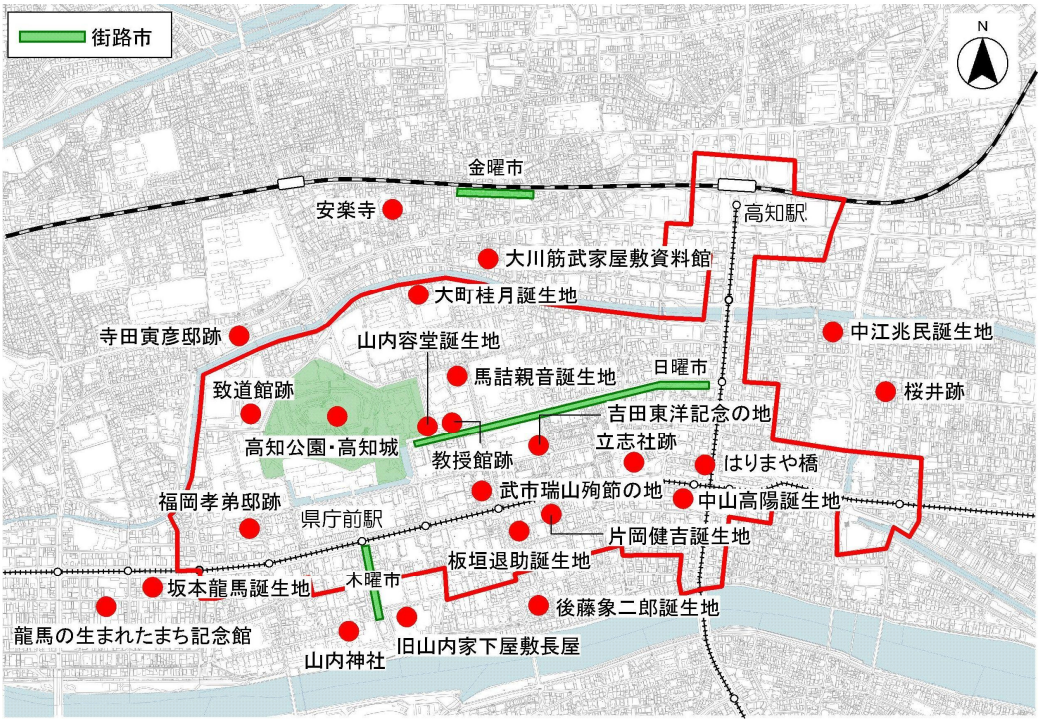


図　中心市街地の観光資源の分布状況

(4) 都市機能関係

①公共公益施設の立地状況

中心市街地には、市役所や県庁をはじめとする主要な公共施設や医療・福祉施設の多くが集積している。

一方で市立市民病院が県立中央病院とともに郊外へ移転するなど、公共公益施設の分散化傾向がみられる。

表　中心市街地における主要都市機能（公共施設、医療・福祉施設など）の流出入状況

流出施設		流入 施設(跡地利用)
○市立中央卸売市場（S42） 九反田から弘化台地区に移転	→	○高知市文化プラザ・かるぽーと（H14） 大規模複合 化施設
○市立市民病院（H17） 高知城西側の丸ノ内から県立中央病院とともに高知医療センターとして移転	→	○高知市総合あんしんセンター（H22） 保健・危機管理拠点として、保健所、消防局、市の危機管理部局、医師会・歯科医師会等が入る。
○県立中央病院（H17） 中心市街地に隣接する桜井町に立地していた	→	○民間マンション＋商業施設（H20） 14 階建の民間マンション及びスーパーマーケット 立地。

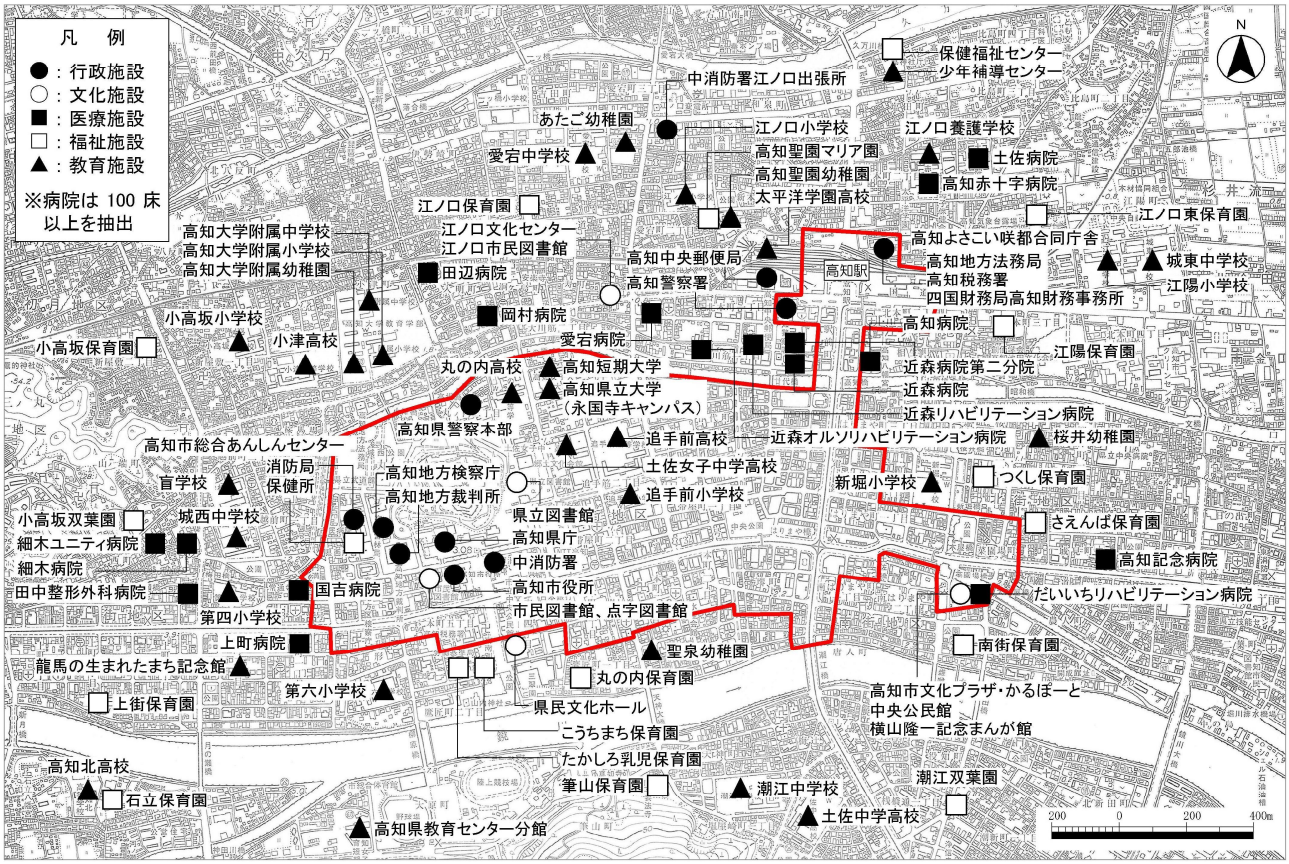


図　主要公共公益施設の位置

表　主要公共公益施設一覧

	中心市街地内(本活性化基本計画の区域)	中心市街地周辺	
行政施設	高知地方法務局 高知税務署 四国財務局高知財務事務所 高知地方検察庁 高知地方裁判所 高知県庁 高知市役所 高知県警察本部 高知警察署 消防局（総合あんしんセンター内） 中消防署	中消防署江ノ口出張所 高知中央郵便局	
文化施設	県立図書館 市民図書館 点字図書館 中央公民館 高知市文化プラザ・かるぽーと 横山隆一記念まんが館	県民文化ホール 江ノ口市民図書館 江ノ口文化センター	
医療施設	だいいちリハビリテーション病院	高知赤十字病院 高知記念病院 土佐病院 愛宕病院 高知病院 国吉病院 上町病院 近森病院	近森病院第二分院 近森リハビリテーション病院 近森オルソリハビリテーション病院 田辺病院 岡村病院 細木病院 細木ユニティ病院 田中整形外科病院
福祉施設	保健所（総合あんしんセンター内）	保健福祉センター 江ノ口保育園 江ノ口東保育園 つくし保育園 南街保育園 こうちまち保育園 たかしろ乳児保育園 高知聖園マリア園 丸の内保育園	江陽保育園 さえんば保育園 小高坂保育園 小高坂双葉園 上街保育園 石立保育園 潮江双葉園 筆山保育園
教育施設	高知短期大学 高知県立大学（永国寺キャンパス） 追手前高校 丸の内高校 土佐女子中学高校 追手前小学校	龍馬の生まれたまち記念館 少年補導センター 高知県教育センター分館 江ノ口養護学校 盲学校 小津高校 高知北高校 太平洋学園高校 土佐中学高校 愛宕中学校 城西中学校 城東中学校 潮江中学校	高知大学附属中学校 高知大学附属小学校 小高坂小学校 第四小学校 江ノ口小学校 江陽小学校 新堀小学校 第六小学校 あたご幼稚園 高知聖園幼稚園 聖泉幼稚園 高知大学附属幼稚園 桜井幼稚園

(5) 交通

①公共交通機関（鉄道、路面電車、バス）

中心市街地の公共交通については、中心市街地北側にＪＲ高知駅が位置するとともに、はりまや橋を中心とした十字方向に路面電車（土佐電気鉄道）と路線バスの経路が集中しており、ＪＲ高知駅及びはりまや橋が中心市街地の公共交通ネットワークの中心となっている。



図　公共交通ネットワーク

（資料：土佐電気鉄道㈱ＨＰ）

《鉄道の利用状況》

鉄道については、高知駅の乗降客数が、平成 22 年度は年間 184 万人（定期・定期外合計）と近隣駅の 6 倍程度と多い。

経年的に見ると、減少傾向が近年ようやく下げ止まった状況にある。

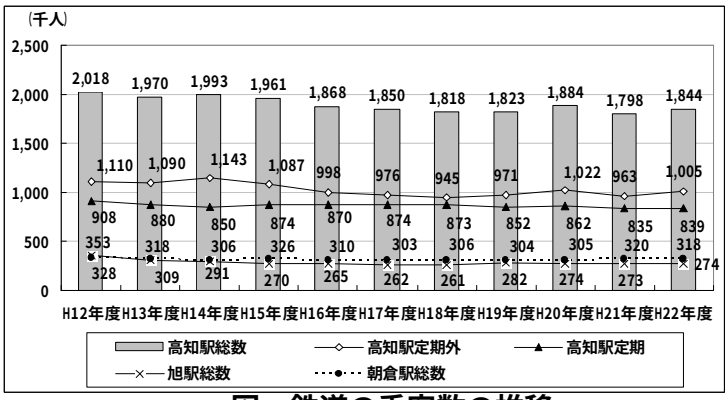


図　鉄道の乗客数の推移

《路面電車の利用状況》

路面電車については、平成 20 年度までは輸送人員が減少していたが、平成 21 年度から増加に転じている。

商店街が集まる中心部には 5 つの停留所が存在するが、国道 32 号沿いに停留所があるため、地区内の短距離移動のための手段としてはやや使い勝手が悪い状況にある。

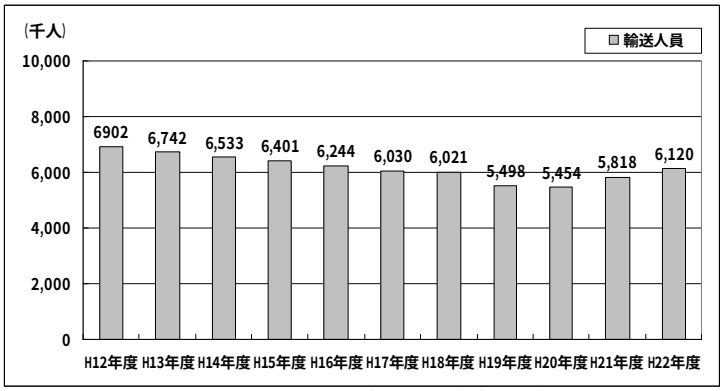


図　路面電車の乗客数の推移

《バスの利用状況》

バスについては、近年、高知県交通、土佐電気鉄道、土佐電ドリームサービスの全てで輸送人員が減少傾向にあるものの、高知県交通に関しては平成 22 年度、増加に転じている。

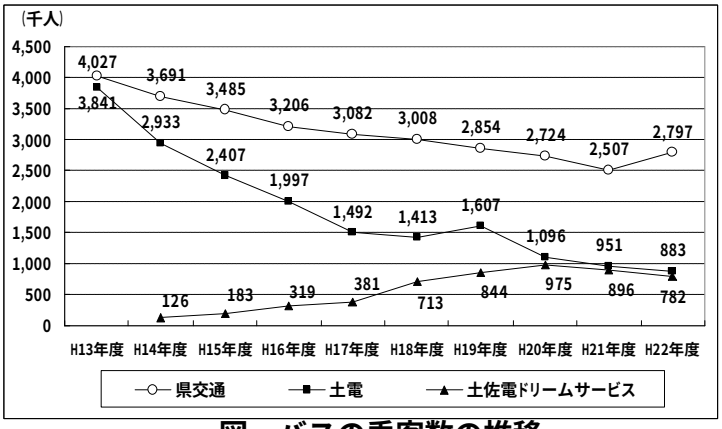


図　バスの乗客数の推移

（資料：高知市統計書）

②自動車

中心市街地には、中央公園地下駐車場（325 台収容）やはりまや地下駐車場（200 台収容）をはじめとする多くの駐車場が点在している。

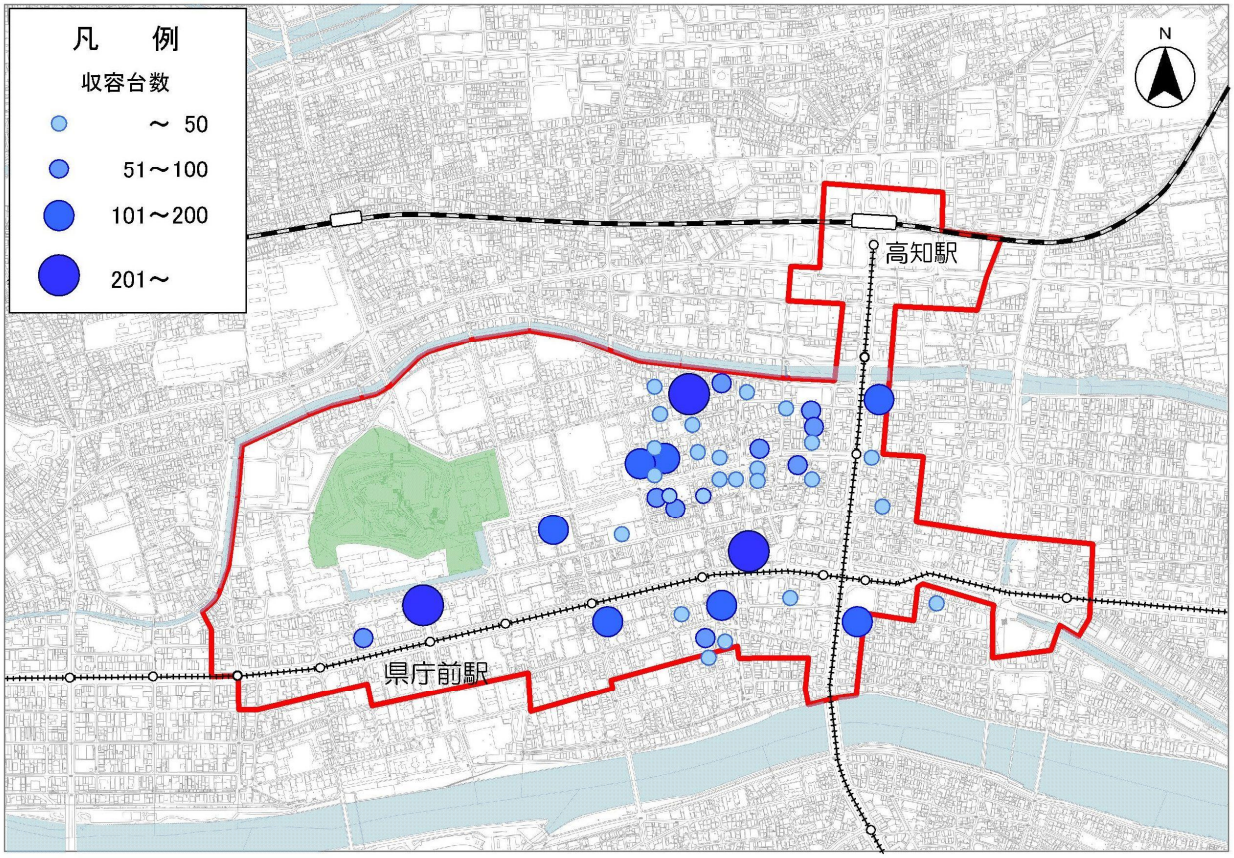


図　主要駐車場の分布状況

表　主要駐車場一覧

番号	駐車場名	収容台数	番号	駐車場名	収容台数
1	帯屋町筋第3パーキング	40	23	土佐亜米利加村パーキング	146
2	24時間パーキング帯屋町筋	144	24	くぼ歯科	10
3	中央公園地下駐車場	325	25	松井パーキング	60
4	県庁前地下駐車場	222	26	はりまや地下駐車場	200
5	高知城パーキング	35	27	柳町スカイパーキング	54
6	土佐パーキング	100	28	24時間パーキング追手筋	200
7	一柳パーキング	35	29	高知タウンタワーパーキング	40
8	24時間パーキングピアンタ	70	30	堀詰有料駐車場	39
9	OKパーキング	86	31	ブライトパークホテル	40
10	K's パーキング	60	32	24時間パーキング県庁前	82
11	24時間パーキング廿代	70	33	ナイスパーキング追手筋①	28
12	セントラルパーキング	303	34	ナイスパーキング追手筋③	20
13	錦川パーキング	6	35	ナイスパーキング追手筋⑤	23
14	廿代パーキング	48	36	ナイスパーキング追手筋⑥	21
15	アルファパーキング	46	37	ナイスパーキング追手筋⑧	15
16	ひろめパーキング	200	38	ナイスパーキング追手筋⑩	12
17	畑山ビルパーキング	116	39	ナイスパーキング帯屋町	26
18	中の橋駐車場	50	40	ナイスパーキング廿代②	12
19	商工会館タワーパーキング	80	41	ナイスパーキング廿代④	15
20	トーエイパーキング	188	42	ナイスパーキングはりまや町⑨	6
21	与力町駐車場	15	43	センターパーキング	26
22	堺町中央パーキング	35	44	ナイスパーキング⑭	10

（資料：よさこいタウンホームページ（平成 24 年 4 月 13 日現在））

③歩行者･自転車

《歩行車・自転車の通行環境》

中心市街地の商店街は、アーケードの架かる帯屋町１丁目・2 丁目商店街、壱番街商店街や京町・新京橋商店街、はりまや橋商店街、大橋通り商店街で、終日歩行者専用化（6 時～11 時は貨物運搬車両の通行が可）されている。

また、アーケード北側の柳町は 19 時～23 時、南側のおびさんロードは 0 時～6 時、11 時～24 時の間を車両進入禁止とし、時間限定で歩行者専用化されている。なお、両通りともコミュニティ道路化されており、安心して歩くことが可能となっている。



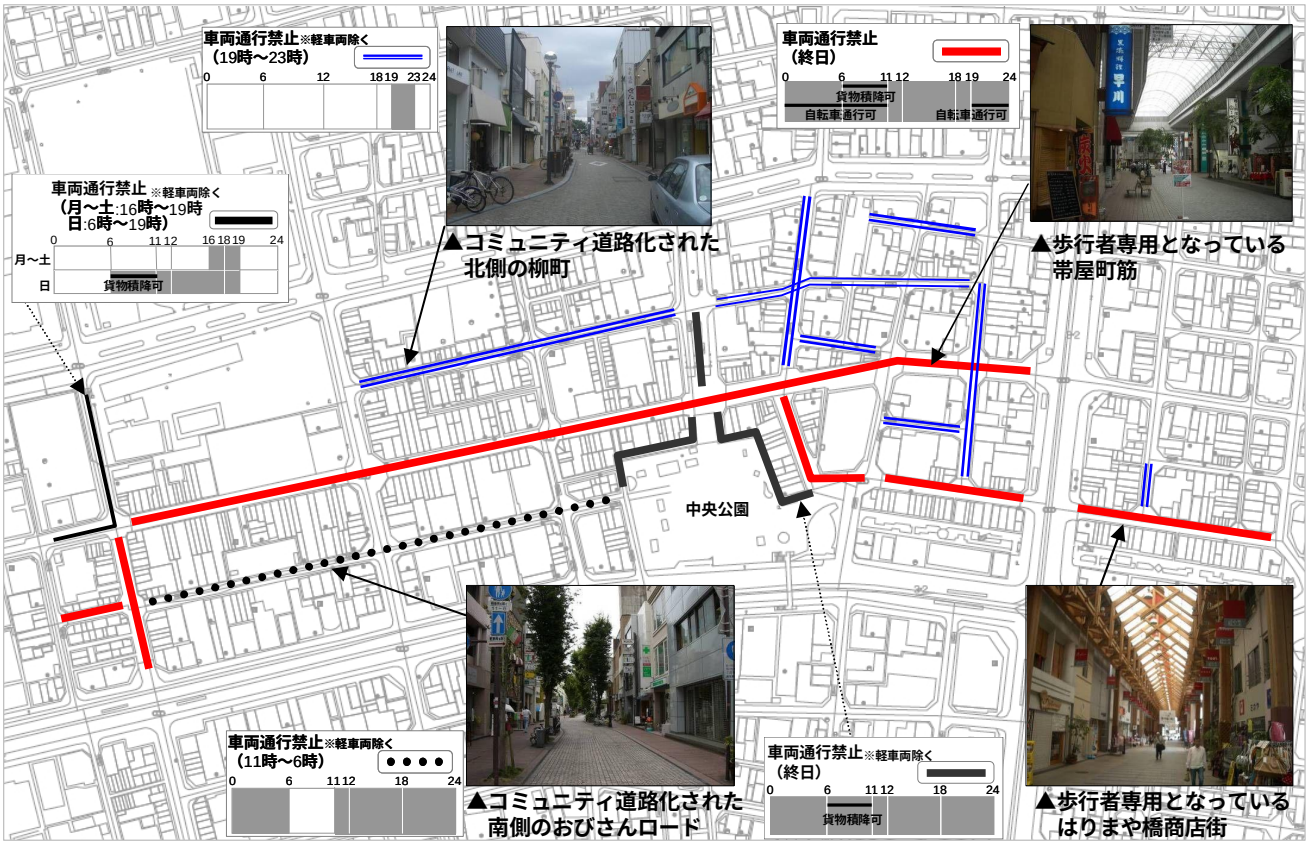


図　中心部の交通規制　　（資料：市データ）

駐輪場は中心市街地に 10 カ所あるが、放置自転車等も多く、使い勝手の向上など、さらなる拡充が必要な状況にある。

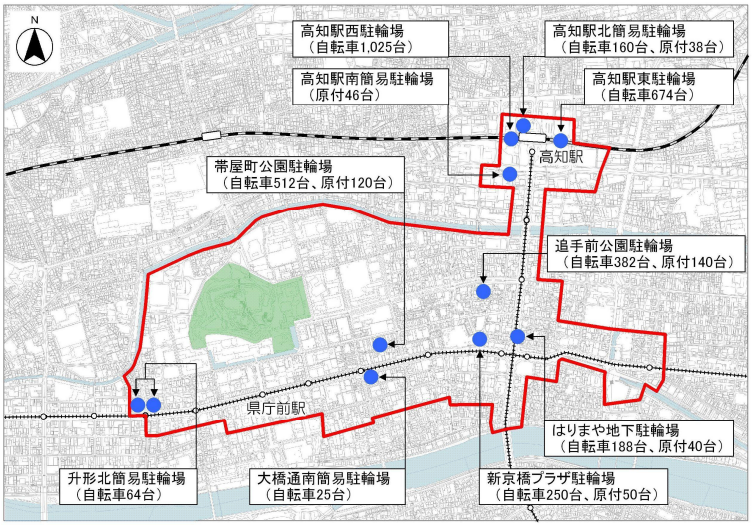


図　駐輪場の位置

《歩行者通行量》

中心市街地の主要な地点（13 地点）における歩行者通行量は、平成 14 年度と平成 23 年度の比較で 3～7 割程度減少している地点が多い。

「③トーモンスポーツ前（帯屋町一丁目商店街）」と「②高知信用金庫前（帯屋町二丁目商店街）」で、突出して歩行者通行量が多い。

13 の調査地点のうち、平日・休日ともに通行量が増加している地点は見られない。

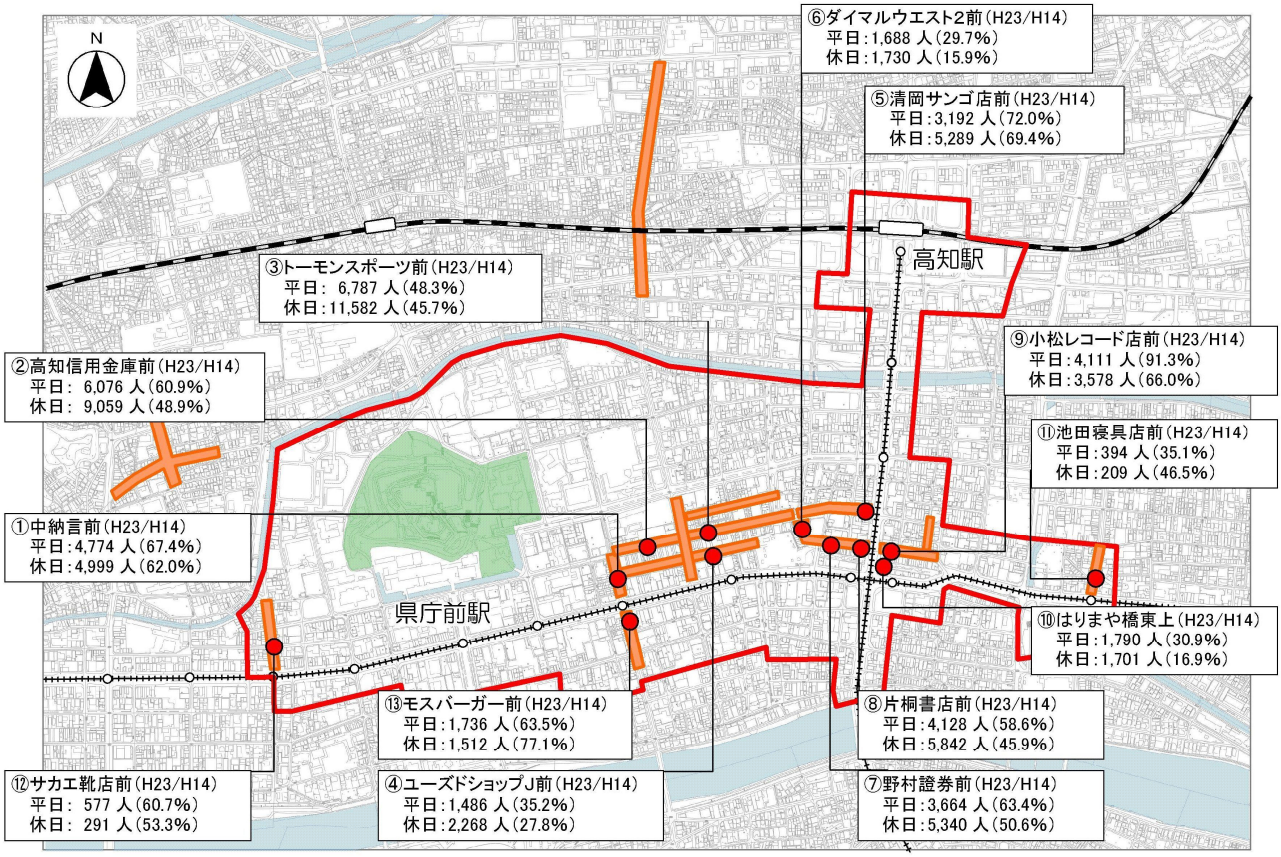
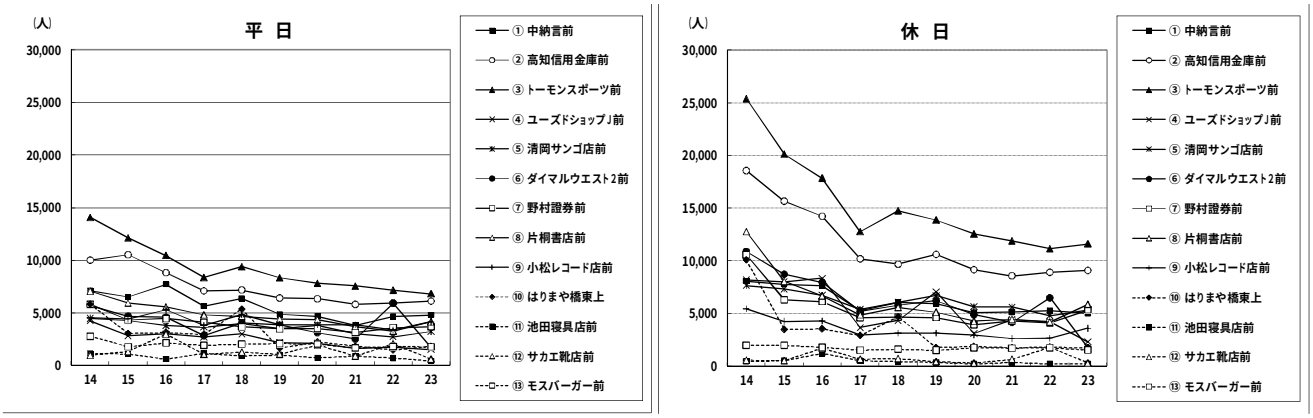


図　平成 23 年度歩行者通行量（H23/H14）

表　歩行者通行量



（調査：高知県・高知県商店街振興組合連合会により実施）

(6) 地価の状況

中心市街地及び周辺の地価を地価公示の経年変化を見ると、この10年間一貫して下がり続けている。平成24年の地価は場所によっては、平成14年の地価の約3割にまで大幅に下落している。

表　中心市街地と周辺の地価

地価公示（調査日各年1月1日）　　（円／㎡）

位置		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	平成14～24年変化率
■①	高知-1	高知市上町1丁目296番1	222,000	219,000	219,000	218,000	214,000	208,000	198,000	188,000	172,000	156,000	142,000	64.0%
■②	高知-5	高知市新屋敷2丁目148番2	159,000	156,000	154,000	153,000	149,000	144,000	139,000	133,000	125,000	116,000	106,000	66.7%
■③	高知-17	高知市北本町3丁目285番17外	175,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		高知市杉井流字杉井流31番22外	-	188,000	188,000	184,000	179,000	170,000	160,000	150,000	140,000	-	-	-
		高知市杉井流408番1外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	129,000	118,000	-
■④	高知-21	高知市福井町字塚穴1485番27	110,000	110,000	110,000	109,000	108,000	-	-	-	-	-	-	-
		高知市相模町1004番2	-	-	-	-	-	188,000	188,000	171,000	157,000	142,000	133,000	-
■⑤	高知-29	高知市宝町128番16	195,000	192,000	190,000	188,000	185,000	179,000	171,000	162,000	147,000	133,000	120,000	61.5%
■⑥	高知-35	高知市桜井町2丁目43番外	187,000	187,000	185,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		高知市桜井町2丁目42番外	-	-	-	182,000	179,000	174,000	170,000	164,000	150,000	136,000	123,000	-
■⑦	高知-36	高知市桜馬場28番	248,000	240,000	231,000	225,000	220,000	215,000	207,000	198,000	180,000	168,000	157,000	63.3%
■⑧	高知5-1	高知市本町1丁目29番外	850,000	700,000	600,000	513,000	440,000	405,000	385,000	365,000	335,000	307,000	280,000	32.9%
■⑨	高知5-2	高知市廿代町318番	398,000	355,000	320,000	288,000	260,000	240,000	230,000	220,000	203,000	186,000	167,000	42.0%
■⑩	高知5-3	高知市升形52番	380,000	342,000	300,000	273,000	260,000	250,000	243,000	237,000	223,000	214,000	196,000	51.6%
■⑪	高知5-4	高知市本町2丁目104番	420,000	380,000	340,000	308,000	280,000	260,000	246,000	238,000	225,000	209,000	190,000	45.2%
■⑫	高知5-5	高知県高知市中宝永町717番	400,000	340,000	298,000	281,000	260,000	242,000	-	-	-	-	-	-
		高知県高知市中宝永町716番	-	-	-	-	-	-	230,000	-	-	-	-	-
		高知県高知市中宝永町716番外	-	-	-	-	-	-	-	220,000	201,000	183,000	164,000	-
■⑬	高知5-6	高知市はりまや町3丁目76番	755,000	655,000	570,000	478,000	410,000	375,000	357,000	330,000	303,000	275,000	240,000	31.8%
■⑭	高知5-7	高知市南はりまや町2丁目131番	311,000	285,000	270,000	257,000	243,000	237,000	225,000	215,000	202,000	183,000	164,000	52.7%
■⑮	高知5-8	高知市愛宕町1丁目206番	360,000	303,000	260,000	237,000	218,000	212,000	207,000	200,000	187,000	170,000	153,000	42.5%
■⑯	高知5-11	高知市伊勢崎町719番	283,000	262,000	250,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		高知市伊勢崎町718番	-	-	-	236,000	230,000	224,000	219,000	206,000	192,000	-	-	-
		高知市知寄町2丁目301番	-	-	-	-	-	-	-	-	-	177,000	160,000	-
■⑰	高知5-12	高知市帯屋町1丁目170番外	900,000	750,000	615,000	525,000	450,000	410,000	385,000	360,000	330,000	301,000	277,000	30.8%
■⑱	高知5-13	高知市はりまや町2丁目178番	318,000	300,000	285,000	272,000	260,000	250,000	-	-	-	-	-	-
		高知市はりまや町1丁目333番1	-	-	-	-	-	-	270,000	265,000	253,000	234,000	216,000	-
■⑲	高知5-14	高知市土居町45番外	250,000	243,000	238,000	231,000	222,000	-	-	-	-	-	-	-
		高知市本町5丁目52番	-	-	-	-	-	300,000	275,000	255,000	230,000	212,000	196,000	-
■⑳	高知5-15	高知市鷹匠町1丁目50番	323,000	306,000	280,000	268,000	258,000	250,000	235,000	221,000	202,000	-	-	-
		高知市高ソネ2202番外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	181,000	162,000	-

資料：国土交通省

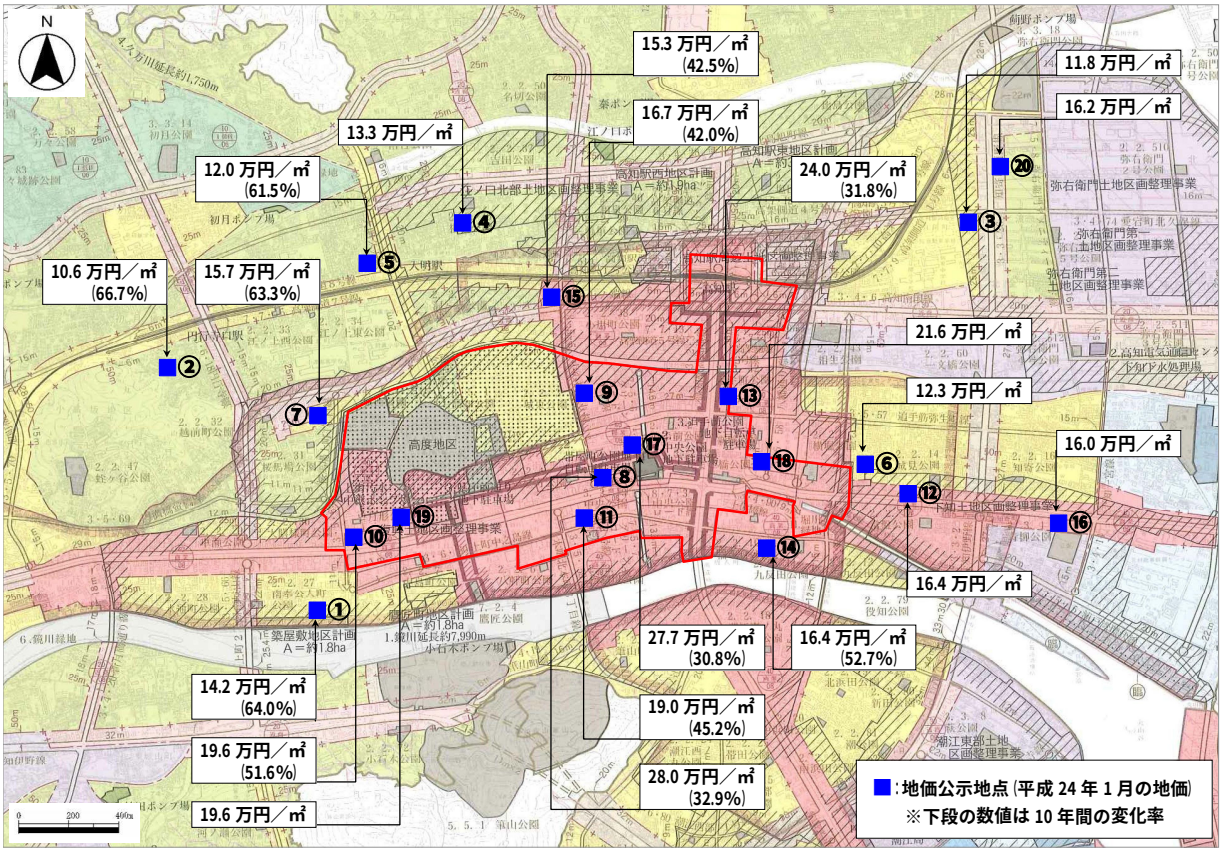


図　中心市街地と周辺の地価

[3] 地域住民のニーズ

中心市街地に関する利用実態やニーズを把握し、中心市街地活性化基本計画を立案する上での基礎資料とすることを目的として、高知市民を対象としたアンケート調査を実施した。

■調査概要

調査手法	郵送配布・郵送回収方式
調査対象	20 歳以上の高知市民（無作為抽出）
調査期	平成 19 年 9 月 7 日～10 月 15 日
発送数	2,000 票
回収数	701 票（35.0%）

①年齢別の中心市街地へ行く頻度の増減

中心市街地へ行く頻度は全年代減少傾向にある。特に、30～40 歳代のファミリー層の 7 割以上で、行く頻度が「どちらかといえば減った」「減った」と回答している。

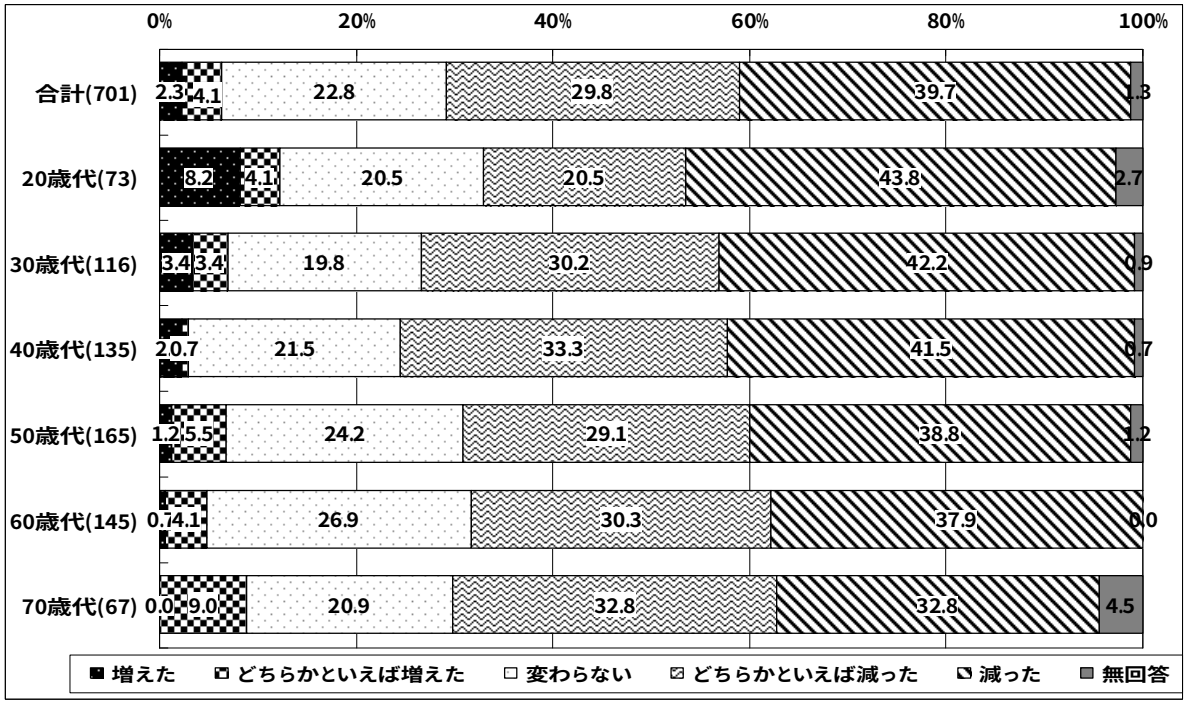


図　中心市街地を訪れる頻度の変化

②中心市街地の商店街が重視すべき事項

中心商店街が重視すべき事項として「買物以外にも食事や映画など、より多くのことが楽しめる場の形成」が最も多く、次に「趣味の良いこだわりのある商品の品揃え」が多く、商業機能に限らない機能の導入と個別の店舗の魅力の向上が望まれている。

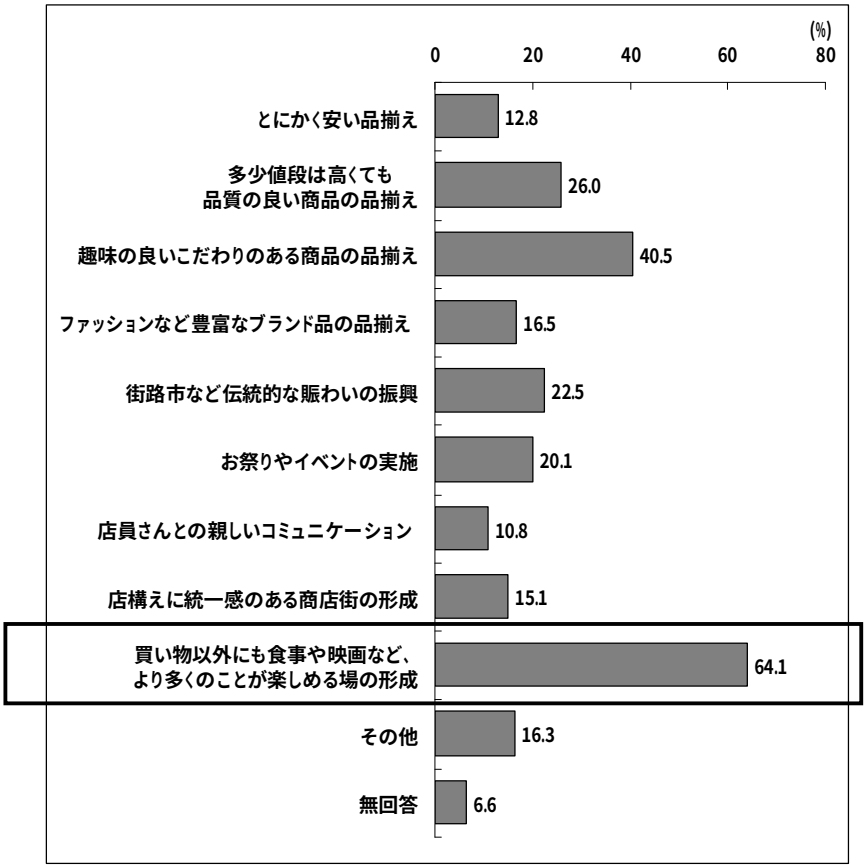


図　中心市街地の商店街が重視すべき事項

③中心市街地を利用する際の交通手段

中心市街地へのアクセス手段として、マイカー利用が過半を占め、最も多い。

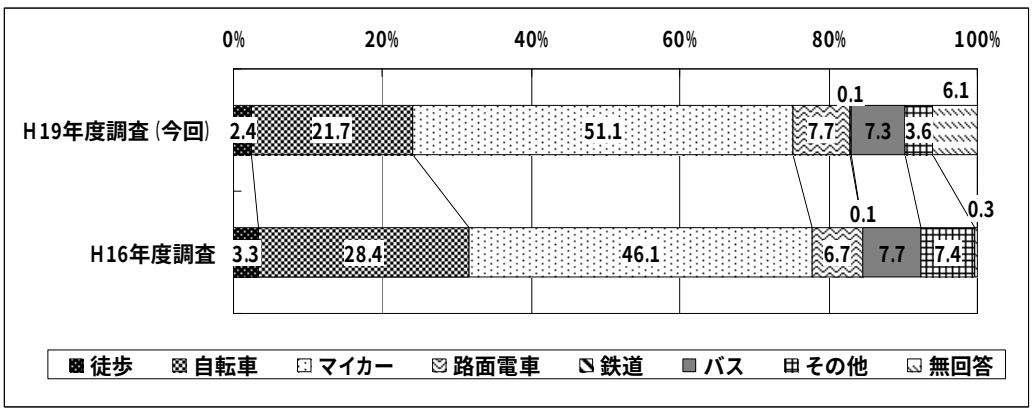


図　中心市街地へのアクセス交通手段

④中心市街地に訪れたり住みたくなるために重要な事項

将来的な中心市街地のまちづくりについて、「駐車場の台数・場所の利便」を重要視する意見が多く、駐車場問題に対する市民の関心の高さがうかがえる。

また、重要視する事項として、店舗の魅力向上に関するものの他、住み心地の良い居住環境を求める意見も多い。

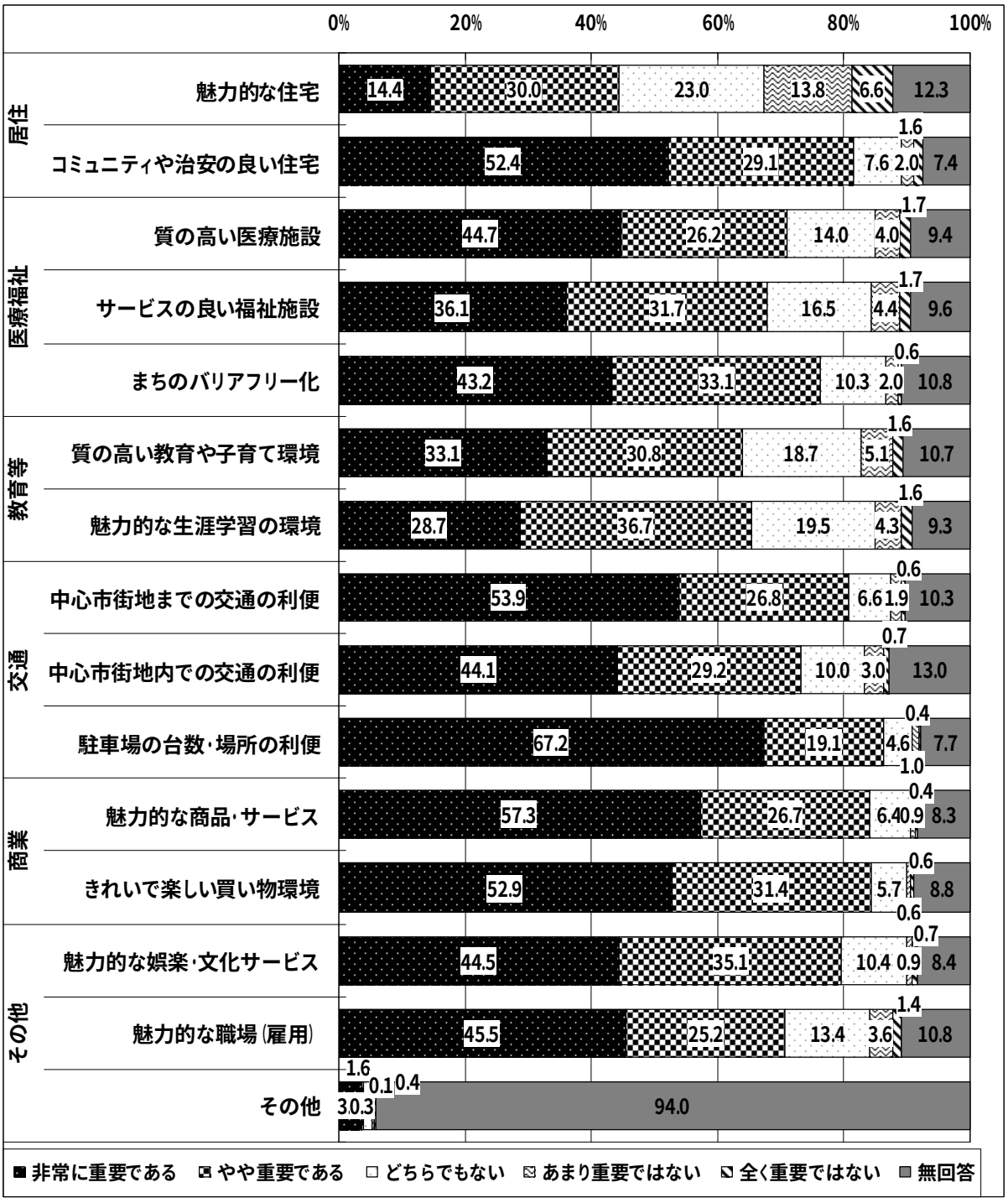


図　中心市街地に訪れたり住みたくなるための重要な事項

⑤自由意見

駐車場の無料化等に係る意見が圧倒的に多く、その他、大型商業施設の立地や商店街の再生に係る意見も多く見られた。

順位	意見	意見数
1位	駐車場の無料化。	73
2位	駐車料金が高い。	58
3位	交通アクセスの利便性向上。	45
4位	駐車場が遠くて不便。	41
5位	大型商業施設を増やして欲しい。	39
6位	商店街に活気がない。	33
7位	昔からかわり映えせず、行きたいと思う店がない。努力不足。	32
8位	暗い雰囲気。	28
	観光客をターゲットとした取り組みが必要。	28
	高齢者に配慮したまちづくり。	28
	郊外や他店で揃うので利用していない。	28
12位	駐車場代を 払ってまで行きたいと思わない。	27
13位	イベントをもっとやって欲しい。	26
14位	車社会でマイカーがないと不便。	25
	公園の整備や街路樹の植樹など街の緑化。	25
16位	駐輪場の整備。	21
	専門店を増やして欲しい。	21
18位	賑わいを取り戻して欲しい。	20
	デパート 跡地にビルを早く。	20
20位	子供向けの遊び場。	18
	空き店舗が多く寂れた感じを受ける。	18
	映画館がなくなって残念。	18
	品揃えが不足している。	18

地域住民のニーズのまとめ

○食事や映画など買い物以外のことが楽しめる場の形成
○趣味の良いこだわりのある品揃え、魅力的なサービスの充実
○大型商業施設の充実
○家族で楽しめる店・施設の充実
○駐車場の利便性の向上（台数・場所・料金の低廉化等）
○中心市街地までの交通の利便性の向上
○コミュニティや治安の良い住宅の充実

[4] 旧中心市街地活性化基本計画の検証

(1) 旧基本計画で位置づけられた事業

平成11年3月に策定された「高知市中心市街地活性化基本計画」（以下「旧基本計画」）で位置付けられている事業、及び、現時点における進捗状況等を以下に整理する。

■市街地の整備改善のための事業（短期で実施する事業）

活性化の目標		事業名（※は新規計画事業）		事業内容	状況	主体
商業	快適で魅力ある歩行者空間の整備	高知街３８・５０号線整備事業		・電線類地中化、歩道カラー舗装化（柳町地区、本町地区）	実施済	公
		※九反田地区街なか再生事業		・九反田地区における連結歩道整備（はりまや橋公園～（仮称）市民総合文化プラザ）	一部実施	公
	新しい核の創造	中心	※京町・壱番街商店街再開発事業	・商業の「中心核」、観光商業拠点（高知県の物産販売施設・郷土料理専門店等の配置）の形成	一部実施	民
		西	大橋通北地区第一種市街地再開発事業	・商業の「西の核」として再開発（商業機能、居住機能等）	事業廃止	民
		東	(仮称)市民総合文化プラザ建設事業	・文化ホール、ギャラリー、（仮称）横山隆一まんが記念館、公民館等の配置	実施済	公
居住	低未利用地の活用及び老朽住宅の建て替え	高知駅周辺土地区画整理事業		・土地区画整理事業による都市基盤整備	実施済	公
		高知駅周辺地区密集住宅市街地整備促進事業		・老朽住宅密集地の改善及び従前居住者用住宅の建設	実施済	公
		※都市型住宅供給事業		・都市型住宅の供給 ・任意の共同化	未着手	民
	土地の高度利用	※中心商業地再開発		・「商業機能」参照 ・土地の高度利用等による住宅供給	未着手	民
		※高知駅周辺商店街整備事業		・土地の高度利用等による住宅供給	実施済	民
	多様な世帯の居住促進	※中心市街地活性化住宅供給事業		・中堅所得者層の定着を促進するため賃貸住宅の供給	凍結中	民
	人にやさしいまちづくり	※バリアフリー事業		・バリアフリーの空間づくり	実施中	公
	生活支援施設等の導入	※福祉施設整備事業		・高齢者に対する生活支援施設の整備	実施済	公
		※生涯学習推進事業 ※集会所整備事業 ※文化施設整備事業		・生涯学習の推進 ・集会所等の生活支援施設の導入 ・生活に潤いを与える文化施設の整備	実施済	公
交通	公共交通の強化	※九反田地区街なか再生事業		・九反田地区において観光バス駐車場の設置	実施済	公
		路面電車停留所整備事業		・路面電車の停留所の整備	実施中	公
		※バスサービス高度化事業		・バスサービスの高度化（走行環境の確保、路線系統再編、料金体系、停留所の整備等）	実施済	公
	自動車交通の円滑化	はりまや町一宮線整備事業		・都市計画道路はりまや町一宮線の整備	実施中	公
		潮江３号線整備事業		・潮江３号線道路整備	実施済	公
		都市計画道路整備事業		・都市計画道路の整備	実施済	公

		鉄道高架事業	・JR 土讃線連続立体交差	実施済	公
		※駐車場整備事業	・既存の駐車場の有効利用（共同化等）の推進 ・再開発等にあわせ駐車場を確保	実施中	民
		※新しい交通システムの導入	・パークアンドライド方式等の導入の検討	実施中	民
		駐車場案内システム	・駐車場案内システムの充実・拡張	実施済	公
		行政施設駐車場開放（休日）	・休日における行政施設等の駐車場の一般開放	実施中	公
	歩行者・自転車の利便性向上	※駐輪場整備事業	・市街地内の未利用地（小空間）に駐輪場を整備誘導 ・再開発等にあわせ駐輪場を確保	実施中	民
		歩行者優先道路整備	・コミュニティゾーンを形成し、安心して歩けるみちづくり ・歩道段差解消	実施中	公
観光	新たな観光資源の発掘	※歴史の道整備事業	・坂本龍馬の生家の復元と歴史の道の整備	実施済	公
		※大川筋周辺整備事業	・歴史的な観光資源を活かした景観整備等	未着手	公
		築城４００年記念事業	・高知城築城４００年記念事業の開催	実施済	公
		※歴史の体験	・歴史探訪・散策のツアー	実施中	公
	新たな観光拠点の形成	※京町・壱番街商店街再開発事業	・「商業機能」参照	一部実施	民
		（仮称）市民総合文化プラザ建設事業	・「商業機能」参照	実施済	公
	観光資源のネットワーク化	※観光情報提供事業	・観光情報の提供	実施中	公
景観	公園緑地等の整備	鏡川・江ノ口川沿い周辺整備事業	・親水性の確保・歩行者通路、河川デッキ、水辺スポット広場等の整備	一部実施	公
		花ストリート整備事業	・花にあふれたカラフルなまちづくり	実施中	公
		堀川緑地整備事業	・土地の整備	実施済	公
	魅力的な景観形成	高知駅前通り景観整備事業	・シンボルロードとして、景観整備、電線の地中化、交差点の改良、バイパスの設置、歩道のインターロッキング舗装等の推進（高知駅からはりまや橋交差点を経て潮江橋に至る延長約１ｋｍの区間）	実施済	公
		国道３２号電線類地中化事業	・電線類地中化、歩道カラー舗装化	実施済	公
		高知街４７号～４９号線整備事業	・コミュニティゾーンを形成し、安心して歩けるみちづくり ・歩道段差解消	実施済	公
		高知街２３号・２４号線整備事業	・電線類地中化 ・コミュニティゾーンを形成し、安心して歩けるみちづくり	実施済	公
		※帯屋町１丁目景観整備	・中心商店街の中心としての存在感を高めるとともに、日曜市との回遊性の向上を図る。	一部実施	民
		※中心市街地景観形成事業	・建築物・看板類の景観形成	実施中	民
		※中心市街地緑化推進事業	・民有地緑化推進	実施中	民

■市街地の整備改善のための事業（中長期で実施する事業）

活性化の目標		事業名（※ 新規計画事業）		事業内容	状況	主体
商業	快適で魅力ある歩行者空間の整備	※たまり空間整備事業		・アーケード内に人のたまる空間、見る・遊ぶ空間を整備	実施済	民
	新しい核の創造	西	※大橋通り西周辺地区再開発事業	・大橋通り西周辺地区を「西の核」として再開発（商業機能、居住機能等）	事業廃止	民
		東	九反田周辺地区再開発事業	・九反田周辺地区を「東の核」として再開発	未着手	民
			※中種東周辺地区再開発事業	・商業の「東の核」として再開発（商業機能、居住機能等）	未着手	民
		商業地の再編	※帯屋町１丁目商店街再開発事業	・商店街６ブロックの高度利用（商業機能、居住機能、生活支援機能等）	未着手	民
			※新京橋商店街再開発事業	・中央公園への景観に配慮した商店街の再編	未着手	民
			※帯原町２丁目再開発事業	・店舗、都市型住宅、駐車場、集会所等の複合開発	未着手	民
			※柳町商店街再開発事業	・商店街の再開発（商業機能、居住機能等）	未着手	民
			※帯屋町筋ビル・立体駐車場の有効利用	・生活支援施設の導入等	未着手	民
	地区中心商業地の活性化	愛宕地区再開発事業		・商店街の再開発（商業機能、居住機能等）	未着手	民
		菜園場地区再開発事業		・商店街の再開発（商業機能、居住機能等）	未着手	民
居住	低未利用地の活用及び老朽住宅の建て替え土地の高度利用	※高知駅周辺市街地再開発事業		・市街地再開発事業による土地の高度利用	実施済	公
	土地の高度利用	※九反田地区再開発		・「商業機能」参照 ・土地の高度利用等による住宅供給	未着手	民
		愛宕地区再開発事業		・「商業機能」参照	未着手	民
		菜園場地区再開発事業		・土地の高度利用等による住宅供給	未着手	民
	多様な世帯の居住促進	※公的住宅供給事業		・公的住宅の供給	実施済	公
	生活支援施設等の導入	※ケアハウス整備促進事業		・高齢者に対してケア付きの住宅の整備	実施済	公
交通	公共交通の強化	※高知駅周辺地区バスターミナル整備事業		・高知駅周辺地区におけるバスターミナルの整備	実施済	公
		※バスサービス高度化事業		・コミュニティバス・電気バスの検討	実施済	民
		※路面電車高度化事業		・システムを高度化したLRTの検討（車両のグレードアップ、低床化等） ・路面電車の延伸の検討	実施済	民
景観	公園緑地等の整備	※まちかど広場整備事業		・休憩機能、修景機能、交流広場機能の創出	一部実施	民

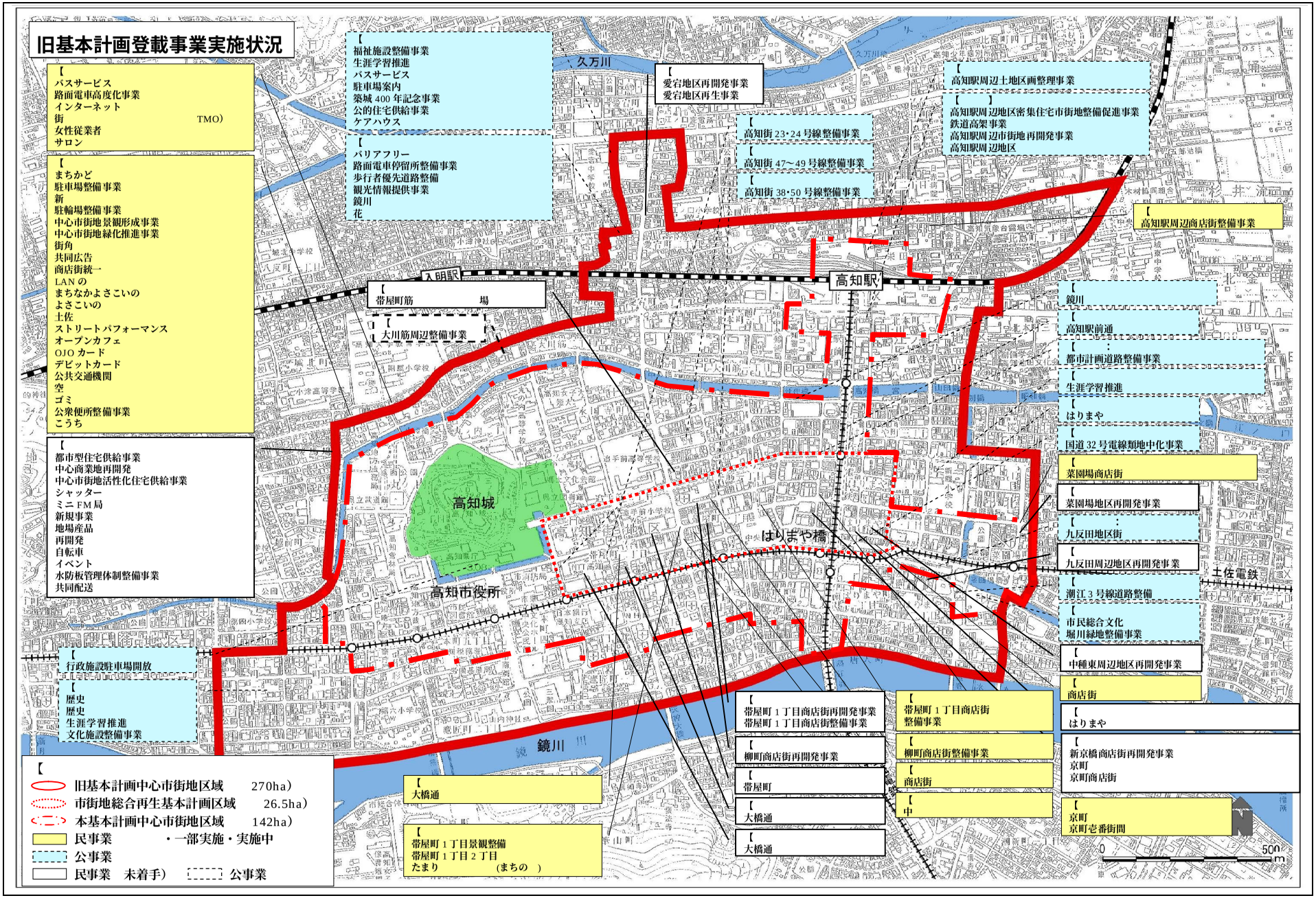
■商業活性化のための事業（短期で実施する事業）

活性化の目標		事業名（※は新規計画事業）	事業内容	状況	主体
快適で魅力ある歩行者空間の整備		※帯屋町１丁目商店街アーケード整備事業（ドーム建設）	・グリーンロード部分への開放感のあるドーム建設	実施済	民
		中の橋商店街アーケード整備事業	・アーケード改築、道路のカラー舗装	実施済	民
		※帯屋町１丁目２丁目アーケード連結事業	・アーケードの整備	実施済	民
		※帯屋町１丁目商店街整備事業	・ストリートファニチュア、休憩所施設、イベント広場等の整備	未着手	民
		柳町商店街整備事業	・ストリートファニチュア、街路灯の整備	実施済	民
		※京町・新京橋商店街ストリートファニチュア整備事業	・ストリートファニチュアの整備（京町商店街の中央部付近及び高知大丸の西側）	未着手	民
		※はりまや橋商店街ストリートファニチュア整備事業	・ストリートファニチュアの整備	未着手	民
地区中心商業地の活性化		※高知駅周辺商店街整備事業	・集合店舗、広場、駐車場の整備及び街並み協定の制定	実施済	民
ソフト面の仕掛けづくり	情報発信機能	※共同イベント事業	・街角ミニコンサート等	実施中	民
			・共同広告・宣伝の展開	実施中	民
			・商店街統一イメージの形成	実施中	民
		※情報発信事業	・インターネットの活用（商店・個店・イベント案内、仮想商店街）	実施済	民
			・ＬＡＮの活用	実施中	民
			・ミニFM局の設置（商店街・個店・イベント案内、駐車場情報）	未着手	民
		※よさこいネットワーク	・（仮称）街角よさこいの開催	実施中	民
			・よさこいの体験、情報発信（デザイン等）	実施中	民
		※祝祭空間化	・土佐のおきゃく事業支援	実施中	民
			・ストリートパフォーマンス（街角ミニコンサート、街角よさこい等）	実施中	民
			・オープンカフェ ・商品、食品の製造過程が見える店舗構成の展開 ・食品、地場産品等の製造体験	実施中	民
ソフト面の仕掛けづくり	インキュベーター機能	※空き店舗対策	・空き店舗対策 ・テナントミックス	実施中	民
		※新規事業の支援	・街づくりを推進する組織づくり（活性化を図るための事業の企画、立案及び実施を行うタウンマネージメント機関（ＴＭＯ）の設置）	実施済	民
			・新規事業、業種の展開	未着手	民
			・地場産品の開発	未着手	民
			・再開発ビルの管理運営	未着手	民
	カード事業等	ＯＪＯカード	・ＯＪＯカードの加盟店の増加促進 ・ＯＪＯカードの利用促進	実施中	民
		※デビットカードの導入	・デビットカードの導入	実施中	民

		※公共交通機関チケットサービスの導入	・買物に応じ、当日有効の公共交通機関の切符を提供するシステムの導入	実施中	民
	環境維持機能	※自転車の整理整頓	・自転車利用を環境面から支持し、駐輪状態の整理整頓を行う組織づくり	未着手	民
		※イベントの企画運営	・イベントの企画運営をする組織の構築	未着手	民
		※ゴミのリサイクルのシステムづくり	・ゴミの排出規制、美観への対応、ゴミの資源化	実施中	民
		※水防板管理体制整備事業	・水害に対し、水防板の管理体制を構築	未着手	民
	活性化のための付帯機能	※公衆便所整備事業	・美観、清潔感に配慮した公衆便所の配置	実施中	民
		※福利施設整備事業	・女性従業者のための託児施設の整備	実施済	民
			・サロン、集会所等の整備	実施済	民
		※商店街コインロッカー設置事業	・買物客の利便性向上のため商店街にコインロッカーを配置	実施済	民
		※共同配送システム整備事業	・買物客の利便性向上のため配送システムを構築	未着手	民
魅力的な景観形成		※京町商店街（はりまや橋公園側）美観整備事業	・京町商店街において、はりまや橋公園側の景観整備	未着手	民
		※シャッターのショーウィンドー化事業	・シースルーシャッターの導入やショーウィンドー化の促進	未着手	民
		※商店街ファサード整備事業	・店舗のファサードの景観形成	実施中	民

■商業活性化のための事業（中長期で実施する事業）

活性化の目標	事業名（※は新規計画事業）	事業内容	状況	主体
快適で魅力ある歩行者空間の整備	※京町壱番街間カラー舗装等整備事業	・カラー舗装の整備（追手筋まで延伸）	実施済	民
地区中心商業地の活性化	愛宕地区再生事業	・商店街の環境整備等	未着手	民
	菜園場商店街アーケードリニューアル事業	・アーケードのリニューアル	実施済	民
魅力的な景観形成	※大橋通り商店街景観形成事業	・大橋通商店街の小路における古い町並みの再生	未着手	民


旧基本計画登載事業実施状況
【
バスサービス
路面電車高度化事業
インターネット
街　　TMO）
女性従業者
サロン
【
まちかど
駐車場整備事業
新
駐輪場整備事業
中心市街地景観形成事業
中心市街地緑化推進事業
街角
共同広告
商店街統一
LAN の
まちなかよさこいの
よさこいの
土佐
ストリートパフォーマンス
オープンカフェ
OJO カード
デビットカード
公共交通機関
空
ゴミ
公衆便所整備事業
こうち
【
都市型住宅供給事業
中心商業地再開発
中心市街地活性化住宅供給事業
シャッター
ミニ FM 局
新規事業
地場産品
再開発
自転車
イベント
水防板管理体制整備事業
共同配送
【
行政施設駐車場開放
【
歴史
歴史
生涯学習推進
文化施設整備事業
【
旧基本計画中心市街地区域　270ha）
市街地総合再生基本計画区域　26.5ha）
本基本計画中心市街地区域　142ha）
民事業　・一部実施・実施中
公事業
民事業　未着手）　公事業
【
福祉施設整備事業
生涯学習推進
バスサービス
駐車場案内
築城 400 年記念事業
公的住宅供給事業
ケアハウス
【
バリアフリー
路面電車停留所整備事業
歩行者優先道路整備
観光情報提供事業
鏡川
花
【
愛宕地区再開発事業
愛宕地区再生事業
【
高知駅周辺土地区画整理事業
【
高知駅周辺地区密集住宅市街地整備促進事業
鉄道高架事業
高知駅周辺市街地再開発事業
高知駅周辺地区
【
高知街 23･24 号線整備事業
【
高知街 47～49 号線整備事業
【
高知街 38･50 号線整備事業
【
高知駅周辺商店街整備事業
久万川
入明駅
高知駅
【
帯屋町筋　　場
【
大川筋周辺整備事業
高知城
高知市役所
はりまや橋
鏡川
土佐電鉄
【
鏡川
【
高知駅前通
【
都市計画道路整備事業
【
生涯学習推進
【
はりまや
【
国道 32 号電線類地中化事業
【
菜園場商店街
【
菜園場地区再開発事業
【
九反田地区街
【
九反田周辺地区再開発事業
【
潮江 3 号線道路整備
【
市民総合文化
堀川緑地整備事業
【
中種東周辺地区再開発事業
【
商店街
【
はりまや
【
新京橋商店街再開発事業
京町
京町商店街
【
京町
京町壱番街間
【
帯屋町 1 丁目商店街再開発事業
帯屋町 1 丁目商店街整備事業
【
柳町商店街再開発事業
【
帯屋町
【
大橋通
【
大橋通
【
帯屋町 1 丁目商店街
整備事業
【
柳町商店街整備事業
【
商店街
【
中
【
大橋通
【
帯屋町 1 丁目景観整備
帯屋町 1 丁目 2 丁目
たまり　　（まちの　）
0
500m

(2) 旧基本計画の検証

旧基本計画において、中心市街地活性化の取り組みとして位置付けられた各事業について、その実現度を整理する。

旧基本計画における計画事業（108 事業）の約 7 割が民間主体の事業となっている。実施中の事業までを含めると事業の進捗率は約 70%となっており、特に公共主体の事業では約 97%進捗している。事業数や事業熟度の相違はあるものの、総じて公共主体の事業よりも民間主体の事業の進捗が遅れている状況となっている。

①計画事業件数

旧基本計画に位置付けられた各事業の事業主体の構成について見ると、計画事業（108 事業）のうち、民間主体の事業が 73 件（67.6%）、公共事業が 35 件（32.4%）となっており、件数ベースでは、民間事業が約 7 割と大きな割合を占めている。

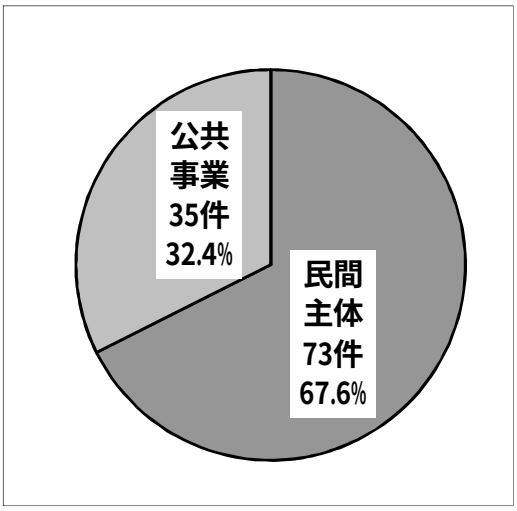


図　主体別計画事業件数

②事業実施状況

事業の実施状況について見ると、実施済みの事業は 40 件と全事業（108 件）の 37.0%に留まっている。

ただし、実施中の事業までを含めると約 70%（75 件）まで進捗している。特に、公共主体の事業は約 97%（34 件）まで進捗しているが、民間主体の事業は、約 56%（41 件）に留まっている。

このように、事業数や事業熟度の相違はあるものの、総じて公共主体の事業よりも民間主体の事業の進捗がはかばかしくない状況となっている。

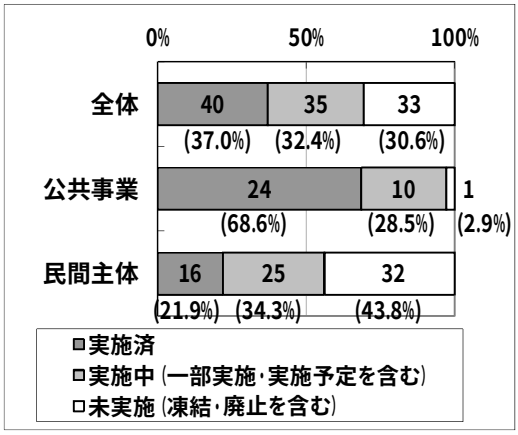


図　主体別事業実施状況

③事業の実施面からみられる中心市街地活性化の課題

景気低迷を背景に事業者が慎重になったこと等もあり、短期整備においても「居住」に係る事業に未実施が多く、必要と考える街なか居住が十分に進んでいない。中心市街地活性化の背景にコンパクトな市街地形成があげられるなど、街なか居住は、公民連携で進められるべきものであり、事業者の事業意欲を高められるような今後の市の支援のあり方を検討する必要がある。

中長期整備では、新しい商業核創造のための民間再開発の動きが鈍いが、既に中心市街地内外に多数の大型店が出店している現状を考慮すると、必要かつ可能な規模や新たな暮らし方を提案できる商業核整備等の実現を支援するとともに、再開発に過度に依存しない活性化等、例えば、市民や来街者ニーズに着目し、コンバージョンや小規模なリニューアル、必要とされる商品・サービスの提供等を提案・支援するなど、公民連携による中心市街地活性化を進めていくことが重要と考えられる。

[5] 中心市街地活性化に向けた主な課題

これまでの検討を踏まえ、中心市街地活性化に向けての課題を以下のように整理する。

①中心市街地での居住人口の減少（中心市街地に住まう魅力が低下している。）

平成 14 年から平成 23 年までの 10 年間の推移を見ると市全体人口が 1.9%減少するなか、中心市街地の居住人口は 17.0%と大きく減少している（P5 図「中心市街地の人口の推移」参照）。

中心部の人口流出の流れは、高度成長期やバブル期における中心部の地価の上昇にともない住宅の確保が難しくなったことや、郊外部での住宅団地の整備による住宅圏の拡大、郊外での生活を支える店舗やサービス施設の郊外立地に起因すると推察される。

近年は活性化の取り組みにより改善傾向にあるが、文化教育施設や生活利便施設が集積し交通の利便性も高く、住まう上で魅力ある中心市街地であるにもかかわらず、市全体と比較しても依然減少率が大きい。

中心市街地人口の減少に歯止めをかけ増加に転じさせるためには、高齢者をはじめとする多様な世代が快適な都市生活を営むに必要な住宅の供給や、居住環境の向上に取り組むことが求められる。

②中心市街地の魅力低下に伴う来街者の減少（中心市街地を訪れる魅力が低下している。）

市民アンケート結果によれば、中心部へ行く頻度は７割の市民が以前より減少したと回答している（P21 図「中心市街地を訪れる頻度の変化」参照）。また、歩行者通行量も平成 14 年比で平成 23 年度は３～７割程度減少している（P19 図「平成 23 年度歩行者通行量（H23/H14）」参照）。

このような来街者の減少は、郊外への大規模商業施設等の出店等に伴い、中心部の商業施設が撤退し、中心市街地を訪れる魅力や必要性が低下したことが原因と推察される。

しかし、一方では中心市街地に集積する高知城やはりまや橋の歴史資源、300 年の歴史を有する街路市、さらには坂本龍馬を育んだ気風や風土を体験するために平成 18 年、22 年の大河ドラマ効果により一時的に増加した年を除いても、年間約 200 万人の観光客が本市を訪れている。

観光客を含む来街者全体を増やしていくためには、日常の暮らしを豊かにする幅広いサービスを提供するとともに、土佐のおおらかさやパワー、地域に根ざした文化性を活用した新しい生活文化を発信することが求められている。

③中心市街地での賑わい（回遊）の低下

中心市街地の歩行者通行量は、核店舗であった「高知西武百貨店」と「ダイエーショッパーズプラザ」の撤退による集客力の低下等により、平成 23 年は平成 14 年に比べ各調査地点で３割から７割減少しており（P19 図「平成 23 年度歩行者通行量（H23/H14）」参照）、減少の幅にばらつきがある調査結果から中心市街地での回遊性が低下し、賑わいが広がりにくくなっていることが推察される。

中心市街地での賑わいを回復させるためには、地域資源を活かした新たな拠点づくりに取り組むとともに、誰もが快適に楽しく回遊して満喫できる環境づくりに総合的に取り組むことが求められている。

[6] 中心市街地活性化に関する基本的な方針

(1) 高知市中心市街地活性化のコンセプト

本市の中心市街地で、賑わいの源となる居住者や来街者を維持・増加させるためには、中心市街地がもつ特性を最大限に活かし、市民をはじめ、観光で訪れる人々からも評価される、魅力のある中心市街地にすることが必要となる。

本市の中心市街地の特性としては、北側に年間184万人の人々が乗降する「JR四国高知駅」があり、その南側には、よさこい節にも歌われ、純信・お馬の恋物語でも知られる「はりまや橋」がある。

西側には、年間35万人以上（平成22年度）の集客を誇る高知城と、城下町としての歴史の面影を残すエリアがある。

高知城のすぐ下の追手門から東に伸びる追手筋では、約1.3ｋｍにわたり、毎週日曜日に市が開かれ、とれたての野菜や果物などが並び、市民だけでなく高知の旬が楽しめると、観光客にも人気の場所となっている。

東側には、「高知市文化プラザ・かるぽーと」があり、市民の文化創造と生涯学習の拠点として、高知市の文化を創造・発信する場となっている。

そのほか、中心市街地には市民が日常的に利用する銀行や市役所などのサービス施設、教育・文化施設、福祉施設など、市民にとって重要な「公共公益機能」が集積している。

そのような数ある特性を持つなかで、長期的な活性化のビジョンを見据えながら、短期間に集中的な投資を行い、これらの特性を上手く活用することにより、段階的に効果が発揮できる基本計画を策定することが重要である。

そこで、本基本計画では、高知市民を『土佐の大家族』と捉え、街なか（中心市街地）を大家族が『快適に過ごす場』として、お年寄りから子供まで幅広い年齢層の人が住んでみたいと思い、また、郊外に住む市民や市外の人はたびたび訪れたいと憧れるような街なか暮らし（暮らし維新）の実現に向けて、魅力を強化していく。

中心市街地にある資源や中心市街地で時を過ごす人への魅力（サービス）の強化と街なか全体への回遊促進を重点的に図ることによって、より多くの人々で賑わう中心市街地づくりを目指し、以下に掲げる基本コンセプトのもと、中心市街地活性化を進めていくこととする。

“ 土佐の風土と文化”を継承・創造・発信するまち

－南国ならではのエネルギーをもって、
新たな暮らし方を切り拓く（暮らし維新をおこす）まち・高知－

(2) 高知市中心市街地活性化の3つの基本的な方針

この中心市街地活性化の基本コンセプトを踏まえ、以下に３つの基本的な方針を定める。

方針①　街なか暮らしの魅力強化

(多様な人材・世代が快適に、楽しく暮らせる街なか)

民間による商業サービス機能の魅力強化と併せ、公共公益施設など豊かな既存ストックを活用することで、街なかで世代を問わず、快適に暮らし、楽しめるよう、暮らしを支える機能を充実させる。

また、街なか暮らしを実現できる住宅も、整備誘導で充実させる。

方針②　土佐の気風や歴史・文化性の活用

(土佐の大らかさやパワー、歴史性・文化性を活かした新しい生活文化を発信する街なか)

高知の街なかには高知城や坂本龍馬に代表される豊富な歴史資源、横山隆一など独特の作風を持つ作家を輩出したまんが文化などがある。

本家本元よさこい祭りに代表される土佐のパワーを原動力に、これらの資源と高知独自の歴史・文化を活用し、中心市街地居住者はもとより、郊外に住む市民も訪れたいと思う新しい生活文化を充実させ、市の内外へと発信する。

方針③　街なか地域資源を楽しめる環境づくり

(街なかの魅力を、誰もが快適に楽しく、回遊して満喫できる環境が整った街なか)

中心市街地への訪れやすさを改善した上で、歩いて楽しい商店街づくりを進めるとともに、街なかに点在する地域資源を有効活用し、一歩足を伸ばしてより街なかで時間を過ごしたくなるような環境を整える。

高齢者や子供連れをはじめとして誰もが快適に楽しく、街なかの魅力を回遊して満喫できる環境をソフト面、ハード面から整える。

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

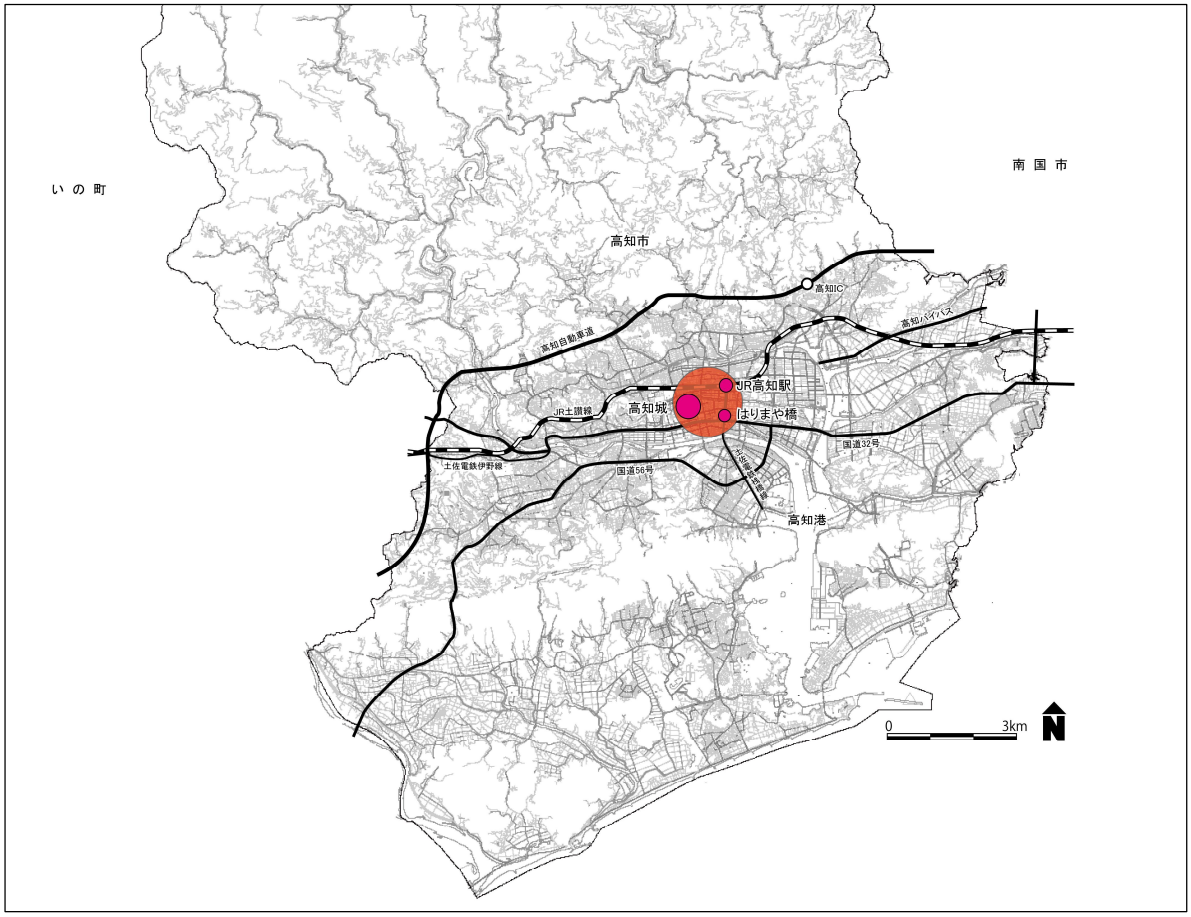
高知市は、四国山脈を背景に太平洋に面した南国の都市であり、高知県の中央部、浦戸湾の奥に発達した県都である。約 400 年前、四国の覇者といわれた長宗我部元親が施政するに至った後、政治、経済、文化の中心都市として発展し続け、さらに幕末には坂本龍馬、武市瑞山等勤王の志士を輩出し、維新の礎を築いた。

このような本市にあって、慶長 6 年（1601 年）関ヶ原合戦の勲功により土佐 24 万石の領主に封ぜられて入国した山内一豊が慶長 8 年（1603 年）大高坂山に城を築き、ここに城下町をつくったことが中心市街地の始まりである。

その後、道路や鉄道など都市基盤の整備や戦災などを経たものの、中心市街地の基本的な位置や構造に大きな変化はなく、現在の中心市街地は城下町の面影を色濃く受け継ぐものとなっている。

これらのことから、商業、業務、文化、行政など多様な都市機能が集積している城下町を中心とする範囲を中心市街地の位置とする。

（位置図）



[2] 区域

区域設定の考え方

(1) 区域設定の考え方

中心市街地の区域は、より効果的な整備を行い、早期に活性化効果を発現させることが求められることから、以下の３点に留意して設定し、142haとする。

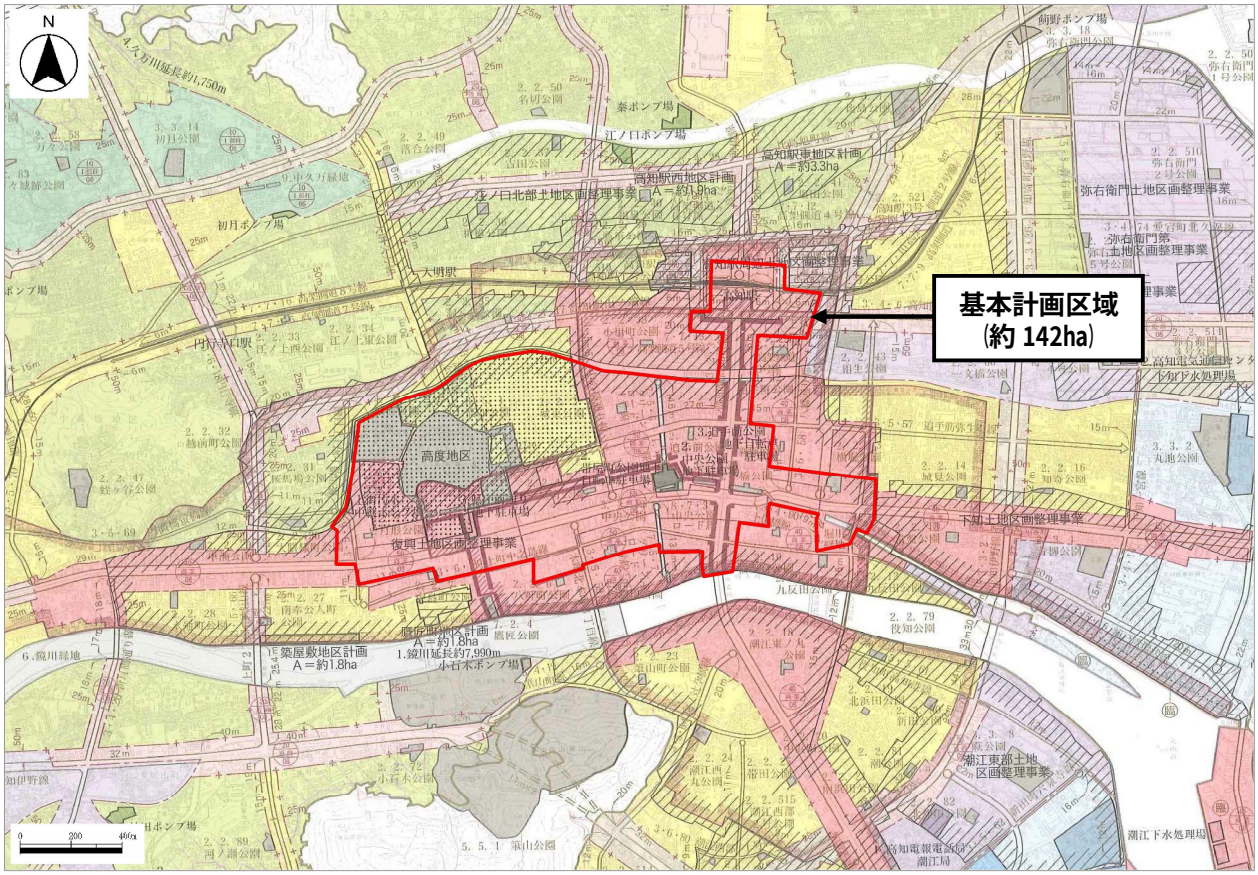
（高知市の面積 30,922ha、中心市街地区域 142ha 、高知市全体の面積に対する計画区域の割合 約0.46%）

①交通結節点であり、日常的に多くの人々が集散するとともに、多くの観光客を迎えるおもてなしの場、本市の玄関口である「JR 四国高知駅」を含む。

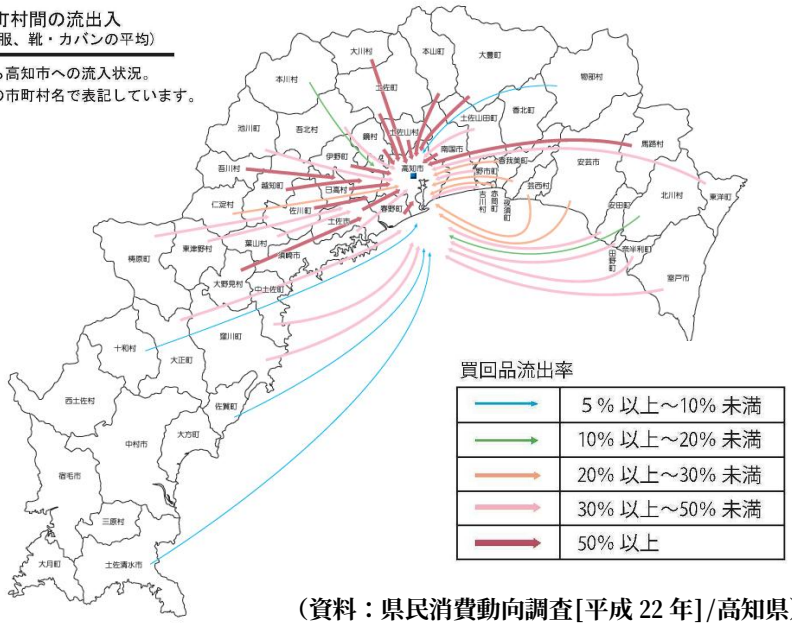
②賑わいの核である「中心商店街」と 300 年以上の歴史を誇る、日本一の路上マーケット「日曜市」のエリアを含む。

③「県庁・市役所等の行政機関の集積地」、「新図書館等複合施設」、「新資料館」、「高知市文化プラザ・かるぽーと」等、高知の歴史や風土を継承しつつ、新たな文化を創造・発信するエリアを含む。

(区域図)



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要　件	説　明
第１号要件 　当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	**①高知県全体に及ぶ一極集中的な商圏** ・高知市には、高知商圏内の市町村を中心に高知県全域から買物客が流入しており、特に買回品の一極集中傾向が著しい。（高知市の商圏は中心市街地の商圏とほぼ一致していると考えられる。） **■買回品の流出入** 買回品の市町村間の流出入 （紳士服、婦人服、靴・カバンの平均） ※各市町村から高知市への流入状況。 ※平成合併前の市町村名で表記しています。  （資料：県民消費動向調査[平成 22 年]/高知県） **②商業施設の集積状況** ・高知市内の小売業商店数のうち、約 16%が中心市街地に集積し、従業者数約 11%、年間販売額約 12%と、ともに高い割合となっている。 **■中心市街地商業集積地区における商業機能の集積状況（平成 19 年）** （資料：商業統計） **③事業所の集積状況** ・高知市の事業所のうち、約 17%が中心市街地に集積し、約 19%の従業者が働いている。 **■中心市街地における業務機能の集積状況（平成２１年）** （資料：経済センサス）

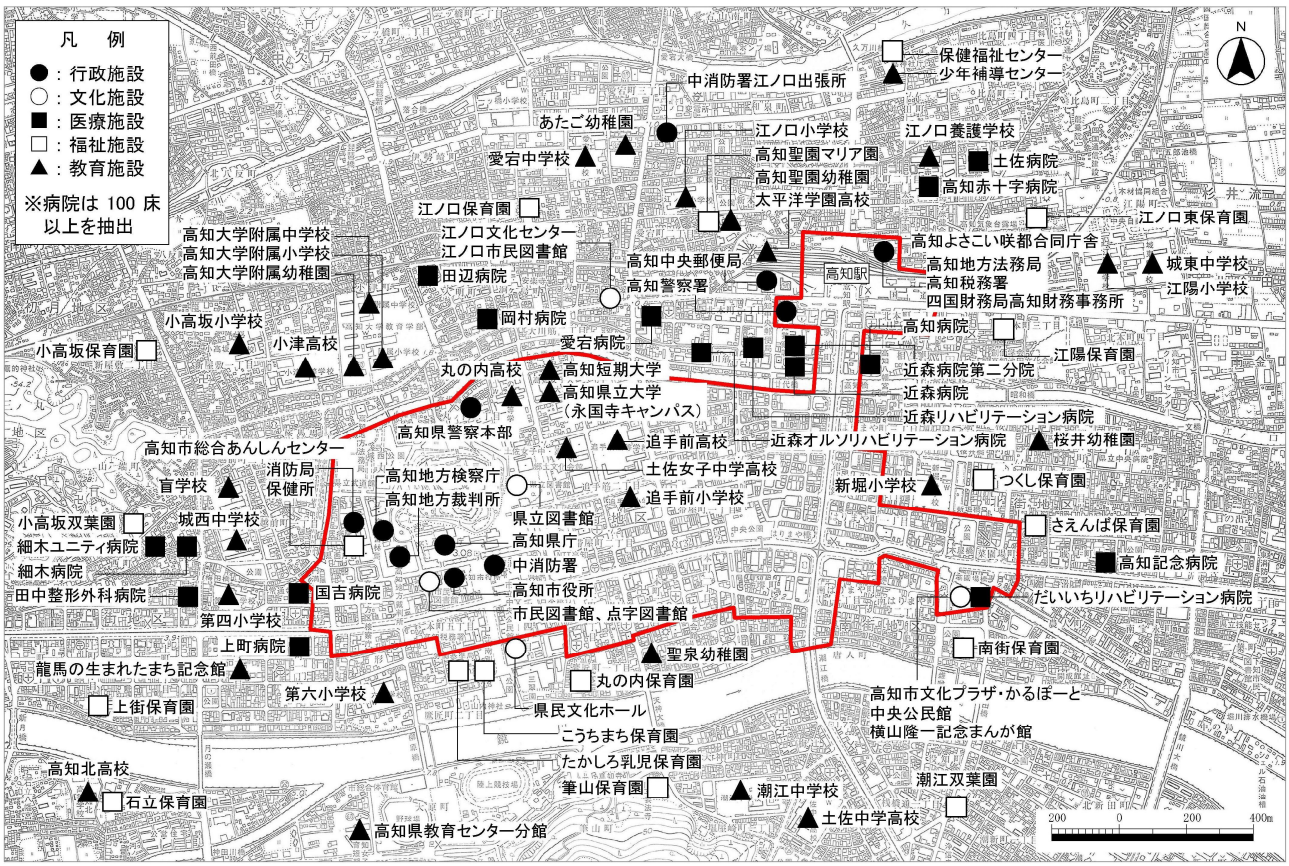
	中心市街地商業集積地区（A）	市全体（B）	対市割合（A/B）
商店数	565	3,557	15.9%
従業者数	2,487	23,591	10.5%
年間販売額（百万円）	46,106	392,235	11.8%

	中心市街地（A）	市全体（B）	対市割合（A/B）
事業所数	3,117	18,385	17.0%
従業者数	31,026	164,984	18.8%

④公共公益施設の集積状況

・中心市街地には、市役所や県庁をはじめとする主要な公共施設や医療・福祉施設の多くが集積している。

■主要公共公益施設位置図（再掲）



第 2 号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

①商店数･従業員数･年間販売額の推移

・本市商業集積地区の小売商業は、平成 6 年と比べ、商店数・従業者数・年間販売額・売場面積全てで減少している。

・平成 12 年にイオン高知ショッピングセンター（現イオンモール高知）が開業したものの、平成 14 年に高知西武百貨店が撤退、平成 17 年にはダイエーショッパーズプラザが撤退していることが影響している。

■中心市街地商業集積地区小売商業の推移（再掲）

	商店数			従業者数			年間販売額			売場面積		
	市全体（店）	中心市街地商業集積地区（店）	中心市街地の市全体に占める割合（中心市街地／全市）	市全体（人）	中心市街地商業集積地区（人）	中心市街地の市全体に占める割合（中心市街地／全市）	市全体（百万円）	中心市街地商業集積地区（百万円）	中心市街地の市全体に占める割合（中心市街地／全市）	市全体（㎡）	中心市街地商業集積地区（㎡）	中心市街地の市全体に占める割合（中心市街地／全市）
H6	5,010 (1.00)	887 (1.00)	17.7% (1.00)	23,476 (1.00)	4,694 (1.00)	20.0% (1.00)	428,475 (1.00)	98,351 (1.00)	23.0% (1.00)	425,258 (1.00)	100,684 (1.00)	23.7% (1.00)
H9	4,753 (0.95)	806 (0.91)	17.0% (0.96)	24,940 (1.06)	4,314 (0.92)	17.3% (0.87)	487,137 (1.14)	98,309 (1.00)	20.2% (0.88)	397,799 (0.94)	91,829 (0.91)	23.1% (0.98)
H14	4,052 (0.81)	677 (0.76)	16.7% (0.94)	25,298 (1.08)	3,550 (0.76)	14.0% (0.70)	429,268 (1.00)	68,285 (0.69)	15.9% (0.69)	459,618 (1.08)	81,742 (0.81)	17.8% (0.75)
H16	3,597 (0.72)	607 (0.68)	16.9% (0.95)	24,384 (1.04)	3,022 (0.64)	12.4% (0.62)	401,799 (0.94)	56,468 (0.57)	14.1% (0.61)	479,515 (1.13)	72,968 (0.72)	15.2% (0.64)
H19	3,557 (0.71)	565 (0.64)	15.9% (0.90)	23,591 (1.00)	2,487 (0.53)	10.5% (0.53)	392,235 (0.92)	46,106 (0.47)	11.8% (0.51)	450,426 (1.06)	54,224 (0.54)	12.0% (0.51)

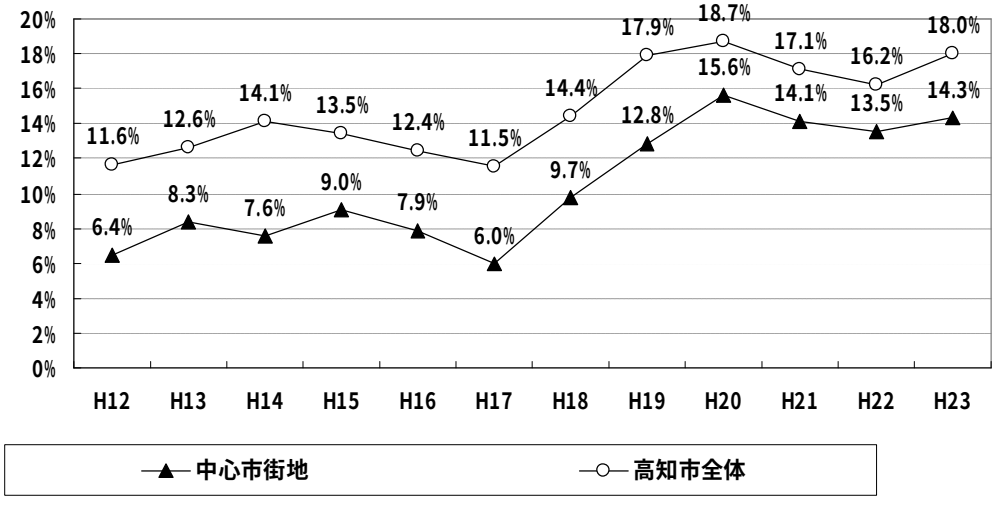
（資料：商業統計）

②空き店舗の状況

・中心市街地の商店街では、平成 20 年を境に横ばいに転じているものの、ダイエーショッパーズプラザが撤退した平成 17 年を境に急速に増加している。

・なお、市全体でも同様の傾向であり、要因は社会環境に大きく影響していると推察される。

■中心市街地商店街の空き店舗率の推移（再掲）

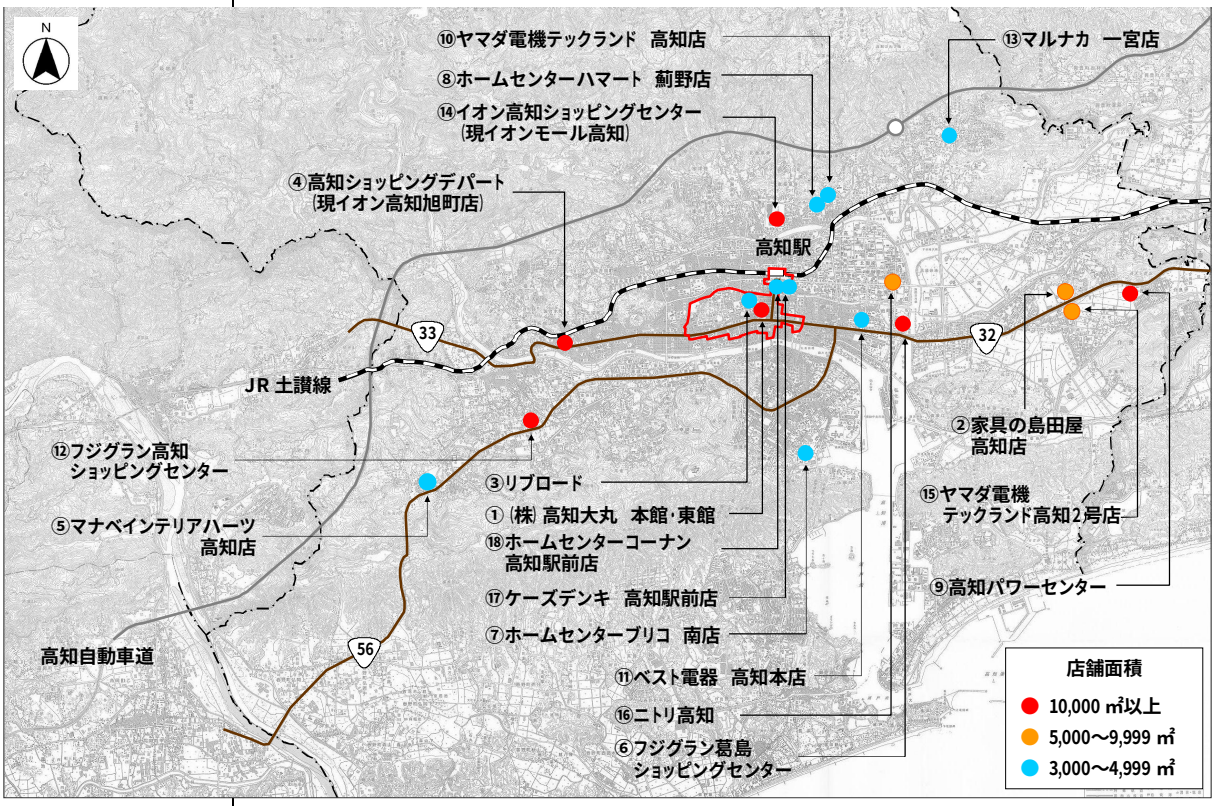


③大規模小売店舗の状況

・中心市街地では、高知西武百貨店の撤退（平成 14 年 12 月）をはじめ、国際ホテル高知（平成 16 年 10 月）、ダイエーショッパーズプラザ（平成 17 年 11 月）、高知シネプラザ（平成 17 年 11 月）、ポポロ東宝（平成 18 年 1 月）、高知スーパーバルザ（平成 18 年 10 月）と、大規模集客施設の撤退が相次いだ。

・一方、郊外では国道や県道の沿道などを中心として駐車場が整備されたロードサイド型店舗が立地している。

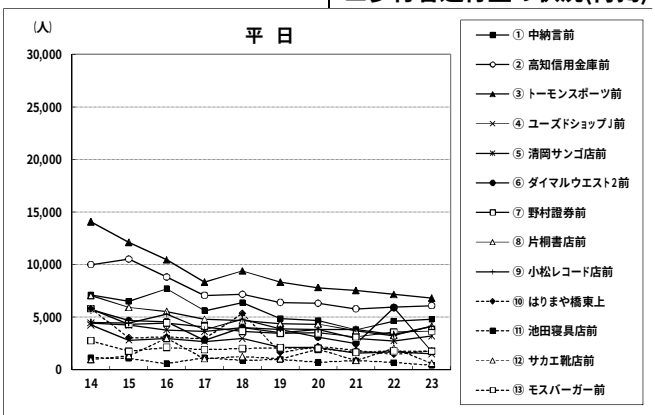
■大規模小売店舗の立地状況図(再掲)

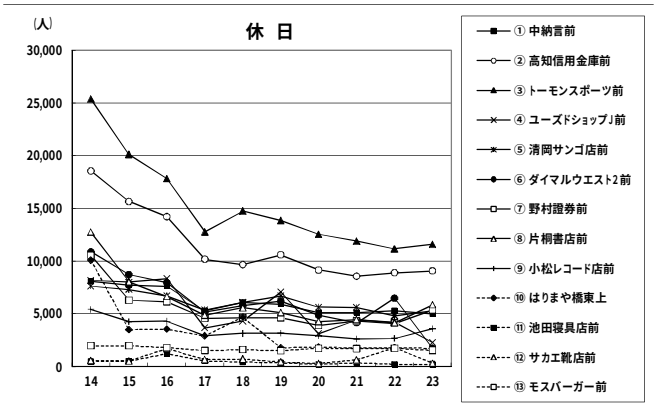


④歩行者通行量の推移

・中心市街地の主要な地点における歩行者通行量は、平成 14 年度と平成 23 年度の比較で 3～7 割程度減少している地点が多い。

■歩行者通行量の状況(再掲)





（調査：高知県・高知県商店街振興組合連合会により実施）

第３号要件
当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

①上位･関連計画との整合

・中心市街地の活性化を図ることは、以下の上位・関連計画の方針に整合するものであり、中心市街地が、高知市及び高知市を中心として一体的に都市を形成している周辺市町の発展にとって重要な役割を担うことを示している。

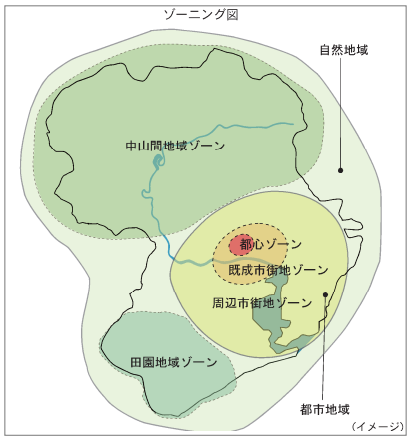
【高知県】

・高知広域都市計画区域マスタープラン
業務系と居住系の土地利用の誘導により、中心部の求心力を高め多様で機能的な市街地を形成

・高知県景観ガイドライン
街の個性を表す、風格ある中心地区の景観

【高知市】

・2011 高知市総合計画（中心市街地活性化に関するものを抜粋）
基本構想で示されているゾーン別の土地利用では、中心市街地の位置する【都心ゾーン】について、「魅力ある都心空間の形成を図るため、土地の高度利用の推進や、都心居住を促進するとともに、中心核としてさまざまな機能を充実させる。また、都心の魅力と回遊性の向上、歴史･文化的資源の活用を図り、にぎわいと求心力の回復に取り組む」との記載がある。



・高知市都市計画マスタープラン
にぎわいと活力のある都心の形成、歴史と文化を感じさせる風格あるまち、安全･安心の確保

・高知市景観計画
市民生活を反映した文化的・歴史的な魅力を高める景観の形成

・高知市交通バリアフリー基本構想
誰もが安全かつ快適に暮らせるﾕﾆﾊﾞｰｻﾙﾃﾞｻﾞｲﾝのまちづくり

②中心市街地活性化による周辺への波及効果

・高知市は高知県全体の玄関口であるとともに、高知観光の重要な拠点となっていることから、中心市街地における観光振興や魅力的な商業集積地の形成は、高知県全体の観光・経済・産業等の発展にとって重要な要素である。

・また、多くの都市機能が集積し、高知県全域に及ぶ商圏を形成する中心市街地は、高知市内外の居住者にとっても就業や都市活動の場となっていることから、中心市街地の活性化は高知市及び高知県全体の発展に大きく寄与するものである。

3．中心市街地の活性化の目標

[1] 高知市中心市街地活性化の目標

中心市街地活性化の基本コンセプトである「“土佐の風土と文化” を継承・創造・発信するまち」のもと、３つの方針（①街なか暮らしの魅力強化、②土佐の気風や歴史・文化性の活用、③街なか地域資源を楽しめる環境づくり）を具体化するため以下の目標を掲げ、中心市街地の活性化を目指す。

目標１：新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる

目標２：街なかの回遊性を向上させる

[2] 計画期間

本基本計画の計画期間は、平成 24 年 12 月から事業の推進及び完了による活性化効果が見込まれる平成 30 年 3 月までとする。

[3] 数値目標

中心市街地活性化の目標に対する達成状況を的確に把握するため、具体的な活性化の数値目標を定めるとともに、その数値に関するフォローアップを行うことを通して、達成状況の進行管理を図る。

①「目標１：新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」に関する数値目標設定の考え方

●評価指標１：中心市街地の居住人口

活性化に向けた事業を行い、中心市街地の居住を促進する。これら事業の効果を検証する客観的に数量化された指標としては「中心市街地の居住人口」が適切であるため、これを評価指標とする。

●参考指標１：中心部の空き店舗率

中心市街地の中でも、最も賑わいがある中心部※の賑わいを測ることができる指標である「中心部の空き店舗率」もあわせて参考指標として設定する。

※中心部とは、①はりまや橋商店街、②京町商店街・③新京橋商店街、④壱番街商店街、⑤帯屋町１丁目商店街、⑥帯屋町２丁目商店街、⑦おびさんロード商店街、⑧中の橋商店街、⑨柳町商店街、⑩大橋通り商店街、⑪魚の棚商店街の合計値

②「目標２：街なかの回遊性を向上させる」に関する数値目標設定の考え方

●評価指標２：歩行者通行量（平日・休日合計）

公共交通による来街促進策をはじめ、魅力の高い施設の整備、各種イベントの開催などにより、中心市街地への来街者を増加させたうえで、すぐに帰らずに一歩足を伸ばさせて市街地での回遊を促す。これら事業の効果を検証する指標としては、「歩行者通行量（平日・休日合計）」が適切であるため、これを評価指標とする。

●参考指標２：施設の入館者数

最も来街者の増加が期待できる新図書館等複合施設の周辺のみに活性化効果が留まることなく、それと対となる拠点での魅力向上との相乗効果により回遊性の向上を図ることで、中心市街地内の広い範囲に賑わいを広げる。その事業効果を検証する指標として、賑わいの波及が期待される北側のおもてなし拠点に位置する高知観光情報発信館「とさてらす」及び東側の文化拠点に位置する高知市文化プラザ「かるぽーと」の「施設入館者数」もあわせて参考指標として設定する。

[4] 具体的な数値目標の考え方

本市では、人口減少等社会経済状況の変化を踏まえるとともに、本基本計画が約５年間の計画期間であることを考慮して、以下に具体的な数値目標を定める。

（１）「目標１：新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」に関する数値目標

評価指標１：中心市街地の居住人口

現況値（H23）	目標値（H30）
5,017 人	5,145 人

【現状分析および目標設定の考え方】

中心市街地の居住人口は減少傾向にあり、平成14年から平成23年の間で約17%の減少となっている。要因として高齢化率が高いことが考えられるが、社会動態については、近年一定の歯止めがかかりつつあるものの、この10年間で457人が転出超過となっている。街なか居住の受け皿となる魅力的な住まいや居住環境が中心市街地内に少ないことが大きな理由として考えられるため、これらの改善に向けた取り組みが行われない場合には、今後ともこの傾向が継続するものと考えられる。

そこで、中心市街地での中心市街地共同住宅供給事業や民間のマンション開発をより強く促し、ここ10年間の人口トレンドが継続する場合の平成30年の推計人口に、それらの事業により見込まれる居住者の増加を加えた値を目標値として設定する。

良好な住宅供給の促進に取り組むことに加え、街なかの魅力の向上等にも積極的に取り組むことで居住者の増加を目指すこととし、概ね５年以内に実現可能な目標を設定する。

【数値目標設定根拠】

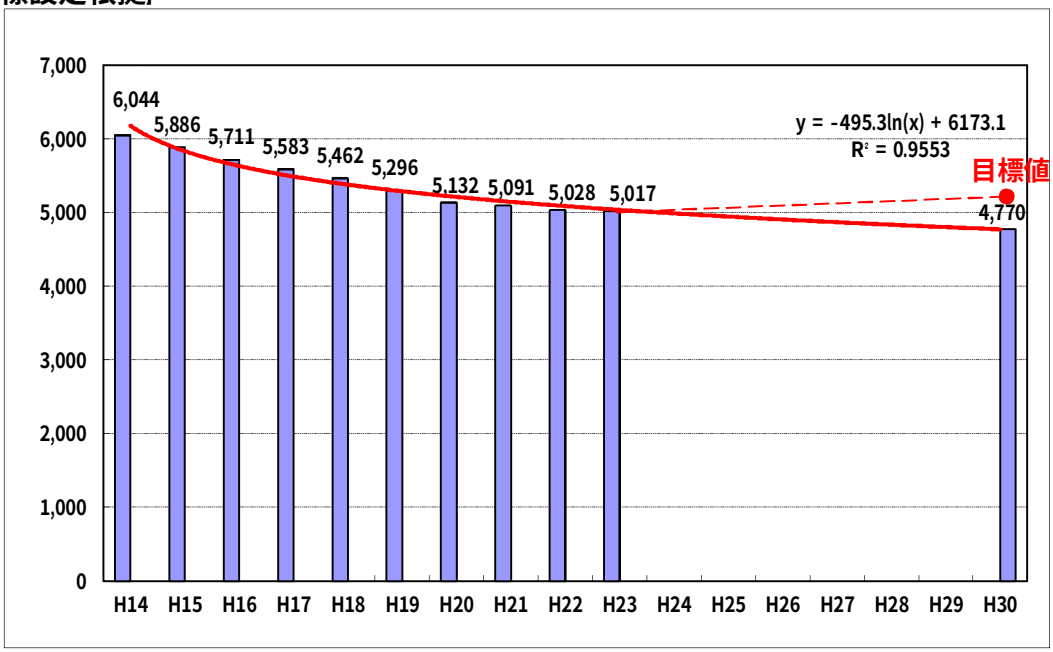


図　中心市街地の居住人口の推移（外国人住民を含む）

（単位：人）

①中心市街地の居住人口（H23）	5,017
現況値(H23)	5,017
②実績値トレンド	－247
③中心市街地共同住宅供給事業により見込まれる居住者の増加	＋146
④民間のマンション開発事業により見込まれる居住者の増加	＋229
目標値(H30)	5,145

①中心市街地の居住人口（H23）

H23 の中心市街地の居住人口（計画区域内の町丁別人口の合計）は 5,017 人となる。

②実績値トレンド

経年変化から、平成 30 の居住人口を推計すると 4,770 人となる。247 人の減少を見込むことになる。

③中心市街地共同住宅供給事業により見込まれる居住者の増加

中心市街地共同住宅供給事業により見込まれる居住者の増加は 146 人

（内訳）

・単身者向け住宅　34 戸

34×１人＝34 人

・一般世帯向け　住宅 54 戸（24 戸〔2 人用〕、30 戸〔3 人以上用〕）

24 戸×2 人/戸＋30 戸×2.12 人/戸＝112 人

※平成 23 年時点の市全体の世帯あたり人員は 2.12 人

④民間のマンション開発事業により見込まれる居住者の増加

民間のマンション開発事業により見込まれる居住者の増加は 229 人

（内訳）

・一般世帯向け　住宅 108 戸

108 戸×2.12 人／戸＝229 人

※平成 23 年時点の市全体の世帯あたり人員は 2.12 人

その他中心市街地での暮らしやすさを改善する各種事業による増加

・その他でも、中心市街地の新たな居住人口の受け皿となる「借上公営住宅の供給促進事業」や、子育て世代の街なかでの暮らしやすさを高める「街なかの魅力を強化する事業」等の相乗効果が、中心市街地の居住人口の増加に寄与すると考えられる。

［フォローアップの考え方］

中心市街地の居住者数は、毎年住民基本台帳による集計を行い、目標達成の進捗を確認する。また、計画期間の中間年度にあたる平成 27 年度には数値目標を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

なお、住民基本台帳による各年居住者数は毎年 4 月 1 日を基準としているため、平成 30 年の

達成値は、平成 30 年 4 月 1 日時点の中心市街地の居住人口とする。

＜参考指標：中心部※の空き店舗率＞

※中心部とは、①はりまや橋商店街、②京町商店街・③新京橋商店街、④壱番街商店街、⑤帯屋町１丁目商店街、⑥帯屋町２丁目商店街、⑦おびさんロード商店街、⑧中の橋商店街、⑨柳町商店街、⑩大橋通り商店街、⑪魚の棚商店街の合計値

現況値（H23）	→	目標値（H30）
14.4%		13.4%

［現状分析および目標設定の考え方］

中心市街地の中心部の空き店舗率は、平成19年から20年にかけて増加した後、高止まりの状態である。要因として平成17年に中心市街地にあった大型店（ダイエーショッパーズプラザ）の撤退とその要因となった大型店の郊外立地、景気低迷等の社会環境に影響を受けていると考えられるが、空き店舗率はこの5年間で2.7ポイント増加している。買い物のために街なかへの来街を誘う核店舗や集客に役立つサービスが弱いことが大きな理由として考えられるため、これらの改善に向けた取り組みが行われない場合には、今後ともこの傾向が継続するものと考えられる。

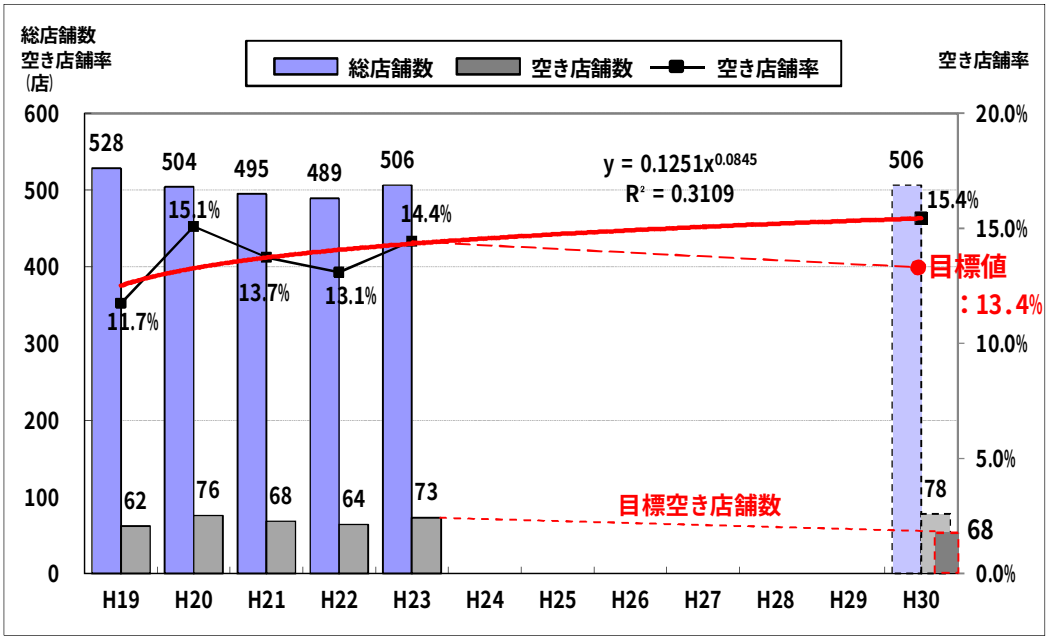


図　中心部の空き店舗の推移

中心部における平成 23 年の空き店舗率は、14.4%であるものの、年々増加傾向にある。空き店舗率の上昇が比較的緩やかになった平成 19 年以降のトレンドが継続する場合でも、平成 30 年の推計空き店舗率は 15.4%である。

そこで、集客の核となる商業サービス施設の充実をはじめ、小売り商業販売額等に影響を与え

ている回遊意欲を空き店舗等の存在が低下させていることを踏まえ、商店街等での回遊を促す環境の向上整備等を強く促し、ここ5年間の空き店舗率のトレンドが継続する場合の平成30年の空き店舗率に、それら事業により見込まれる空き店舗率の減少を考慮した値を目標値として設定する。

中心市街地内の低未利用地をはじめとする新たな商業核の整備促進や、中心部商店街での来街者をもてなす広場整備やアーケードリニューアル整備等の回遊環境を向上させる取組事業により、空き店舗率13.4%（1.0%（平成30年の総店舗数を平成23年と同じと仮定すると5店舗）の減少）を見込む。

【フォローアップの考え方】

現在実施している「空き店舗調査」を毎年調査し、目標達成の可能性を確認するとともに、計画期間の中間年度にあたる平成27年度には数値目標を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

なお、目標年の平成30年度の数値についても、その結果を踏まえて検証を行うものとする。

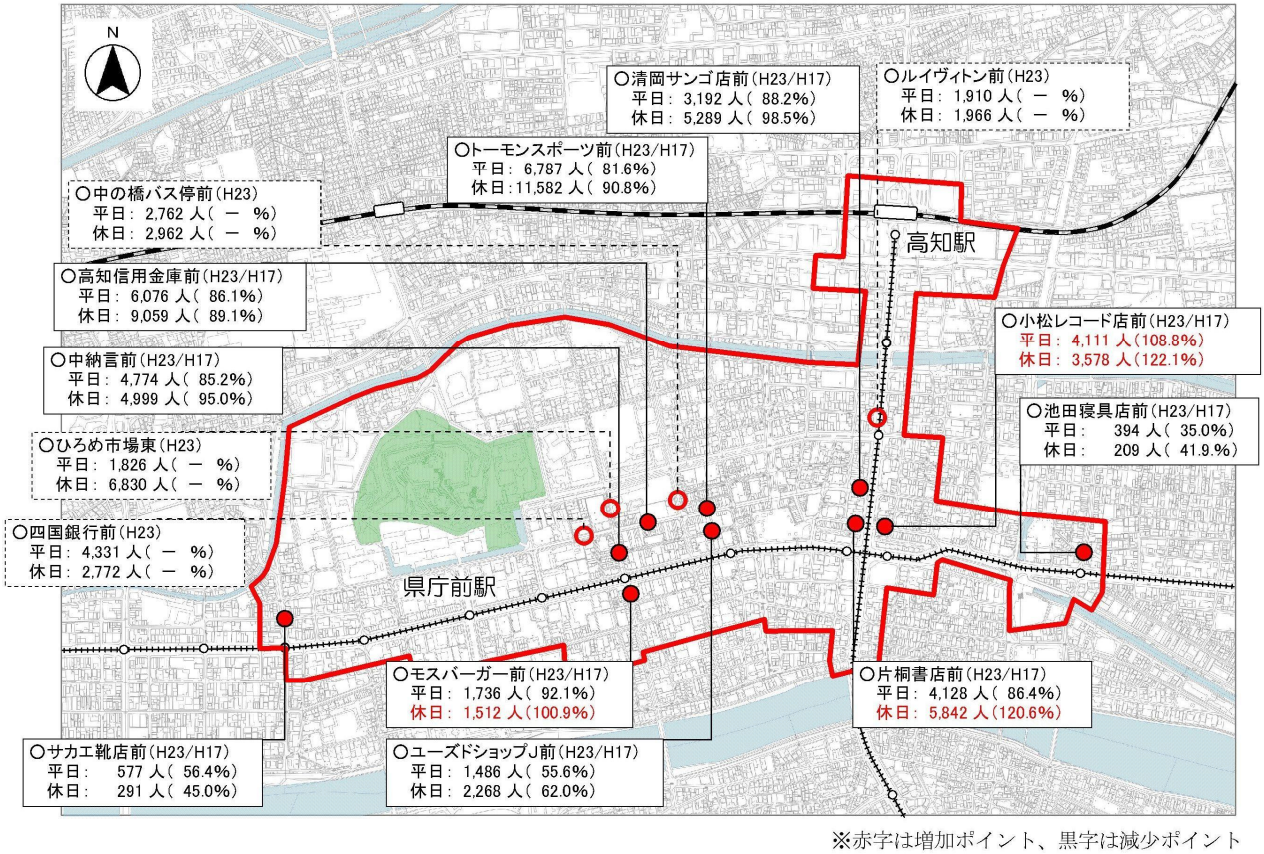
２）「目標２：街なかの回遊性を向上させる」に関する数値目標

評価指標２：歩行者通行量（平日・休日合計）

現況値（H23）	目標値（H30）
103,249 人/2 日･14 地点	105,916 人/2 日･14 地点

【現状分析および目標設定の考え方】

本市の中心市街地では、これまで定期的に「商店街歩行者通行量調査」を実施している。



※赤字は増加ポイント、黒字は減少ポイント

図　H23 中心市街地の歩行者通行量（平日・休日）

近年の歩行者通行量は減少傾向であり、特に重点的な活性化が望まれる中心市街地中央部でも、数々の活性化の取り組みにもかかわらず 1～2 割程度減少している。また、増加地点もあるものの、面的な広がりは実現できておらず、回遊性が低下していることが伺われる。回遊性の向上が実現できない場合、引き続き活性化に向けた各種事業に取り組んでも、中心市街地としての歩行者通行量はあまり改善できないと考えられる。

そこで、歩行者通行量の数値目標の設定に関しては、商業核（百貨店）を有し、歩行者通行量が最大の帯屋町一丁目・二丁目商店街を中心とする市中心商業地のなかで、今後も積極的に活性化事業に取り組む中心市街地中央部でその活性化事業のにぎわい効果の広がりが把握できるよう、経年的に調査を実施している 10 地点と本計画に基づく事業効果を適切に把握できる４地点

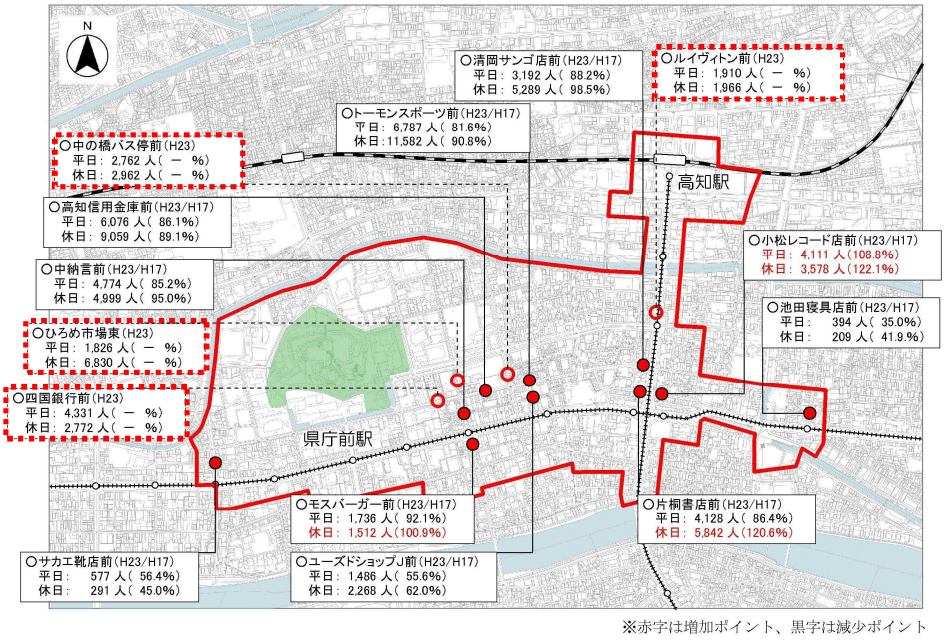
※を加えた 14 地点を対象に調査地点を設定する。

※4 調査地点の追加の考え方

調査地点については、本計画の活性化事業によって形成される各拠点（おもてなし拠点、にぎわい拠点、文化拠点、歴史拠点）の回遊性向上に関する事業効果を適切に把握できるよう、以下の調査地点を追加した。

（各拠点については、P96「4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施個所」を参照）

○ルイヴィトン前・・・・「おもてなし拠点」と「にぎわい拠点」・「文化拠点」の回遊性を調査。
○中の橋バス停前・・・・「にぎわい拠点」の核である新図書館等複合施設周辺（東側）の回遊性を調査。
○ひろめ市場東・・・・・「にぎわい拠点」の核である新図書館等複合施設周辺（西側）の回遊性を調査。
○四国銀行前・・・・・・「歴史拠点」と「にぎわい拠点」の回遊性を調査。



※赤字は増加ポイント、黒字は減少ポイント

図　4 調査地点の追加の考え方

【数値目標設定根拠】

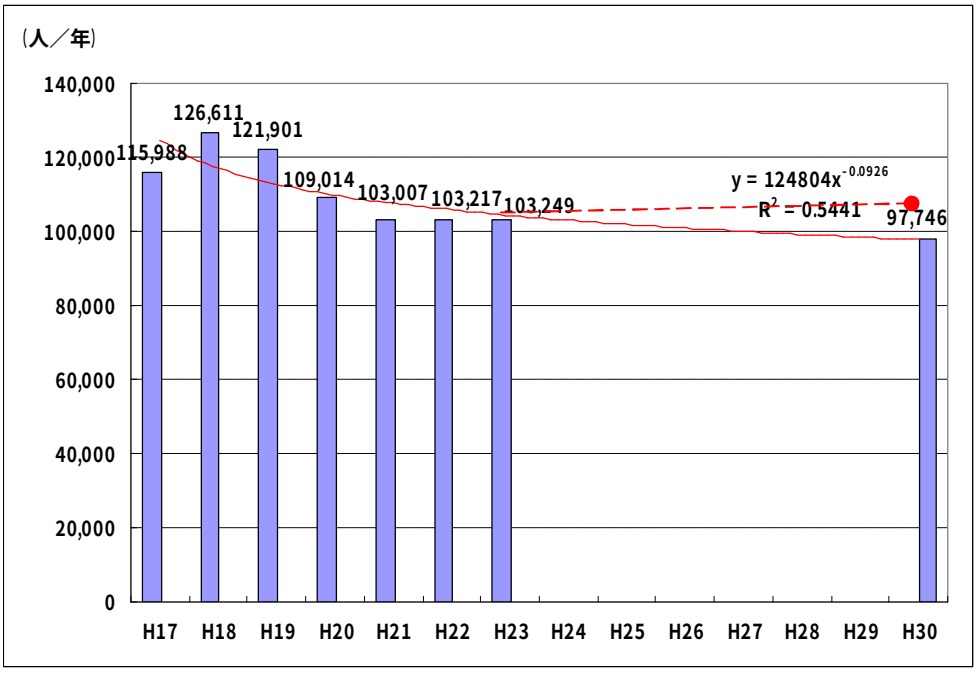


図　歩行者通行量の推移

※平成 22 年以前の数値は、平成 23 年度に追加した 4 地点の各年度における見込み値を算出し、加算している。

（単位：人/2 日）

①平成 23 年度の 14 調査地点実績値（平日・休日合計）	103,249
現況値(H23)	103,249
②通行量の実績値トレンド	-5,503
③追手前小学校敷地で整備する複合施設による増加	7,066
④新資料館整備に伴う増加	320
⑤旧少年補導センター跡地で整備する複合施設による増加	517
⑥高知駅でのおもてなし拠点の魅力向上に伴う増加	267
変化値	2,667
目標値(H30)	105,916

①平成 23 年度の 14 調査地点の実績値

平成 23 年度の『商店街歩行者通行量調査』における 14 調査地点の平日・休日実績値は平日：44,090 人／日・14 地点、休日：59,159 人／日・14 地点で、合計 103,249 人／2 日・14 地点となる。

②通行量の実績値トレンド

ここでは、通行量の実績値から、今後のトレンドを推計すると、14 調査地点合計での平日・休日実績値（合計）は 97,746 人/2 日・14 地点となる。平成 30 年には、5,503 人/2 日・14 地点の減少を見込むこととする。

③追手前小学校敷地で整備する複合施設による増加

新図書館等複合施設の入館者数は、年間入館者数※が約 100 万人と見込まれている。平成 22 年の高知県立図書館の開館日数は平日・休日併せて 285 日、高知市立市民図書館は 281 日である。複合施設では、その平均である 283 日開館すると想定すると、1 日あたりの入館者数は、3,533 人となる。平日・休日の利用者数が同じと仮定すると、平日・休日 2 日間の利用者数は 7,066 人となる。

新図書館等複合施設は主に追手筋に面しており、主たる入口は北側（追手筋側）と南側の 2 箇所にある。利用者の出入りは現状では北側が多くなるが、整備の中で南側に位置する商店街（帯屋町 2 丁目商店街）側への新たな移動経路を整備し、利用者を出来るだけ多く回遊させようと考えている。そのため利用者の半数が南側である帯屋町 2 丁目商店街側に移動し、他の商業等の活性化事業の効果も含めて 2 カ所回遊すると仮定すると、7,066 人÷2×2 カ所＝7,066 人が新たに通行すると考えられる。

※新図書館等複合施設年間入館者数 100 万人の考え方について

県立図書館の平成 22 年度年間入館者数は 251,521 人。
市民図書館の平成 22 年度推定年間入館者数は約 231,000 人。

新図書館の年間入館者数は，県立図書館の年間入館者数に市民図書館の推定年間入館者数を加え，他都市の新設図書館の状況を考慮し，現在の県市入館者数の２倍※である965,042人を見込むこととした。

（251,521 人＋231,000 人）×2＝965,042 人

※他都市の新設図書館の開館前後の状況（約2.2～2.6倍の増加）から，県市合築のため県との重複利用者を見込み，他都市より低めの２倍に設定

次に，（仮称）こども科学館については，以下のとおり年間入館者数を推計した。
現在の子ども科学館の平成22年度年間入館者数11,502人をベースとして，2,000㎡程度の他都道府県にある科学館の入館実績の平均値から49,790人（11,502 人の約4.3倍）と推計した。

以上のことから，新図書館965,042人，（仮称）こども科学館49,790人，点字図書館150人程度を合算し，新図書館等複合施設の年間入館者数を約100万人と見込む。

④新資料館整備に伴う増加

新資料館では、年間入館者数※が 10 万人と見込まれている。観光施設であり、週１日程度の休館で年間 312 日開館すると想定すると、１日あたりの入館者数は、320 人となる。平日・休日の利用者数が同じと仮定すると、平日・休日 2 日間の利用者数は 640 人となる。

新資料館は、歩行者通行量の調査地点から比較的離れた位置に整備されるため、利用者の 1/2 が東側の商店街側に移動し、他の商業等の活性化事業の効果も含めて１カ所回遊すると仮定すると、640 人÷2×1 カ所＝320 人が新たに通行すると考えられる。

※新資料館の目標入館者数の設定方法

人口25万人から50万人の都市における天守または本丸が存在する城がある施設での城郭の入館者数からみた隣接歴史系文化施設の入館者数の割合は約50%（48.13%）である。

全国の公立歴史博物館19館の年間入館者数と延床面積のデータをもとに，施設規模と入館者数の相関関係を算定し，推計された平成19年から平成20年の平均年間入館者数は100,500人である。

平成14年から平成21年の平均高知城入館者数213,247人に上記の隣接歴史系文化施設入館割合を乗じて得られた値が全国の公立歴史博物館の推計平均年間入館者数とほぼ同数であるため，新資料館の目標入館者数を100,000人と設定した。

213,247×50%＝106,623 人　　100,500 人 ⇒新資料館の目標入館者数 100,000 人

⑤旧少年補導センター跡地で整備する複合施設による増加

旧少年補導センター跡地では、物販や飲食、文化施設などの商業施設等が整備されるため、ここでは、その効果について算出する。

算出には、施設規模（床面積）から「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(H19.2.1 経済産業省告示16 号)」による「小売店舗」および「併設施設（飲食など）」として利用者数を算定すると、517 人/日となり、平日・休日2日間では1,034人/2日となる。

[小売店舗への一日の来客数]

＝店舗面積当たり日来客数原単位 1,100－30S（人/千㎡）×小売店舗面積 S（千㎡）×併設施設（飲食など）係数 0.002X＋1.38

＝（1,100－30×0.3）×（0.3）×（0.002×100＋1.38）

＝517（人/日）

※小売店舗面積S=300 ㎡、併設施設（文化施設、飲食など）面積S2=300 ㎡、併設施設の割合X=S2/S=100%

現在低未利用地となっている旧少年補導センター跡地の出入口は、南側のみとなっているため、北側の商店街等への回遊を利用者の 1/2 と想定し、他の商業等の活性化事業の効果も含めて 1 カ所回遊すると仮定すると、1,034 人/2 日×1/2×1 カ所＝517 人が新たに通行すると考えられる。

⑥高知駅でのおもてなし拠点の魅力向上による増加

JR四国高知駅の高知観光情報発信館「とさてらす」の年間入館者数※を243,478人と推計し、「とさてらす」の入館者の1/5が南側の中心商店街等に移動し、他の商業等の活性化事業等の効果も含めて1カ所回遊すると仮定すると、平日・休日の入館者数を同じとした場合、243,478人÷365日×2日×1/5×1カ所＝267人が新たに通行すると考えられる。

※「とさてらす」年間利用者数の推計方法

高知観光情報発信館「とさてらす」は、隣接する土佐・龍馬であい博パビリオン「高知・龍馬ろまん社中」と同時に、平成 22 年 1 月 16 日にオープンしているが、隣接し同時オープンの「高知･龍馬ろまん社中」では平成 23 年 1 月 10 日まで常時イベント等を開催していた。「高知･龍馬ろまん社中」の非イベント開催時期である平成 23 年 2 月・3 月の「とさてらす」の入館者数（38,157 人/2 ヶ月）を基に、「とさてらす」オープンからの 1 年間の入館者数（1,393,338 人/年、平成 22 年 2 月・3 月の入館者数（229,276 人/2 ヶ月））から非イベント開催時の「とさてらす」年間入館者数を、231,884 人と推計した。

1,393,338 人×（38,157 人÷229,276 人）＝231,884 人

さらに、高知駅でのおもてなし拠点の魅力向上の取り組みにより、入館者数が５％増加すると見込む。

231,884 人×1.05＝243,478 人

【フォローアップの考え方】

現在実施している「商店街歩行者通行量調査」を毎年調査し、目標達成の可能性を確認するとともに、計画期間の中間年度にあたる平成 27 年度には数値目標を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

なお、目標年の平成 30 年度の数値についても、その結果を踏まえて検証を行うものとする。

＜参考指標：施設の入館者数＞

現況値（H21）		目標値（H30）
673,295 人/年	⇒	707,000 人/年

【現状分析および目標設定の考え方】

中心市街地内で新図書館等複合施設と対になり、中心市街地内の広い範囲での回遊の牽引が期待される施設（高知観光情報発信館「とさてらす」、高知市文化プラザ「かるぽーと」）の入館者数は、特異値を除くと「とさてらす（231,884 人/年）※」「かるぽーと（441,411 人/年）」の計 673,295 人/年である。※P53 「とさてらす」年間入館者数の推計方法を参照

【数値目標設定根拠】

（単位：人/年）

①平成 21 年度の「とさてらす」の年間入館者数（整備されていた場合に見込まれる推計値）	231,884
②平成 21 年度の「かるぽーと」の入館者数（実績値）	441,411
現況値(H21)	673,295
③高知駅前観光拠点施設での取り組み拡充による「とさてらす」の入館者数増加（5%増加）	11,594
④よさこい情報発信拠点の整備等はりまや橋周辺での取り組み拡充による「かるぽーと」の入館者数増加（5%増加）	22,071
変化値	＋33,665
目標値(H30)	706,960 707,000

①平成 21 年度の「とさてらす」の年間入館者数

平成 21 年度に「とさてらす」が整備されていた場合に見込まれる年間入館者数は、231,884 人／年となる。

②平成 21 年度の「かるぽーと」の入館者数

平成 21 年度における「かるぽーと」の年間入館者数は、441,411 人／年である。

③高知駅前観光拠点施設での取り組み拡充による「とさてらす」の入館者数増加

JR四国高知駅前で取り組まれていた「高知市おもてなし隊いちむじん」（P106　11[１]参照）の観覧者数は平成23年7月から平成24年3月までの9ヶ月間で約55,000人であるが、この間の「とさてらす」の入館者数は524,807人であり、「高知市おもてなし隊いちむじん」の観覧者が「とさてらす」入館者の増加に好影響を与えたと考えられる。（55,000人/9ヶ月÷524,807人/9ヶ月＝10.5% の増加に貢献したと考えられる。）

高知駅前では、「高知市おもてなし隊いちむじん」の取り組みと合わせ、「幕末志士社中」が平成23年7月にオープンし、その相乗効果で大きな入館者増を実現できたと考えられるが、「幕

末志士社中」のオープン効果が次第に落ち着くと考えられるため、今後の高知駅前観光拠点施設での取り組みの拡充による「とさてらす」の増加効果は、10.5%の約半分である5%の増加を見込む。

高知駅でのおもてなし拠点の魅力向上の取り組みにより 5%増加した入館者数 231,884 人×0.05＝11,594 人

④よさこい情報発信拠点の整備等はりまや橋周辺での取り組みの拡充による「かるぽーと」の入館者数増加

今後の高知駅前観光拠点施設での取り組み拡充による「とさてらす」の増加効果を 10.5%の約半分である 5%と見込んだが、「かるぽーと」周辺でも今後、よさこい情報発信拠点の整備等を行うこととしている。「かるぽーと」内には『横山隆一記念まんが館』等があり、近接する 2 つの文化施設間の観光客等による回遊効果が同様に見込まれることから、ここでも高知駅前の「とさてらす」における増加効果と同水準の回遊効果が見込めると考え、5%の増加を見込む。

以上のような商業の活性化のための事業及び措置をはじめとする、街なかの魅力向上に向けた取組事業により、施設の入館者数 707,000 人/年（33,705 人/年の増加）を見込む。

【フォローアップの考え方】

「とさてらす」と「かるぽーと」の年間入館者数は、施設管理者から集計値を入手し、目標達成の進捗を確認する。また、計画期間の中間年度にあたる平成 27 年度には数値目標を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

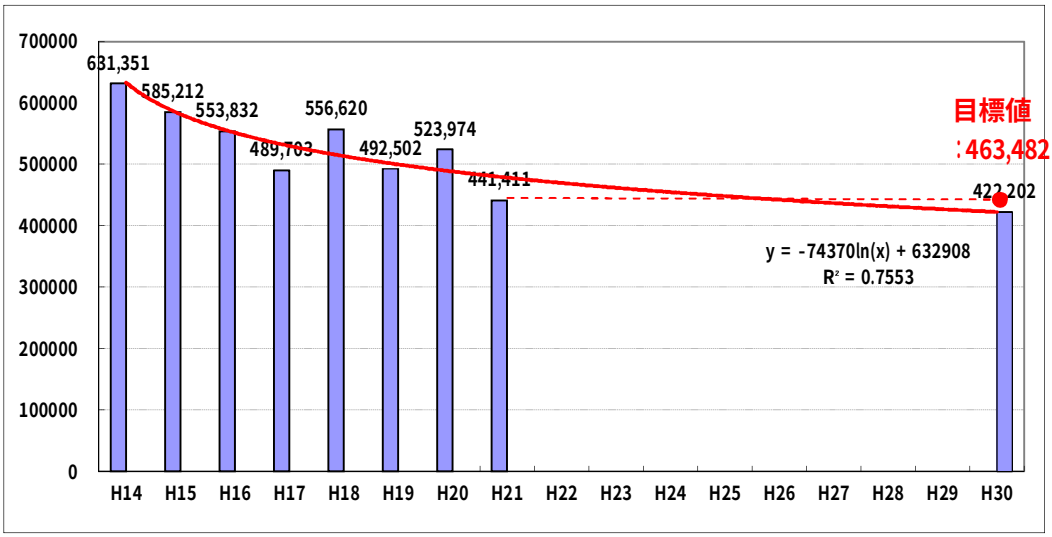


図　かるぽーとの入館者数の推移

高知市中心市街地活性化基本計画の流れ

●活性化における主たる課題

- 中心市街地での居住人口の減少
- 中心市街地の魅力低下に伴う来街者の減少
- 中心市街地での賑わい（回遊）の低下

●活性化に向けた基本コンセプト

“ 土佐の風土と文化”を継承・創造・発信するまち ”

― 南国ならではのエネルギーをもって、
新たな暮らし方を切り拓く（暮らし維新をおこす）まち・高知 ―

●3つの基本的な方針

方針1
街なか暮らしの魅力強化
（多様な人材・世代が快適に、楽しく暮らせる街なか）

方針2
土佐の気風や歴史・文化性の活用
（土佐の大らかさやパワー、歴史性・文化性を活かした新しい生活文化を発信する街なか）

方針3
街なか地域資源を楽しめる環境づくり
（街なかの魅力を、誰もが快適に楽しく、回遊して満喫できる環境が整った街なか）

●活性化の目標

目標1
新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる
（街なか暮らしの、ハード等を充実させる）

評価指標1
○中心市街地の居住人口
現況値(H23)：5,017 人 → 目標値(H30)：5,145 人

＜参考指標＞
○中心部の空き店舗率
現況値(H23)：14.4% → 目標値(H30)：13.4%

目標2
街なかの回遊性を向上させる
（街なか暮らしの、仕組み等を強化する）

評価指標2
○歩行者通行量
現況値(H23)：103,249 人/2 日・14 地点
→ 目標値(H30)：105,916 人/2 日・14 地点

＜参考指標＞
○施設の入館者数
・高知観光情報発信館「とさてらす」、高知市文化プラザ「かるぽーと」の利用者数
現況値(H21)：673,295 人/年
→ 目標値(H30)：707,000 人/年

4．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

【現状分析】

中心市街地は、戦災復興土地区画整理事業等により、かつての町割りを継承する形で形成されてきた。

JR 四国高知駅周辺においては、平成 8 年度より連続立体交差事業（県施行）、土地区画整理事業（市施行）、関連街路事業（県・市施行）の 3 つの事業が実施され、平成 20 年 2 月に鉄道高架と新駅舎が完成し、市内外から多くの来街者を迎える、高知市の玄関口に相応しい景観を形成している。

また、中心市街地には観光スポットとして知名度の高い高知城やはりまや橋、市民の生活を支えてきた歴史ある商店街、市民の憩いの場である公園等が点在している。ただ、現時点ではその魅力を十分に活かしきれていない状況である。

加えてこれらの場所を安全、快適に回遊するための環境づくりを一部先行的に行ってはいるが、中心市街地全体の回遊へ広げるため、今後はより本格的な取り組みが求められる状況になっている。さらに、近年、放置自転車等が目立ち、安全な歩行環境の確保や良好な街並み景観を阻害しており、その改善も求められている。

【市街地の整備改善の必要性】

本市では、城下町の歴史を引き継ぎながら、魅力と賑わいある中心市街地づくりをこれまで進めてきた。これからも、それを次世代に引き継ぐため、これまでのストックをうまく生かしながら、精力的に取り組みを進めていくこととする。

具体的には、中心市街地の吸引力強化を図るため、旧少年補導センター跡地において、多くの人が訪れる賑わい施設の整備誘導を図っていく。追手前小学校敷地では、都市福利系賑わい施設である新図書館等複合施設整備に合わせ、中心市街地を訪れる人がくつろげ、賑わいを生み出すイベントが行える広場や、そこを起点に中心市街地内での回遊を促す遊歩道整備を進めていく。また、老朽化した市庁舎を建て替え、街なか暮らしの安心を支えつつ、市民が気軽に利用できるスペースを整備していく。

美しく魅力的な中心市街地を継承・充実するため、はりまや橋では、観光スポットとしての知名度にふさわしい魅力強化を図るとともに、商店街での良好な街並みづくりに向けた支援を行うほか、既存公園のリニューアルや高知城の環境整備を進めていく。

また、中心市街地の交通環境を改善するため、観光バス乗降スペース整備を進めるほか、放置自転車等の改善を促す駐輪場の利便性改善や道路のバリアフリー化を進めていく。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、事業の促進等の改善措置を講じることとする。

[2] 具体的事業の内容

⑴ 法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

⑵ ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 多目的広場・遊歩道整備事業 【内容】 ・買い物途中や新図書館利用時の休憩場所、日曜市との連携や屋台の出店、イベント利用、多目的な利用が可能な広場（1,260㎡程度）と商店街へと繋がる遊歩道を整備 【実施時期】 平成 24～27 年度	高知市	小学校敷地を活用し、買物途中に休憩ができる広場、日曜市との連携やフードワゴン・屋台が出店可能な場、コンテナ等によるイベント空間など、気軽に訪れることができ、自由に多目的に利用が可能となる賑わい広場と、広場から商店街へと繋がる遊歩道を整備する。 これは、中心市街地の賑わい創出や回遊性の向上につながる。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（高知市新図書館等複合施設整備地区）） 【実施時期】 平成 24～27 年度  賑わい広場のイメージ	
【事業名】 商店街にぎわい創出支援事業 【内容】 ・商店街が良好な街なみ形成に向けたルールづくりの検討に取り組む際の支援 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市・㈱高知市中心街再開発協議会	良好な街なみの形成に向けたルールづくりに取り組む商店街に対し、検討の支援を行う当事業は、街なかの魅力強化に寄与すると同時に、商店街の景観形成の啓蒙、沿道の魅力化につながる。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 25～29 年度	

⑵ ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新庁舎建設事業 【内容】 ・老朽化した庁舎の建て替えにあわせて、災害時の災害対応拠点・避難施設の機能や市民が気軽に利用できるスペースを整備 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市	災害時の災害対応拠点・避難施設の機能や、市民が気軽に利用できるスペースを整備することで、街なかの暮らしの安心を支えることができる。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(住宅･建築物安全ストック形成事業（高知市地区）) 【実施時期】 平成 25～29 年度	

⑶ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当無し

⑷ 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 旧少年補導センター跡地活用事業 【内容】 ・市有地を活用した魅力ある新たな拠点整備の検討及び実施 【実施時期】 平成 25～29 年度	民間	現在、更地になっている中心市街地の市有地を活用し、新たな商業・サービス・文化等の拠点を整備することにより、新たな中心市街地の魅力、滞留拠点などを創出し、来街者の増加、回遊性の向上を促進する。 （プロポーザル方式により活用策を選定する。） よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 未定 【実施時期】 ―	プロポーザル方式により平成 24 年度中に事業内容及び実施主体を決定

【事業名】 賑わい広場 整備事業（西敷地） 【内容】 ・追手前小学校敷地のうち新図書館等複合施設以外の場所で、自由度の高い利用が可能な賑わい広場などを整備 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市・民間	買物途中に休憩ができる芝生広場や、イベント空間となる場の整備により、気軽に市街地へ訪れることができるとともに、多様な人材が集まり楽しめ、快適に楽しく回遊できるようにするものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 未定 【実施時期】 ―	検討部会において検討中
【事業名】 観光バスの乗降スペース整備事業 【内容】 ・追手門周辺に観光バス乗降スペースを整備 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知県・高知市	現在、高知城への観光バスは、乗降場所が中心商業地から離れており、高知城観光後、観光客に対し街なか散策を促すような状況にない。観光バスによる高知城への来館の際、追手門から観光客が入場し、ひろめ市場やその他の周辺商店街でのお土産を買う人の流れを創出するために、追手門周辺で観光客の乗降を可能とするバスの乗降用停車スペースを確保するものである。 よって、「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	

【事業名】 花とみどりのまちづくり事業 【内容】 ・中心市街地内の公共空間への花や緑の設置、NPO 等による維持管理への支援 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市・花いっぱい会	中心市街地内の道路、公園、公共花壇などの公共空間に、高知市らしい花や緑を設置する。また、それらの維持・管理を担う NPO 等の団体に対し支援を行い、魅力ある市街地の形成にむけて、公共空間の華やかな景観形成を行うものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	
【事業名】 はりまや橋公園沿道都市美形成事業 【内容】 ・はりまや橋公園沿道におけるモデル地区の指定に基づく、建築物等の形態規制 【実施時期】 平成 9 年度～	高知市・はりまや橋商店街振興組合、京町・新京橋商店街振興組合	はりまや橋公園沿道（東地区、西地区）を『高知市景観条例』に基づく「景観形成重点地区」と位置づけ、建築物や工作物の基準を定めて助言・指導を行う。 はりまや橋周辺の景観向上に加えて、周辺への回遊ルートの魅力が強化できる。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―   はりまや橋西地区の整備イメージ	

【事業名】 憩いの空間整備事業 【内容】 ・街なかの公園のリニューアル 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市	中心市街地の公園を市民が気軽に憩える空間としてリニューアルするものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 － 【実施時期】 －	
【事業名】 高知城の環境整備事業 【内容】 ・高知城の環境整備 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知県・高知市	市民の誇りであるとともに、街なか居住を支える上でなくてはならない憩い空間で、観光客にも人気の高い高知城の魅力を強化するために、環境整備を行うものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 － 【実施時期】 －	
【事業名】 駐輪場整備事業 【内容】 ・街なかにある駐輪場の利便性改善 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市	中心市街地への来街しやすさを向上するとともに、安全・快適な歩行空間の確保や良好なまちなみ景観を形成するために、駐輪場の利便性改善整備を行うものである。 よって、「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 － 【実施時期】 －	

【事業名】 道路バリアフリー促進事業（高知街87号線） 【内容】 ・高知街87号線のバリアフリー化 【実施時期】 平成25～29年度	高知市	中心市街地への来街しやすさを向上するとともに、安全な歩行環境を確保するために、バリアフリー化を行うものである。 よって、「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

【現状分析】

中心市街地には、県庁や市役所をはじめとする主要な行政関連施設が集積しており、県庁所在地として、高知県政および高知市政を支えている。また、文化施設や教育施設、医療施設や福祉施設も数多く集積している。

文化施設は、複数のホールやギャラリー、公民館等を備える複合文化施設である高知市文化プラザ・かるぽーと、横山隆一記念まんが館をはじめ、市民図書館、県立図書館があり、教育施設では高知県立大学などが立地している。

ただ近年、市民図書館や県立図書館などでは、建物・設備の狭隘化、老朽化が進んでおり、十分な市民サービスの供給が難しくなっている施設が増えている。

なお、市民のための総合的な保健・防災・医療関連施設である高知市総合あんしんセンターは平成 22 年に整備が完了し、サービスの提供をはじめている。

【都市福利施設の整備の必要性】

中心市街地では、昔から多くの人が住み、働き、訪れてきたが、文化を楽しむことが中心市街地の大きな魅力となり、賑わいを支える要素となってきた。これからも既存のハード・ソフトのストックを継承・充実させながら、中心市街地での暮らしがより魅力的になるような取り組みを進めていくこととする。

具体的には、中心市街地内での文化的な暮らしを強化するため、図書館や科学館など既存の文化機能を充実させるとともに、高知城周辺に歴史系の新資料館を整備し、中心市街地内の住民をはじめ、中心市街地外の市民や高知市への来街者も憧れるような、新たな街なか暮らしを実感できる文化基盤を充実させる。

行政だけでなく、民間においても、商業・サービス機能の充実と相乗効果が発揮できるような文化機能の充実を促していく。

また、教育機能を充実させるため、現在、高知県立大学等が使用している永国寺キャンパスを“社会貢献をする「知の拠点」”として、高知工科大学の社会科学系学部の設置、高知県立大学の文化学部の拡充、社会人教育の充実などを目的に整備を行う。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

⑴ 法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

⑵ ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 総合あんしんセンター整備・運営事業 【内容】 ・保健・防災・医療関連機能を備えた総合的な拠点施設の整備 【実施時期】 平成 18 年度～	高知市	中心市街地にあった市民病院の郊外移転の跡地（約 12,200 ㎡）において、市民のための保健所・消防局、災害対策本部機能、休日夜間急患センター、救急医療情報センター、調剤薬局等を併せ持つ総合的な拠点施設を整備するものである。 街なか居住の安心感の付与のために必要な事業であり、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 【実施時期】 平成 18～21 年度	
【事業名】 新図書館等複合施設の設計等 【内容】 ・新図書館、点字図書館、（仮称）こども科学館の整備を進めるための設計等検討 【実施時期】 平成 24～25 年度	高知県・高知市	図書館等を含む質の高い複合施設整備を図り、市民だけでなく、高知市への来街者も憧れる、新たな街なか暮らしを実感できる基盤を充実させるものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）及び地域自主戦略交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 【実施時期】 平成 24～25 年度	

【事業名】 新図書館の整備 【内容】 ・老朽化、狭隘化が進み、図書館サービスの新たな展開が不十分となっている県立図書館、市民図書館の整備 【実施時期】 平成 24～27 年度	高知県・高知市	高知県立図書館（昭和 48 年建築）と高知市民図書館（昭和 42 年建築）本館は、狭隘化や老朽化等が進んでおり、「幹としての巨大書庫の導入」「枝としての広大な開架閲覧室の展開」「課題解決支援サービスの展開」「ハイブリッド型図書館の展開」「歴史的資料の収集・保存・展示」を目指した「『知の樹』の展開」を図る県市合築図書館の整備を行うものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 地域自主戦略交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 【実施時期】 平成 24 年度 【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（高知市新図書館等複合施設整備地区）） 【実施時期】 平成 24～27 年度	



新図書館等複合施設の外観イメージ（「新図書館等複合施設等基本設計書」より）

【事業名】 点字図書館の整備 【内容】 ・視覚に障害がある方に対して、図書・情報サービスの提供を行う点字図書館の整備 【実施時期】 平成 24～27 年度	高知市	従来の視覚障害者に加え、視覚に何らかの障害がある方を対象に、録音図書・点字図書の提供、情報機器等の利用支援や生活情報の提供を図る点字図書館の整備を行うものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（高知市新図書館等複合施設整備地区）） 【実施時期】 平成 24～27 年度	
【事業名】 （仮称）こども科学館の整備 【内容】 ・エンターテイメント性や集客力を重視したサービスの提供を行うこども科学館の整備 【実施時期】 平成 24～27 年度	高知市	次代を担う創造性豊かな人材を育成し、科学的な見方や考え方を養い、知的創造活動の場を提供するため、「新タイプのプラネタリウムの設置」「従来の子ども科学図書館で運営されていた実験教室の発展」「エンターテイメント性を重視した体験型展示を中心とする選定・設置」「大型企画展も展開可能な常設展示」の提供を図る（仮称）こども科学館の整備を行うものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。 （仮称）こども科学館のイメージ（「こども科学館展示基本設計書」より） 	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（高知市新図書館等複合施設整備地区）） 【実施時期】 平成 24～27 年度	

【事業名】 多目的広場・遊歩道整備事業 （再掲） 【内容】 ・買い物途中や新図書館利用時の休憩場所、日曜市との連携したイベント利用、多目的な利用が可能な広場（1,260㎡程度）と商店街へと繋がる遊歩道を整備 【実施時期】 平成 24～27 年度	高知市	小学校敷地を活用し、買物途中に休憩ができる広場、日曜市との連携やフードワゴン・屋台が出店可能な場、コンテナ等によるイベント空間など、気軽に訪れることができ、自由に多目的に利用が可能となる賑わい広場と、広場から商店街へと繋がる遊歩道を整備する。 これは、中心市街地の賑わい創出や回遊性の向上につながる。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（高知市新図書館等複合施設整備地区）） 【実施時期】 平成 24～27 年度	
【事業名】 新資料館整備事業 【内容】 ・山内家資料を中心に戦国時代から明治までの高知の歴史が概観できる教育文化施設を整備 【実施時期】 平成 24～27 年度	高知県	山内家資料を核として高知の歴史を過去から未来へとつなぎ、その魅力を全国に発信する新たな歴史系資料館の建設を行い、高知城下まちあるきガイド向けの講座の開催、日曜市と関連したイベントの開催、まちの歴史文化スポットに関する情報提供等を行い、街なかに点在している魅力の掘り起こしを行うものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。 新資料館の外観イメージ（基本設計） 	【措置の内容】 地域自主戦略交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 【実施時期】 平成 24 年度 【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（高知県新資料館整備地区）） 【実施時期】 平成 25～27 年度	

⑵ ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新庁舎建設事業（再掲） 【内容】 ・老朽化した庁舎の建て替えにあわせて、災害時の災害対応拠点・避難施設の機能や市民が気軽に利用できるスペースを整備 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市	災害時の災害対応拠点・避難施設の機能や、市民が気軽に利用できるスペースを整備することで、街なかの暮らしの安心を支えることができる。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(住宅･建築物安全ストック形成事業（高知市地区）) 【実施時期】 平成 25～29 年度	

⑶ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当無し

⑷ 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 旧少年補導センター跡地活用事業（再掲） 【内容】 ・市有地を活用した魅力ある新たな拠点整備の検討及び実施 【実施時期】 平成 25～29 年度	民間	現在、更地になっている中心市街地の市有地を活用し、新たな商業・サービス・文化等の拠点を整備することにより、新たな中心市街地の魅力、滞留拠点などを創出し、来街者の増加、回遊性の向上を促進する。 （プロポーザル方式により活用策を選定する。） よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 未定 【実施時期】 ―	プロポーザル方式により平成 24 年度中に事業内容及び実施主体を決定
【事業名】 賑わい広場整備事業（西敷地）（再掲） 【内容】 ・追手前小学校敷地のうち新図書館等複合施設以外の場所で、自由度の高い利用が可能な賑わい広場などを整備 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市・民間	買物途中に休憩ができる芝生広場や、イベント空間となる場の整備により、気軽に市街地へ訪れることができるとともに、多様な人材が集まり楽しめ、快適に楽しく回遊できるようにするものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 未定 【実施時期】 ―	検討部会において検討中

【事業名】 県立大学（永国寺キャンパス）の整備 【内容】 ・社会科学系学部の設置及び文化学部の拡充 【実施時期】 平成 27 年度～（予定）	高知県	現在、高知県立大学等が使用している永国寺キャンパスを、社会貢献をする「知の拠点」として、高知工科大学の社会科学系学部の設置、高知県立大学の文化学部の拡充、社会人教育の充実などを目的に整備を行うものである。このことにより、大学との連携が強まるとともに、増加する学生の市街地への回遊が見込まれる。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	

6.公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]街なか居住の推進の必要性

【現状分析】

中心市街地の人口は一貫して減少しており、住民基本台帳に基づく中心市街地（本活性化基本計画の区域内）人口は平成14年には6,044人、平成23年には5,017人と、ここ10年で約17.0%減少している。

市全体の人口も減少しているが、平成23年は平成14年と比較して、約1.9%の減少となっており、中心市街地の人口減少率は市全体と比較して非常に大きい。

また、ここ数年、地価の下落を背景に、中心市街地の周辺では民間マンションの供給もみられるが、中心市街地では民間マンションの供給は少ない状況であり、現代の多様なライフスタイルに対応した住宅や、一般的に人気の高い築年数の浅い物件は少ない状況であると推察される。

一方で中心市街地の一部では低未利用地が発生しており、コミュニティの再生や土地の有効活用を進めることが必要な状況になっており、市民のための総合的な保健・防災・医療関連施設である総合あんしんセンターは平成22年に整備が完了し、サービスの提供をはじめている。

高知ならではの新たな街なか暮らしの提案、『暮らし維新』を実現するためにも、街なか暮らしを支える魅力的な住宅供給の促進が望まれる状況になっている。

【街なか居住の推進の必要性】

中心市街地は、行政機関や金融機関、商業施設のほか、文化、教育、医療、福祉等の施設が集積しており、また、鉄道、路面電車、バスなどの公共交通機関の利便性も高い場所であることから、定住人口の維持・増加を支える基盤は基本的に備わっている。

定住人口の増加は、中心市街地でのにぎわい創出につながるとともに、日々の生活に必要な最寄り品をはじめとした商業需要の下支えにも繋がることから、その暮らしの場としての魅力を強化するため、官民連携で各種の取り組みを進めていくこととする。

具体的には、暮らしやすい環境を整えるため、暮らしの安全・安心感を高める整備を行った施設の効果的な活用をはじめ、住生活基本計画に基づき、総合的に街なか居住の推進のための具体的な政策および施策を推進していく。

中心市街地で住みたいと思う人が住むことができるよう、柔軟な公営住宅の供給をはじめ、官民連携で低未利用地における都市型賃貸住宅の供給を促進したり、民間による分譲マンションの建設を積極的に促進していく。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

⑴ 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 （仮称）帯屋町二丁目複合施設整備事業 【内容】 ・物販、オフィス、生活支援サービス施設と住宅の整備 【実施時期】 平成 25～26 年度	再開発事業者	多様化する現代のライフスタイルに対応するとともに、新たな街なか暮らしを支える店舗や中心市街地への来街者を創出し昼間を中心とした街の賑わいにも寄与するオフィス等多機能を備える住宅を整備するものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業（中心市街地共同住宅供給タイプ（帯屋町二丁目地区）） 【実施時期】 平成 25～26 年度	

⑵ ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 総合あんしんセンター整備・運営事業（再掲） 【内容】 ・保健・防災・医療関連機能を備えた総合的な拠点施設の整備 【実施時期】 平成 18 年度～	高知市	市内にあった市民病院の郊外移転の跡地（約 12,200 ㎡）において、市民のための保健所・消防局、災害対策本部機能、休日夜間急患センター、救急医療情報センター、調剤薬局等を併せ持つ総合的な拠点施設を整備するものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 【実施時期】 平成 18～21 年度	

⑵ ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当無し

⑶ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 （仮称）帯屋町二丁目複合施設整備事業 【内容】 ・物販、オフィス、生活支援サービス施設と住宅の整備 【実施時期】 平成 25～26 年度	再開発事業者	多様化する現代のライフスタイルに対応するとともに、新たな街なか暮らしを支える店舗や中心市街地への来街者を創出し昼間を中心とした街の賑わいにも寄与するオフィス等多機能を備える住宅を整備するものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 防災・省エネまちづくり緊急促進事業 【実施時期】 平成 25～26 年度	

⑷ 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 住生活基本計画の推進 【内容】 ・住生活基本計画に基づいた事業の促進 【実施時期】 平成 24 年度～	高知市	街なかの居住環境の向上実現のために、住生活基本計画に基づいた事業を促進する。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	社会資本整備総合交付金（公営住宅等整備事業等）の活用を検討

【事業名】 借上公営住宅の供給促進事業の検討 【内容】 ・中心市街地内において民間が建設した共同住宅や空き家を市が借上げ、公営住宅として供給 【実施時期】 平成 25 年度～	高知市	中心市街地内を対象に、民間事業者が建設した公営住宅仕様の共同住宅や、既存の民間住宅の空き家を対象に、これらの住宅を高知市が借上げ、街なか居住を促進する公営住宅としての供給を検討する。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	社会資本整備総合交付金（公営住宅等整備事業・公的賃貸住宅家賃低廉化事業）の活用を検討
【事業名】 「セントラルレジデンス高知中央公園」整備事業 【内容】 ・中心市街地における民間分譲マンション等の建設 ・地下 1F～地上 17F（住戸数：108 戸） 【実施時期】 平成 24～25 年度	住友不動産株式会社	中心市街地において新しい街なかの暮らしを支える、民間分譲マンションを建設する。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。 セントラルレジデンス高知中央公園の外観イメージ 	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	

【事業名】 来街者にやさしい環境づくり 【内容】 ・子育て世代に向けた授乳やおむつ替えが可能な施設、高齢者や障害のある方にも使いやすい休憩所等の充実及び情報の提供 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市・高知 TMO	子育て世代が気軽に授乳やおむつ替えができる施設や、高齢者や障害のある方にも使いやすい休憩所等を街なかに充実させ、誰もが中心市街地に長時間滞在しても安心して過ごせる空間とすることを目的とした事業である。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

【現状分析】

本市の商業環境を見ると、小売商業の年間販売額は年々減少している。平成 6 年から平成 11 年までは、ほぼ横ばいであったが、その後減少し、平成 19 年時点で平成 6 年の 92%まで減少している。

中心市街地の年間販売額については、更に減少幅が大きく、平成 19 年時点で平成 6 年の 47%まで減少しており、加えて、商店数、従業者数、売場面積も減少しており、商業拠点性や賑わいを低下させている状況である。

平成 19 年に実施した、高知市民を対象としたアンケート調査によれば、中心市街地へ行く頻度は、郊外への大型店の出店等が原因で、全ての年代で減少傾向にある。具体的には、『増えた』『どちらかといえば増えた』と回答した割合が 6.4%なのに対して、『減った』『どちらかといえば減った』と回答した割合は、69.5%となっている。

また、中心市街地の商店街が重視すべき事項についての問いでは、『買い物以外にも食事や映画など、より多くのことが楽しめる場の形成』（64.1%）が、もっとも多くなっており、商業機能に限らない、魅力ある機能の導入が望まれている状況にある。

【商業の活性化の必要性】

郊外型店舗の出店などの厳しい環境のなかでも、本市では商業者が高知ならではの魅力を感じさせ、強化する取り組みを主体的に進めている。

そこで、行政も適切に支援し、また、連携しながら、商店街の賑わい回復を目指し、訪れたくなる、訪れやすくなる、一歩足を伸ばしたくなる、長い時間を過ごしたくなる、何度も訪れたくなるような人が増えるよう、各種取り組みを進めていくこととする。

具体的には、中心市街地を訪れたくなる新たな商業拠点の整備や、訪れた人をもてなす商業環境整備を進めるとともに、中心市街地を舞台に実施されている、各種イベント事業等について、発展・拡充を図っていくこととする。

また、訪れる人、皆が世代を問わず、興味を持って訪れ、快適かつ気軽に過ごせるよう、高知ならではのあたたかく細やかなサービスの提供、来街者にやさしい環境づくり、魅力的な街並み形成やその実現に向けたルールづくりを行っていく。空き店舗については、官民連携で活用の促進を図っていく。

文化と連携した魅力の強化については、新たな歴史系資料館の整備に加え、まんが文化など、市民の文化創造と生涯学習の拠点である高知市文化プラザ･かるぽーとと連携しながら文化拠点としての効果を高めるため、高知の生活文化を発信する新たな「よさこいの拠点」等を整備する。

中心市街地の玄関口である JR 四国高知駅周辺は、来街者のおもてなし空間としての魅力強化を図っていく。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

⑴ 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 大規模小売店舗立地法特例区域指定 【内容】 ・「大規模小売店舗立地法」の特例区域の指定 【実施時期】 平成 25 年度～	高知県・高知市	街なかの暮らしを支える商業施設が立地しやすい環境を整備するべく、「大規模小売店舗立地法」の特例区域の指定を行うものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 大規模小売店舗立地法の特例 【実施時期】 平成 25 年度～	
【事業名】 （仮称）帯屋町二丁目複合施設整備事業（再掲） 【内容】 ・物販、オフィス、生活支援サービス施設と住宅の整備 【実施時期】 平成 25～26 年度	再開発事業者	多様化する現代のライフスタイルに対応するとともに、新たな街なか暮らしを支える店舗や中心市街地への来街者を創出し昼間を中心とした街の賑わいにも寄与するオフィス等多機能を備える住宅を整備するものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業（中心市街地共同住宅供給タイプ（帯屋町二丁目地区）） 【実施時期】 平成 25～26 年度	

⑵ ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新資料館整備事業（再掲） 【内容】 ・山内家資料を中心に戦国時代から明治までの高知の歴史が概観できる教育文化施設を整備 【実施時期】 平成 24～27 年度	高知県	山内家資料を核として高知の歴史を過去から未来へとつなぎ、その魅力を全国に発信する新たな歴史系資料館の建設を行い、高知城下まちあるきガイド向けの講座の開催、日曜市と関連したイベントの開催、まちの歴史文化スポットに関する情報提供等を行い、街なかに点在している魅力の掘り起こしを行うものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 地域自主戦略交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 【実施時期】 平成 24 年度 【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（高知県新資料館整備地区）） 【実施時期】 平成 25～27 年度	
【事業名】 よさこい情報発信機能強化事業 【内容】 ・よさこいをテーマとした展示、イベントの開催など 【実施時期】 平成 24～29 年度	高知市・㈳高知市観光協会・はりまや橋商店街振興組合	はりまや橋周辺を拠点として、よさこいをテーマとした展示、JR 四国高知駅周辺で想定するおもてなしイベントとも連携したイベントの開催を行うなど、高知の生活文化を広く内外へ発信する機能を強化するものである。 また、中心市街地東側への回遊誘導を目的としている事業でもあり、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 24～29 年度 【措置の内容】 中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金 【実施時期】 平成 24 年度～	

【事業名】 おもてなし拠点の魅力向上事業 【内容】 ・よさこいや郷土芸能の披露などのおもてなし空間整備等 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市	中心市街地の玄関口である JR 四国高知駅周辺において、よさこいや郷土芸能の披露など、街なかへの回遊誘導と、来街者のおもてなし空間としての魅力向上を図っていく。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 25～29 年度	
【事業名】 はりまや橋魅力化事業 【内容】 ・はりまや橋のライトアップなど 【実施時期】 平成 23～29 年度	高知市	高知市内の観光スポットとして知名度の高い「はりまや橋」を改めて評価し、橋のライトアップなどソフト的な取り組みにより、はりまや橋の魅力を強化する。これは、市民の自慢と観光客の第一印象を高め、まちの魅力向上に寄与すると同時に、観光客の増大、観光客の滞留による賑わいの向上、ひいては回遊性の向上につながる。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 23～29 年度  はりまや橋	

【事業名】 空き店舗対策事業 【内容】 ・地区内の商店街の空き店舗を活用して店舗の新規立地・事業拡大を図る事業者に対し助成 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知県・高知市・高知商工会議所	現在の中心市街地の空き店舗率が高い状況にあり、逼迫した状況にある。これは、街なかの暮らしを支えるサービスの低下、魅力の低下につながる問題である。こうした状況に歯止めをかけるために、商店街内の空き店舗での店舗の新規立地および事業拡大を希望する事業者に対し、家賃や改装費の補助を行うものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 25～29 年度  空き店舗の様子	
【事業名】 おまちの情報発信事業（街なかイベントマネージメント事業含む） 【内容】 ・街なかで行われるイベントの相互連携・効果的なスケジュール設定・一体的情報発信、商店街の売上げアップにつなげる戦略等をマネージメント 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市・㈱高知市中心街再開発協議会	中心市街地の情報（商店街の店舗やイベント情報など）をあらゆる人に届けるために、幅広い媒体を活用し、一体的に情報発信を行う。 また、同時に多様な主体が中心市街地で実施しているイベント等の相互連携や効果的なスケジュール設定、売上げ向上につながる戦略づくり等に至るまで、まちづくり会社等が一元的にマネージメントする事業である。 イベントの連携実施や、一元化された情報提供は、中心市街地の回遊促進を目的としており、「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 25～29 年度	

【事業名】 新図書館等複合施設での中心市街地活性化事業 【内容】 ・整備する新図書館等複合施設での中心市街地活性化に貢献できるソフト事業の実施 【実施時期】 平成 27～29 年度	高知県・高知市	中心市街地で整備する新図書館等複合施設において、市民と観光客の両方が楽しみながら学べ、中心市街地活性化に役立てるため、「観光客への総合的な情報提供」「龍馬関係をはじめとする貴重資料の展示」「土曜夜市と連携したプラネタリウムの運営」「ビジネス支援における商店街との協働」などの実施検討を行うものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 27～29 年度	
【事業名】 学生による日曜市サポート事業 【内容】 ・大学生による日曜市の出店者の出店サポートや、空きコマを活用した臨時出店 【実施時期】 平成 21 年度～	高知市・学生	日曜市の活性化に向けた、大学生による出店者の出店サポートや、空きコマを活用した学生たちによる臨時出店を行う当該事業は、「まちの魅力向上」及び「にぎわいの向上」に寄与するとともに、高齢化等による出店者の減少の歯止め、まちの活性化のための人材育成につながるものである。 よって、観光客数・歩行者通行量の増加につながる「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 21 年度～  日曜市学生サポーターによる臨時出店の様子	

【事業名】 観光まち歩きガイド事業の推進 【内容】 ・地区内のまち歩き観光コースの拡充や、観光ガイドサービスを展開 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市・NPO 法人土佐観光ガイドボランティア協会	現在、高知市内の観光スポットを巡るまち歩きコースを既に設定しているが、さらに多様なコース設定や観光ガイドサービスを実施する等の拡充を図る。具体的には、観光客にとって便利な、はりまや橋やバスターミナルを起点とした新規観光コース、短時間でのまち歩きが可能な新コース等の検討・追加、既存コースを含めたコースを案内するガイドサービス（外国人観光客にも対応する多言語ガイドなど）などを展開する。 よって、「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 25～29 年度	
【事業名】 フラフ等による商店街の演出 【内容】 ・よさこい、土佐の偉人等(龍馬の言葉)のテーマを設定し、商店街でのフラフ等を活用した演出 【実施時期】 平成 24～29 年度	高知市・㈱高知市中心街再開発協議会	フラフは、もともと主に高知市から東の海岸地帯で男子誕生を祝う端午の節句に、鯉のぼりや幟とともに、空高くあげられるものである。 高知ならではのフラフ等を用いて商店街の演出を行うことで、中心市街地の魅力強化につながる当事業は、「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 24～29 年度	

【事業名】 案内板等の充実や多彩なまち歩きの促進 【内容】 ・商店街内のスポットやエリア内のビューポイント、スポットからスポットをつなぐ情報等に関する情報機器を活用した新たなまち歩き等、多彩なまち歩きの取り組みの促進 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市・協同組合帯屋町筋	商店街内のスポットやエリア内のビューポイントを紹介する案内板等を整備するとともに、スポットからスポットをつなぐ情報を盛り込んだまち歩き、デジタルサイネージや QR コード等の整備による情報機器を活用した新たなまち歩き等、多彩なまち歩きの取り組みを促進するものである。 よって、「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 25～29 年度	

⑵ ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当無し

⑶ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 （仮称）帯屋町二丁目複合施設整備事業（再掲） 【内容】 ・物販、オフィス、生活支援サービス施設と住宅の整備 【実施時期】 平成 25～26 年度	再開発事業者	多様化する現代のライフスタイルに対応するとともに、新たな街なか暮らしを支える店舗や中心市街地への来街者を創出し昼間を中心とした街の賑わいにも寄与するオフィス等多機能を備える住宅を整備するものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 防災・省エネまちづくり緊急促進事業 【実施時期】 平成 25～26 年度	

⑷ 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 商店街アーケードリニューアル整備、放送設備及び防犯カメラ整備事業 【内容】 ・アーケードのリニューアル ・放送設備の整備 ・防犯カメラの整備 【実施時期】 平成 25 年度	帯屋町二丁目商店街振興組合、大橋通り商店街振興組合、壱番街商店街振興組合、協同組合帯屋町筋	老朽化が進んでいる商店街アーケードをリニューアルし、来街者の買い物環境を向上させるとともに、照明の LED 化など省エネルギーや環境に配慮した取り組みを行う。 また、緊急地震速報システムを導入した新たな放送設備や防犯カメラを整備することにより来街者の安心・安全の向上を目指すものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	
【事業名】 旧少年補導センター跡地活用事業（再掲） 【内容】 ・市有地を活用した魅力ある新たな拠点整備の検討及び実施 【実施時期】 平成 25～29 年度	民間	現在、更地になっている中心市街地の市有地を活用し、新たな商業・サービス・文化等の拠点を整備することにより、新たな中心市街地の魅力、滞留拠点などを創出し、来街者の増加、回遊性の向上を促進する。 （プロポーザル方式により活用策を選定する。） よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 未定 【実施時期】 ―	プロポーザル方式により平成 24 年度中に事業内容及び実施主体を決定

【事業名】 賑わい広場整備事業（西敷地）（再掲） 【内容】 ・追手前小学校敷地のうち新図書館等複合施設以外の場所で、自由度の高い利用が可能な賑わい広場などを整備 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市・民間	買物途中に休憩ができる芝生広場や、イベント空間となる場の整備により、気軽に市街地へ訪れることができるとともに、多様な人材が集まり楽しめ、快適に楽しく回遊できるようにするものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 未定 【実施時期】 ―	検討部会において検討中
【事業名】 物産販売と中心街支援の拠点「てんこす」の充実 【内容】 ・県産品のアンテナショップの運営、イベントや各種講座の実施など 【実施時期】 平成 21 年度～	株式会社まこと	高知市中心商店街の若手有志により設立された「株式会社まこと」が、地域商店街活性化法による国の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づき、国の中小商業活力向上事業及び県・市の関連事業を活用して、高知県産品を扱う店舗として「土佐せれくとしょっぷ てんこす」を継続的かつ多角的な展開及び運営を行っている。 よって、「まちの魅力向上」や商業者育成に寄与するとともに、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の大臣認定取得

【事業名】 IC カード「ですか」活用事業 【内容】 ・既存の IC カード「ですか」のチャージ機を商店街へ設置する等、さらなる商店街との連携 【実施時期】 平成 25～29 年度	株式会社ですか・協同組合帯屋町筋	既に高知県内の一部で導入されている IC カード「ですか」は、土佐電気鉄道、土佐電ドリームサービス、高知県交通、県交北部交通の運行する電車・バスのエリア内での乗車に利用が可能な、チャージ（入金）型交通機関専用カードシステムである。 同 IC カードのチャージ機を、地区内の商店街に設置するなど、商店街との連携策を展開する当事業は、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―  IC カード「ですか」	
【事業名】 “まちの灯台”エスコーターズ事業 【内容】 ・高知県立大学学生が結成した「エスコーターズ」による、商店街内の案内・介助等の活動の補助 【実施時期】 平成 13 年度～	高知 TMO	高知県立大学の学生が結成した「エスコーターズ」が、商店街情報の配布や案内、来街者への声かけ、街路や公園の清掃、障害者・高齢者などの買い物の介助、自転車・オートバイの整理、イベント開催および協力などを行う事業である。 彼女達ならではの細やかであたたかなサービスを提供し、世代を問わず、街なか商店街へ来街する誰もが快適に気軽に過ごせる場づくりを目指すものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―  街なかで活動するエスコーターズの様子	

【事業名】 商店街定期イベント 【内容】 ・各商店街における、定期的イベントを発展・拡充 【実施時期】 平成 25～29 年度	㈱高知市中心街再開発協議会	はりまや市、お城下市、おかみさん市、ストリートダンス、おびさんマルシェ、スタンプラリー、100 円札イベント等、現在、商店街の創意工夫による様々な定期的イベントが開催されている。 これらイベントで実験的に行っていたものについての本格実施と、そのほかについて、発展・拡充を図っていく当事業は、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	
【事業名】 街なか季節イベント 【内容】 ・各商店街における、季節イベントの実施・発展・拡充 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市・㈱高知市中心街再開発協議会、京町・新京橋商店街振興組合、壱番町商店街振興組合、菜園場商店街振興組合、おびさんロード商店街振興組合、高知市商店街振興組合連合会	こうち春花まつり、イルミネーションフェスタ等、現在、商店街の創意工夫による様々な季節イベントが開催されている。 これらイベントで実験的に行っていたものについての本格実施と、そのほかについて、発展・拡充を図っていく。 また、クリスマスイベント、芸術・文化イベント等、商店街の創意工夫による様々な季節イベントの実施により継続的な活性化が期待できる当事業は、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	

【事業名】 街なかガーデニング事業 【内容】 ・商店街やアーケードにおいて植物等で季節感や華やかさを演出 【実施時期】 平成 25～29 年度	㈱高知市中心街再開発協議会	植物等を活用して、高知の特色をいかした、より快適で魅力的な街なか空間を形成する。高知の南国というイメージや四季の移ろいなどを演出し、植物の華やかさによる商店街の美観形成、南国イメージを印象づけるものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	
【事業名】 街なか学生活動連携事業 【内容】 ・商店街活動やまちづくり活動を行う複数の大学生グループの交流の機会の提供等 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市・学生	まちの魅力向上、賑わい向上にむけて、市内の大学を対象に、まちづくり活動や商店街の活性化に寄与する活動をしている学生の交流の場や機会を設け、情報交換や活動の連携を促す事業である。 まちづくりの人材育成を行うために必要な事業であるとともに、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	

【事業名】 街なかキャンパス事業 【内容】 ・地区内の施設・空間を活用し、多様な世代を対象とする講座を開設、参加者に商店街で利用できる特典を付与することで、受講後の買い物を促進 【実施時期】 平成 25～29 年度	民間	公共施設・学校・商店街の空き店舗・公園など、地区内の様々な施設や空間を利用して、地元大学の教授や、商店街の店主などが講師となり、幅広い世代を対象とした多様な講座を開設する。また、参加者には商店街で利用できる特典を付与し、受講後の商店街における買い物を促進する。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	
【事業名】 日曜市とおまちを結ぶ新たなマーケット等の検討 【内容】 ・日曜市の開催時に併せて、新たなマーケット等の展開の検討 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市・民間	当事業は、新たなマーケットの開催により、新たにまちの魅力が加わるとともに、日曜市から商店街への回遊拡大が期待でき、また、誰もが快適に楽しく回遊できる環境づくりを実現できる。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	

【事業名】 新資料館による中心市街地活性化事業 【内容】 ・高知城下まちあるきガイド向け講座、日曜市と関連したイベント、まちの歴史文化スポットに関する情報提供など 【実施時期】 平成 27 年度～	高知県	新資料館整備に併せて、高知城下まちあるきガイド向けの講座の開催、日曜市と関連したイベントの開催、まちの歴史文化スポットに関する情報提供等を行い、街なかに点在している魅力の掘り起こしを行うものである。 よって、「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	
【事業名】 観光周遊バス運行事業 【内容】 ・高知駅と桂浜を発着点として市内の観光地を経由するバスの運営、中心市街地の飲食店や店舗との連携 【実施時期】 平成 25～29 年度	財団法人高知県観光コンベンション協会	現在、高知駅を起点とした周遊バス「MY遊バス」は、主な観光地を巡り、主に観光客の移動に供するサービスを実施している。 今後、同サービスの継続を行い、同時に、バス利用者に対し、中心市街地の飲食店等の割引特典を付与する事業である。 よって、「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―  観光周遊バスのルート図	

【事業名】 来街者にやさしい環境づくり（再掲） 【内容】 ・子育て世代に向けた授乳やおむつ替えが可能な施設、高齢者や障害のある方にも使いやすい休憩所等の充実及び情報の提供 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市・高知 TMO	子育て世代が気軽に授乳やおむつ替えができる施設や、高齢者や障害のある方にも使いやすい休憩所等を街なかに充実させ、誰もが中心市街地に長時間滞在しても安心して過ごせる空間とすることを目的とした事業である。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	
【事業名】 街路市・商店街回遊促進事業の検討 【内容】 ・街路市の空きコマを活用し、商店街情報を紹介するブース等を設け、街路市と商店街間の回遊を促進する事業 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市・商店街・民間	街路市の空きコマ等を活用し、商店街の店舗やサービス・イベント等の紹介を行うブースを設置し、来街者に対する商店街案内を行う。 また、街路市と商店街の街歩きマップを一体化する等、街路市と商店街間の回遊を促す取り組みを実施する当事業は、「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	

【事業名】 商店街まちなみアドバイス事業 【内容】 ・良好な街なみの形成に向けたルールづくりの勉強会の開催及びアドバイザーの派遣 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市・㈱高知市中心街再開発協議会	良好な街なみの形成と街なかの魅力向上に向けたルールづくりに取り組む商店街に対し、アドバイザーの派遣等を行うものである。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	

8．4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状分析】

高知市内の交通ネットワークは、路面電車や路線バスの経路がJR四国高知駅およびはりまや橋を中心に広がっている。

商店街の南側、国道32号には路面電車の5つの停留所があり、路面電車は商店街を利用する際の足として重要な役割を果たしているが、近年、路面電車の輸送人員は、減少傾向にある。

また、路面電車と同様、市民の足を支える路線バスも乗降客数は減少傾向にある。

こうした公共交通機関の利用が減少する一方で、自家用車による来街は増加している。平成19年に高知市民を対象に実施した、中心市街地に関するアンケート調査結果では、中心市街地を利用する際の最も多い交通手段は自家用車という結果となっている。

しかしながら、今後、高齢化が急速に進展することが予想されており、それに伴い、自家用車を運転できなくなる人も増加すると想定される。そのため、誰もが利用しやすいよう公共交通の利便性の向上を図ることが求められている状況である。

【公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性】

今後の高齢化の進展や環境に優しい都市づくりを進めるため、公共交通を重視した取り組みを進めていくこととする。

具体的には、路面電車、路線バスなどの公共交通機関と商店街が連携を図り、市民の消費活動に対しての付加的なサービスを提供しながら、公共交通機関の利用を促進させる。

またそのため、公共交通機関に対する依存性が高い高齢者などが、簡易に利用できるようにするなど、ソフト面におけるバリアフリー化を図っていく。

市民に加え、観光客も自家用車からバス等をより多く利用して頂くための取り組みも進めていく。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

⑴ 法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

⑵ ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当無し

⑵ ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当無し

⑶ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当無し

⑷ 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 路面電車高齢者パス販売事業 【内容】 ・高齢者が、格安で路面電車を利用できる定期券を販売 【実施時期】 平成 21 年度～	土佐電気鉄道株式会社	高齢者が街なかを気軽に回遊できるよう、満 65 歳以上を対象にした路面電車の格安定期券「おでかけ電車 65」（全線乗り放題で、3 カ月定期が 18,000 円と、現行の市内均一区間の通勤定期よりも 11～14%安く設定）を販売する。 よって、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	

【事業名】 ICカード「ですか」活用事業（再掲） 【内容】 ・既存のICカード「ですか」を、チャージ機の商店街への設置に加える等、さらなる商店街との連携 【実施時期】 平成25～29年度	株式会社ですか・協同組合帯屋町筋	既に高知県内の一部で導入されているICカード「ですか」は、土佐電気鉄道、土佐電ドリームサービス、高知県交通、県交北部交通の運行する電車・バスのエリア内での乗車に利用が可能な、チャージ（入金）型交通機関専用カードシステムである。 同ICカードのチャージ機を、地区内の商店街に設置するなど、商店街との連携策を展開する当事業は、「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	
【事業名】 交通基本計画の推進 【内容】 ・交通基本計画に基づいた事業の促進 【実施時期】 平成25～29年度	国・高知県・高知市・交通事業者・市民	中心市街地における快適な都市交通の形成のための「公共交通の活性化・再生をめざすプロジェクト」、公共交通の利便性向上のための「快適な都市交通の形成プロジェクト」、歩行者優先空間整備の検討として「歩いて楽しい中心市街地のにぎわい創出プロジェクト」など交通基本計画に基づいた事業を促進する。 よって、「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	

【事業名】 駐輪場整備事業（再掲） 【内容】 ・街なかにある駐輪場の利便性改善 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知市	中心市街地への来街しやすさを向上するとともに、安全・快適な歩行空間の確保や良好なまちなみ景観を形成するために、駐輪場の利便性改善整備を行うものである。 よって、「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	
【事業名】 観光バスの乗降スペース整備事業（再掲） 【内容】 ・追手門周辺に観光バス乗降スペースを整備 【実施時期】 平成 25～29 年度	高知県・高知市	現在、高知城への観光バスは、乗降場所が中心商業地から離れており、高知城観光後、観光客に対し街なか散策を促すような状況にない。観光バスによる高知城への来館の際、追手門から観光客が入場し、ひろめ市場やその他の周辺商店街でのお土産を買う人の流れを創出するために、追手門周辺で観光客の乗降を可能とするバスの乗降用停車スペースを確保するものである。 よって、「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	

【事業名】 観光周遊バス運行事業（再掲） 【内容】 ・高知駅と桂浜を発着点として市内の観光地を経由するバスの運営、中心市街地の飲食店や店舗との連携 【実施時期】 平成 25～29 年度	財団法人高知県観光コンベンション協会	現在、高知駅を起点とした周遊バス「MY遊バス」は、主な観光地を巡り、主に観光客の移動に供するサービスを実施している。 今後、同サービスの継続を行い、同時に、バス利用者に対し、中心市街地の飲食店等の割引特典を付与する事業である。 よって、「街なかの回遊性を向上させる」ために必要な事業である。	【措置の内容】 ― 【実施時期】 ―	

4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

事業区分凡例

4 市－市街地の整備改善のための事業
5 福－都市福利施設を整備する事業
6 住－居住環境の向上のための事業
7 商－商業の活性化のための事業
8 交－公共交通の利便増進事業

凡例

拠点
計画区域
事業箇所
主要公共施設
史跡
まち歩きコース

その他中心市街地全般に関する事業

市－商店街にぎわい創出支援事業
市･交－観光バスの乗降スペース整備事業
市－花とみどりのまちづくり事業
住－住生活基本計画の推進
住－借上公営住宅の供給促進事業の検討
住･商－来街者にやさしい環境づくり
商－大規模小売店舗立地法特例区域指定
商－商店街まちなみアドバイス事業
商－空き店舗対策事業
商－おまちの情報発信事業（街なかイベントマネージメント事業含む）
商－フラフ等による商店街の演出
商･交－ICカード「ですか」活用事業
商－"まちの灯台"エスコーターズ事業
商－商店街定期イベント
商－街なか季節イベント
商－街なかガーデニング事業
商－街なか学生活動連携事業
商－街なかキャンパス事業
交－路面電車高齢者パス販売事業
交－交通基本計画の推進

商－おもてなし拠点の魅力向上事業

商－日曜市とおまちを結ぶ新たなマーケット等の検討
商－学生による日曜市サポート事業
商－街路市･商店街回遊促進事業の検討

商－商店街アーケードリニューアル整備、放送設備及び防犯カメラ整備事業

福－県立大学（永国寺キャンパス）の整備

商－案内板等の充実や多彩なまち歩きの促進

市－道路バリアフリー促進事業　（高知街87号線）

市－高知城の環境整備事業

福･住－総合あんしんセンター整備･運営事業

市･福－新庁舎建設事業

福･商－新資料館整備事業
商－新資料館による中心市街地活性化事業

市･福－多目的広場･遊歩道整備事業
市･福･商－賑わい広場整備事業（西敷地）
福－新図書館等複合施設の設計等
福－新図書館の整備
福－点字図書館の整備
福－（仮称）こども科学館の整備
商－新図書館等複合施設での中心市街地活性化事業

住･商－（仮称）帯屋町二丁目複合施設整備事業

市･交－駐輪場整備事業

商･交－観光周遊バス運行事業

商－観光まち歩きガイド事業の推進

商－よさこい情報発信機能強化事業

商－はりまや橋魅力化事業
市－はりまや橋公園沿道都市形成事業

商－物産販売と中心街支援の拠点「てんこす」の充実

市－憩いの空間整備事業

住－「セントラルレジデンス高知中央公園」整備事業

市･福･商－旧少年補導センター跡地活用事業

おもてなし拠点
歴史拠点
にぎわい拠点
文化拠点

基本計画区域案
（約142ha）

バスターミナル
高知駅
合同庁舎
高知警察署
高知県警察本部
武道館
文学館
高知城
地方検察庁
高知県庁
法務総合庁舎
地方裁判所
高知市役所
はりまや橋
バスターミナル
文化プラザ　かるぽーと

9．4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等	

(1) 庁内における体制整備

①中心市街地活性化を担当する組織の設置

平成19年4月に中心市街地の活性化対策、その他関係部局との連絡調整を行う組織として、商工観光部に「中心市街地活性化推進事務所」を設置。

平成22年4月の機構改革により、中心市街地の活性化と商業振興を一体的に講じることで、組織の機能強化を図るために「商工観光部商工振興課」と統合した。

②中心市街地活性化推進に関する組織の設置

平成19年5月に中心市街地活性化推進に関する事項について、協議・調整を行う組織として、関係課長等による「高知市中心市街地活性化幹事会」を設置し、新たな活性化に向けた取組みの検討等を行っている。

(2) 中心市街地活性化基本計画検討委員会の設置

高知市の中心市街地について、新たに策定する高知市中心市街地活性化基本計画を検討する組織として、平成19年7月に、商店街、観光協会、交通事業者、商工会議所、高知市都市整備公社、高知市文化振興事業団、高知県警察本部、高知県、学識経験者をメンバーとする「高知市中心市街地活性化基本計画検討委員会」を設置した。

■委員会委員

商業関係	高知市商店街振興組合連合会理事長	
	全国商店街振興組合連合会青年部長	
観光関係	社団法人高知市観光協会会長	
交通事業者	高知県交通株式会社代表取締役社長	
住宅関係	高知県建設業協会	
商 業 系	高知商工会議所専務理事	副委員長
	まちづくり特別委員会委員長	
市街地系	公益財団法人高知市都市整備公社理事長	副委員長
有 識 者	高知大学名誉教授	委員長
	高知工科大学教授	
	日本銀行高知支店長	
	西日本電信電話株式会社高知支店長	
文 化	公益財団法人高知市文化振興事業団理事長	
警 察	高知県警察本部交通部長	
高 知 県	商工労働部長	

■開催経過

○第１回検討委員会（平成 19 年 7 月 18 日（水））
・まちづくり３法の概要説明
・新たな「高知市中心市街地活性化基本計画」の進め方について

○第２回検討委員会（平成 19 年 11 月 7 日（水））
・中心市街地の現状分析と課題
・中心商業地区再生計画の方向性（試案）
・認定都市（中心市街地活性化基本計画）の状況
・今後の作業に向けて

○第３回検討委員会（平成 20 年 2 月 12 日（火））
・中心市街地活性化基本計画について
・中心商業地区再生の方向性と将来像について
・中心市街地活性化基本計画認定に向けての流れについて
・今後の進め方について

○第４回検討委員会（平成 20 年 7 月 23 日（水））
・平成 19 年度成果報告
・今後の進め方について
・事業メニュー案について
・その他

○第５回検討委員会（平成 21 年 6 月 1 日（月））
・平成２０年度成果報告
・アンケート結果報告
・今後の取り組み
・その他

○第６回検討委員会（平成 22 年 2 月 24 日（水））
・高知にぎわい東西軸活性化プラン（仮称）
・その他

○第７回検討委員会（平成 22 年 11 月 29 日（月））
・中心市街地活性化に向けた取り組み
・東西軸エリア活性化プラン
・その他

○第８回検討委員会（平成 23 年 11 月 30 日（水））
・中心市街地活性化に向けた取り組み
・中心市街地活性化基本計画（素案）
・追手前小学校西敷地の土地利用

○第９回検討委員会（平成 24 年 2 月 20 日（月））
・中心市街地活性化基本計画（素案）

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、高知商工会議所ならび財団法人高知市都市整備公社が中心となり、平成 23 年 12 月 6 日に「高知市中心市街地活性化協議会」を設置した。

当協議会は、高知市が策定しようとする基本計画ならびに認定基本計画、およびその実施に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議することを目的としている。

■協議会委員

№	法令根拠(第15条)	構成員		委員
1	第1項第二号のイ	必須構成員	経済活力	高知商工会議所　会頭
2	第1項第一号のイ		都市機能	公益財団法人　高知市都市整備公社　理事長
3	第4項第三号	行政	行政（市）	高知市商工観光部　部長
4	第4項第二号	計画の実施に密接な関係を有する者	商店街	高知県商店街振興組合連合会　理事長
5				高知市商店街振興組合連合会　理事長
6				高知市商店街振興組合連合会　副理事長
7				高知市商店街振興組合連合会　理事
8				高知市商店街振興組合連合会　青年部会長
9				高知市商店街振興組合連合会　女性部会長
10			地域住民	高知市都市計画審議会委員
11				高知市町内会連合会　会長
12			公共交通	四国旅客鉄道(株)高知企画部　部長
13				高知県交通（株）　代表取締役社長
14				土佐電気鉄道(株)　常務取締役
15			観光	（社）高知市観光協会　会長
16				高知商工会議所　観光部会　部会長
17				(株)JTB中国四国 高知支店　支店長
18			企業等	宇治電化学工業㈱　代表取締役社長
19				高知卸商センター(協)　理事長
20				和建設㈱　代表取締役社長
21				(株)高知新聞社　代表取締役社長
22				(株)高知大丸　代表取締役社長
23				(株)サニーマート　常勤監査役
24				四国電力(株)高知支店　執行役員高知支店長
25				(株)司不動産商事　代表取締役社長

■高知市中心市街地活性化協議会規約

（設置）
第１条　高知商工会議所及び中心市街地整備推進機構たる財団法人　高知市都市整備公社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 15 条第１項に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

（名称）
第２条　前条に規定する中心市街地活性化協議会は、高知市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）
第３条　協議会は、高知市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、法第９条第１項の規定により高知市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに法第９条第 10 項の規定による認定基本計画及び法第 40 条第１項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に関し、必要な事項を協議し、高知市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

（活動）
第４条　協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。
（１）　高知市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
（２）　特定民間中心市街地活性化事業計画に関し、必要な事項についての意見提出
（３）　前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進について必要な事項の協議

（構成員）
第５条　協議会は、次の者をもって構成する。
（１）　高知商工会議所
（２）　財団法人　高知市都市整備公社
（３）　高知市
（４）　法第 15 条第４項第１号及び第２号に規定する者
（５）　前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
２　前項第４号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合において、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
３　前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第１項第４号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

（会長及び副会長）
第６条　協議会に会長１名、副会長１名を置く。
２　会長、副会長は、設置者が協議して選任する。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員）
第７条　委員は、第５条第１項に掲げる者を、設置者が指名する。
２　委員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。
３　委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

（会議）
第８条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。
２　会長は、委員の４分の１以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
３　会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
４　会議は、委員の過半数をもって成立し、その議事については出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事会）
第９条　第４条に掲げる事項及び協議会の運営については必要な協議又は調整を行うため、幹事会を置くことができる。
２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（オブザーバー）
第 10 条　協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

（事務局）
第 11 条　協議会の事務局は高知商工会議所に置く。

（会計年度）
第 12 条　協議会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（経費の負担）
第 13 条　協議会に要する経費は、補助金、負担金及びその他の収入により充てるものとする。

（補則）
第 14 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

附　則
１　この規約は、平成２３年１２月６日から施行する。
２　協議会設置時の委員の任期は、第７条第２項の規定にかかわらず、平成２５年３月３１日

までとする。
3　この規約の施行の日以後最初に開催される会議は、高知市中心市街地活性化協議会規約第8条の規定にかかわらず、設置者が招集するものとする。

■開催経過

○第1回中心市街地活性化協議会（平成23年12月6日（火））
・高知市中心市街地活性化基本計画の策定の現状について
・その他

○第2回中心市街地活性化協議会（平成24年2月23日（木））
・高知市中心市街地活性化基本計画の素案について

○第3回中心市街地活性化協議会（平成24年8月31日（金））
・高知市中心市街地活性化基本計画（案）について
・その他

【会議の内容】
高知市中心市街地活性化基本計画（案）について協議し意見を提出。



第3回中心市街地活性化協議会開催状況

<意見要旨>
高知市中心市街地活性化協議会は、高知市中心市街地活性化基本計画（案）について協議の結果、概ね妥当であると判断いたします。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

中心市街地の活性化にあたっては、高知市中心市街地活性化協議会からの意見聴取のみならず、様々な主体の参加・協力が必要なことから、事業者や住民など中心市街地活性化に関する関係主体等が参画した各種勉強会を開催している。
また、活性化に向けた各事業においても、様々な主体の参加による取り組みが行われている。

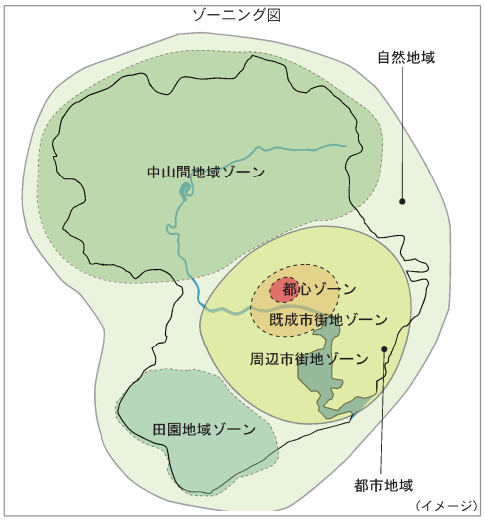
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

上位計画における都市機能集積の考え方

[2011　高知市総合計画]

基本構想で示されているゾーン別の土地利用では、中心市街地の位置する【都心ゾーン】について、「魅力ある都心空間の形成を図るため、土地の高度利用の推進や、都心居住を促進するとともに、中心核としてさまざまな機能を充実させる。また、都心の魅力と回遊性の向上、歴史･文化的資源の活用を図り、にぎわいと求心力の回復に取り組む」との記載がある。



[高知市都市計画マスタープラン]

将来都市構造において、市街地の中心部を都市の中心核として位置付け、都市の活力や賑わいを創出するべく、都市活動の利便性や快適性を高めるための都市機能が集積する場の形成を目指している。

また、地方中核都市にふさわしい都市中心核の形成として、以下の方針を定めている。

■本市中心部は、県都の中枢として商業、業務機能をはじめ高知城等の歴史的資源などが集積する地区です。また、土地区画整理事業、公共下水道整備等の基盤整備も、施行中の高知駅周辺土地区画整理事業によりほぼ完了することとなります。このような集積した既存都市ストックを活用しつつ、質の高い市街地の整備・保全を図ります。

■商業・業務機能が集積する高知駅周辺地区及びはりまや橋周辺地区においては、再開発事業等に積極的に取り組み、公有地の積極的な活用と商業振興施策との適切な調整を図りながら、土地の高度利用と高次都市機能の集積により都市中心核としての活性化を推進します。

[高知市景観計画]

都市や農山漁村のさまざまな活動や市民生活を反映した雰囲気、文化的薫り、歴史性、親しみやすさなど、視覚以外の領域を含めた総合的なものとして地域そのものの魅力を高め、受け継いでいくことを目的としており、市域をゾーニングし、美しい眺めや豊かな自然だけでなく、歴史、風土に配慮した美しい街並みの保全や街の賑わいの創出などが基本方針として定められている。

[2] 都市計画手法の活用

本市では、大規模集客施設の適正立地を図り、郊外開発を抑制するため、全ての準工業地域において、大規模集客施設（床面積 10,000 ㎡を超えるもの）の立地を抑制するために、「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」を平成 24 年 7 月 1 日に指定した。

<制定までのスケジュール>

平成 24 年 1 月～　関係者への説明会
平成 24 年 4 月　　都市計画審議会
平成 24 年 6 月　　市議会の議決
平成 24 年 7 月　　条例の施行

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

（1）中心市街地内における公共・公益施設の立地状況

中心市街地には、市役所や県庁などをはじめとする主要な行政関連施設や、図書館や市民ホールなど、市民全体の活動等に供する交流施設、博物館や歴史館などの文化施設、大学等の教育機関、医療・福祉施設の多くが集積しており、多様な公共・公益施設が集積している。

一方で、市立市民病院が県立中央病院（中心市街地外）とともに郊外へ移転するなど、公共・公益施設の分散傾向が見受けられる。

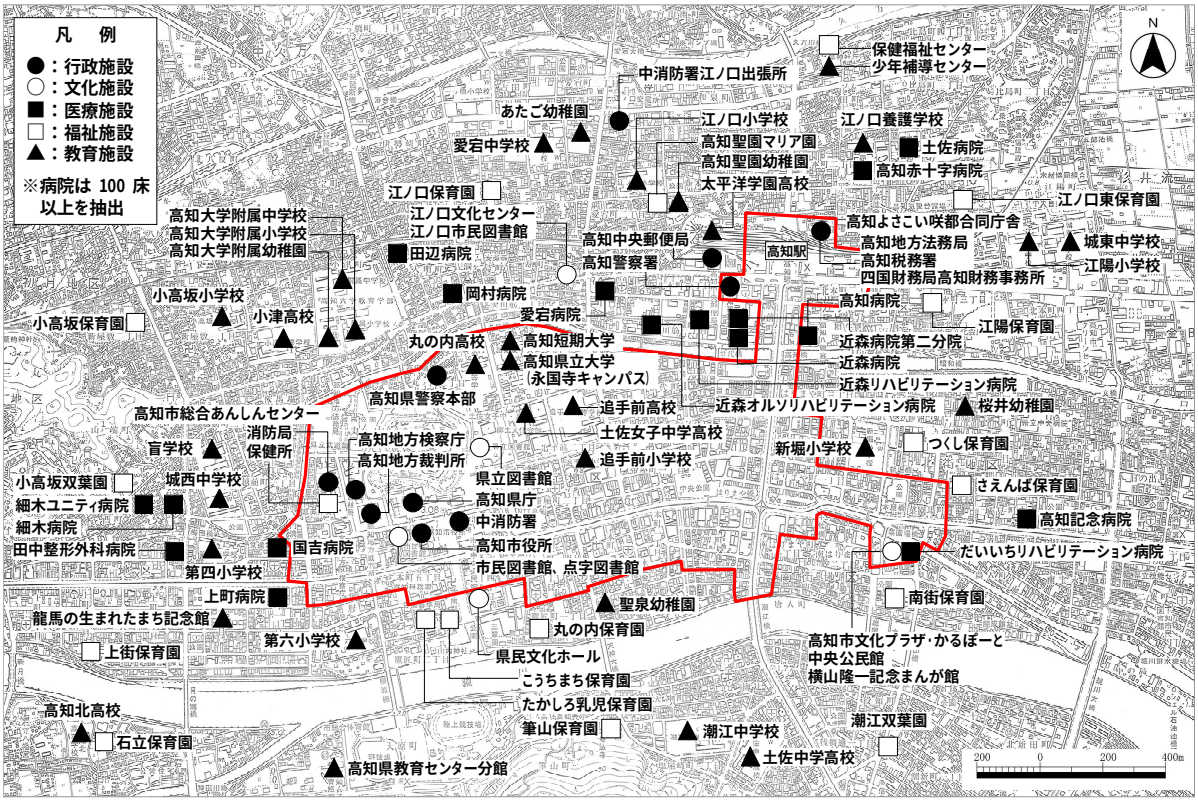


図　主要公共公益施設の位置（再掲）

（2）大規模小売店舗の立地状況

中心市街地では、高知西武百貨店の撤退（平成 14 年 12 月）をはじめ、国際ホテル高知（平成 16 年 10 月）ダイエーショッパーズプラザ（平成 17 年 11 月）、高知シネプラザ（平成 17 年 11 月）、ポポロ東宝（平成 18 年 1 月）、高知スーパーバルザ（平成 18 年 10 月）と、大規模集客施設が、相次いで撤退している状況にある。

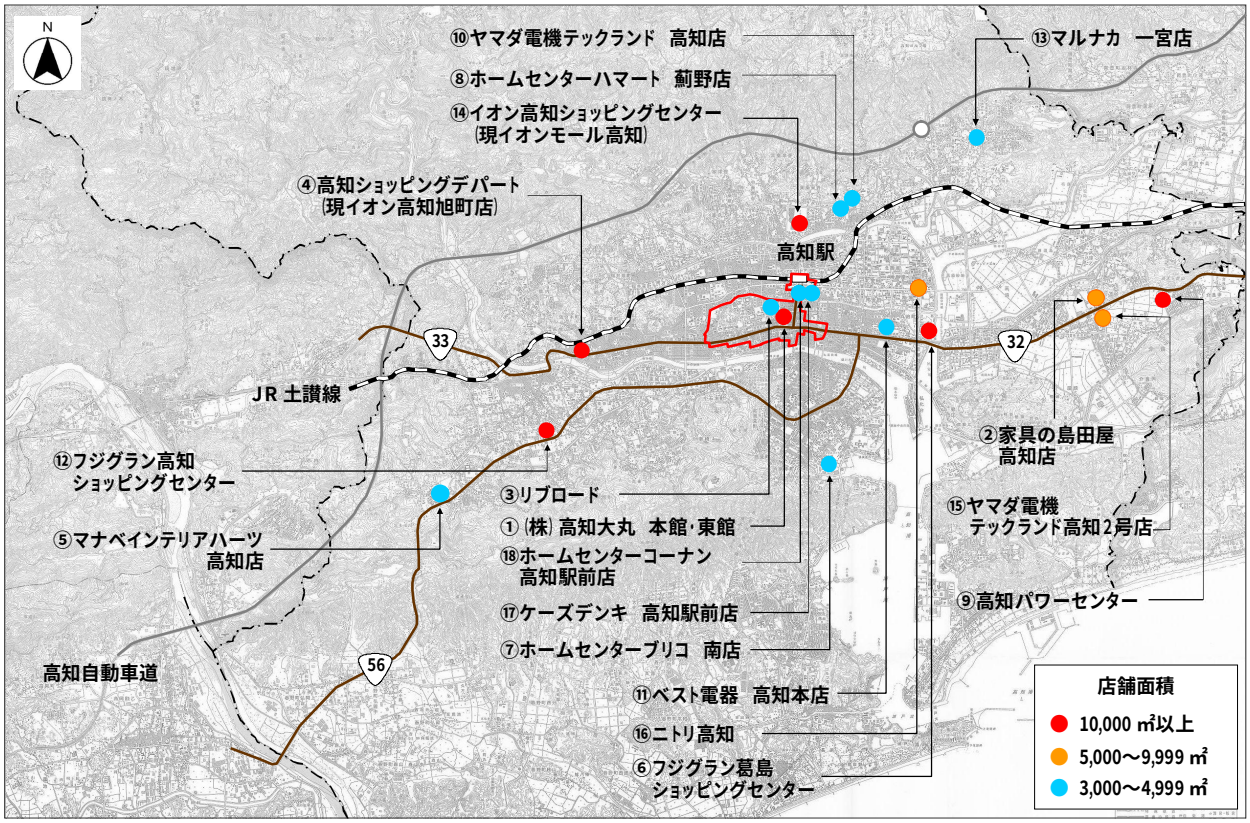


図　大規模小売店舗の立地状況（再掲）

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積に向けて、前述の４．から８．に掲げた事業を行う。

４．市街地の整備改善のための事業

- 多目的広場・遊歩道整備事業
- 商店街にぎわい創出支援事業
- 旧少年補導センター跡地活用事業
- 新庁舎建設事業
- 賑わい広場整備事業（西敷地）
- 観光バスの乗降スペース整備事業
- 花とみどりのまちづくり事業
- はりまや橋公園沿道都市美形成事業
- 憩いの空間整備事業
- 高知城の環境整備事業
- 駐輪場整備事業
- 道路バリアフリー促進事業（高知街 87 号線）

５．都市福利施設を整備する事業

- 総合あんしんセンター整備・運営事業
- 新図書館等複合施設の設計等
- 新図書館の整備
- 点字図書館の整備
- （仮称）こども科学館の整備
- 多目的広場・遊歩道整備事業（再掲）
- 新資料館整備事業
- 旧少年補導センター跡地活用事業（再掲）
- 新庁舎建設事業（再掲）
- 賑わい広場整備事業（西敷地）（再掲）
- 県立大学（永国寺キャンパス）の整備

６．居住環境の向上のための事業

- （仮称）帯屋町二丁目複合施設整備事業
- 総合あんしんセンター整備・運営事業（再掲）
- 住生活基本計画の推進
- 借上公営住宅の供給促進事業の検討
- 「セントラルレジデンス高知中央公園」整備事業
- 来街者にやさしい環境づくり

７．商業の活性化のための事業

- 大規模小売店舗立地法特例区域指定
- （仮称）帯屋町二丁目複合施設整備事業（再掲）

・新資料館整備事業（再掲）
・よさこい情報発信機能強化事業
・おもてなし拠点の魅力向上事業
・はりまや橋魅力化事業
・空き店舗対策事業
・おまちの情報発信事業（街なかイベントマネージメント事業含む）
・新図書館等複合施設での中心市街地活性化事業
・学生による日曜市サポート事業
・観光まち歩きガイド事業の推進
・フラフ等による商店街の演出
・案内板等の充実や多彩なまち歩きの促進
・商店街アーケードリニューアル整備、放送設備及び防犯カメラ整備事業
・旧少年補導センター跡地活用事業（再掲）
・賑わい広場整備事業（西敷地）（再掲）
・物産販売と中心街支援の拠点「てんこす」の充実
・IC カード「ですか」活用事業
・“まちの灯台”エスコーターズ事業
・商店街定期イベント
・街なか季節イベント
・街なかガーデニング事業
・街なか学生活動連携事業
・街なかキャンパス事業
・日曜市とおまちを結ぶ新たなマーケット等の検討
・新資料館による中心市街地活性化事業
・観光周遊バス運行事業
・来街者にやさしい環境づくり（再掲）
・街路市・商店街回遊促進事業の検討
・商店街まちなみアドバイス事業

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

・路面電車高齢者パス販売事業
・IC カード「ですか」活用事業（再掲）
・交通基本計画の推進
・駐輪場整備事業（再掲）
・観光バスの乗降スペース整備事業（再掲）
・観光周遊バス運行事業（再掲）

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

（1）個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容・結果等

高知駅前観光拠点施設での「おもてなし拠点の魅力向上事業」の試行として平成23年7月～平成24年3月までの間、高知駅前のこうち旅広場において「高知市よさこいおもてなし隊いちむじん」として、よさこいのステージ演舞を披露するとともに、観光客を対象とした鳴子踊り体験や衣装を着用しての記念撮影などのおもてなし活動を行い、前年度を上回る高知県への観光客入込数を達成した。

また、観光客からは「よさこい祭り期間中にもぜひ高知を訪れたい」という声もいただくなど、観光客のリピートの促進効果も見られることから、今後の事業の本格実施に向けて観光客の満足度向上を図り、県外観光客の入込数の増加、街なかへの回遊を促進する事業を検討していく。



活動風景①



活動風景②

[2] 都市計画との調和等

中心市街地活性化は、以下の通り上位計画等との整合性をもって進められるものである。

（1）高知広域都市計画区域マスタープラン

中心市街地に関する課題として、衰退傾向を指摘しており、まちづくりの基本理念の１つとして「安全を確保し、生活が息づくまちづくり」を掲げている。その中で、将来人口の減少が予測される状況において、市街地内の低未利用地などについて、民間活力を導入しながら、既成市街地での人口の定着を図り、中心市街地のにぎわいを取り戻すことを位置付けている。

また、中心市街地の魅力を高めるために、「行ってみたくなるまち」、「回遊性を持つまち」とする工夫の必要性を述べ、そのために、以下の様な施策を挙げている。

・誰もが利用できる快適な歩行者空間として、バリアフリーの推進
・周辺観光地などとのネットワークの形成

その他、住宅地の整備の観点から、まちの賑わいを取り戻すため、低未利用地の活用や高度利用により、中心市街地等に若者や高齢者住宅を誘導し、街なか再生に取り組むことを位置付けている。

（2）高知県景観ガイドライン

「高知市の中心市街地には商店や飲食店等が多く立地し、高知らしい、にぎわいのある景観を見せている」としながらも、その一方で、奇抜な建築物や屋外広告物等の増加により、乱雑な様相を呈していることを指摘している。

そこで、市街地における景観において、地域の特徴別にゾーンを分け、それぞれに目標像を掲げており、中心市街地は、「中心地区」および「繁華街地区」に位置付けられ、目標像および基本的方向は以下の通りである。

【中心地区】

目標像：街の個性を表す、風格ある中心地区の景観

基本的方向：・風格の感じられる庁舎周辺のシンボル景観づくり
・落ち着きのある、地区の大通りづくり
・大通り沿いのスカイラインの整理
・道路付属物等の整理・更新
・気軽に立ち寄れるオープンスペースづくり

【繁華街地区】

目標像：店が立ち並び、にぎわいと楽しさを演出する繁華街地区の景観

基本的方向：・にぎわいのある繁華街地区のモール空間づくり
・歩行者と自動車の良好な関係の構築
・シンプルで落ち着きのある街路灯等の採用
・路上広告物の規制とルール化の推進
・回遊性の高い商業施設のネットワークづくり
・海上や港からの景観を決定づける斜面樹林と家並みの保全

（3）２０１１高知市総合計画

魅力ある都心空間の形成を図るため、土地の高度利用の推進や、都心居住を促進するとともに、中心核としてさまざまな機能を充実させる。また、都心の魅力と回遊性の向上、歴史･文化的資源の活用を図り、にぎわいと求心力の回復に取り組んでいくとある。

（4）高知市都市計画マスタープラン

中央地区の街づくり構想として、『城下町の風情を感じるにぎわいのまち』を目標に掲げ、以下の４つを基本方針としている。

①南北交通軸の形成など都市構造の骨格づくり
②にぎわいと活力のある都心の形成
③県都の中心にふさわしい歴史と文化を感じさせる風格あるまちづくり
④暮らしの安全・安心の確保

また、ゾーン別土地利用・市街地整備の方針において、中心商業・業務ゾーンについて、以下の通り位置付けている。

【中心商業・業務ゾーン】
- 県都の中心にふさわしい歴史・文化を感じることができるまちなみ空間の形成を図る
- 中心市街地の商業・業務機能の高度化と活性化に努める
- 地区計画を活用するなど都心居住を促進する
- 日曜市など街路市やよさこい祭りの振興により、賑わいと郷土の文化を感じることができる市街地環境の形成に努める
- 高知駅周辺や大橋通りなどの再開発事業を進め、都市機能の向上を図る

（5）高知市景観計画

高知市都市計画マスタープラン等を踏まえて景観形成におけるゾーニングを行い、全体としての景観形成の方針をもちながら、各ゾーンに最適な景観形成がなされるようゾーン別に基本方針を定めている。

【都心ゾーン】
- シンボル的な建造物や山なみへの眺望の保全
- まちなかの緑の創出
- 熱環境への配慮
- 風格のあるまちなみの形成
- 個性を活かした景観の保全・創出
- 統一されたスカイラインの形成
- ふれあいと賑わいのあるまちづくり
- 低層部の賑わいと中高層部の品格

[3] その他の事項

■高知県による取り組みとの連携

新図書館等複合施設の建設、JR四国高知駅での来街者へのもてなし機能の強化など、新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させるとともに、街なかの回遊性の向上をはかっていく。

12. 認定基準に適合していることの説明

基　準	項　　目	説　明
第１号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	幅広い年齢層の人が住み、たびたび訪れたいと憧れる街なか暮らし（暮らし維新）ができる中心市街地づくりを目指し、実感できる基盤の充実と回遊性の向上を目標とすることを記載している。 【１．[６]中心市街地活性化に関する基本的な方針】及び【３．[１]高知市中心市街地活性化の目標】参照
	認定の手続	本基本計画の内容は、中心市街地の関係者の参画した「高知市中心市街地活性化基本計画検討委員会」で検討し、「高知市中心市街地活性化協議会」の意見を頂いていることを記載している。 【９．[２]中心市街地活性化協議会に関する事項】及び【９．[３]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進】参照
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしていることを記載している。 【２．[３]中心市街地要件に適合していることの説明】参照
	４から８までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	庁内の推進体制や中心市街地活性化協議会との関係、中心市街地活性化関係主体等による勉強会と連携し、計画づくりに取り組んでいることを記載している。 【９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項】参照
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	中心市街地の位置する都心ゾーンで、中心核としてさまざまな機能を充実させるとともに、準工業地域における大規模集客施設の立地制限に取り組んでいることを記載している。 【１０．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項】参照
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	高知広域都市計画区域マスタープラン、高知県景観ガイドライン、高知市総合計画、高知市都市計画マスタープランなどと整合を図った計画であることを記載している。 【１１．その他中心市街地の活性化のための必要な事項】参照

第 2 号基準 **基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること**	目標を達成するために必要な４から８までの事業等が記載されていること	「新しい街なかの暮らし方を実感できる基盤を充実させる」「街なかの回遊性を向上させる」の２つの目標達成に必要な事業を４．から８．において記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している各種事業の実施が、数値目標の達成に寄与していることを合理的に説明している。 【３．中心市街地の活性化の目標】参照
第 3 号基準 **基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること**	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	全ての事業で事業主体は特定されており、４．から８．で、それを記載している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業等は、計画期間の平成 30 年度までに完了もしくは着手できる見込みであり、４から８で、それを記載している。